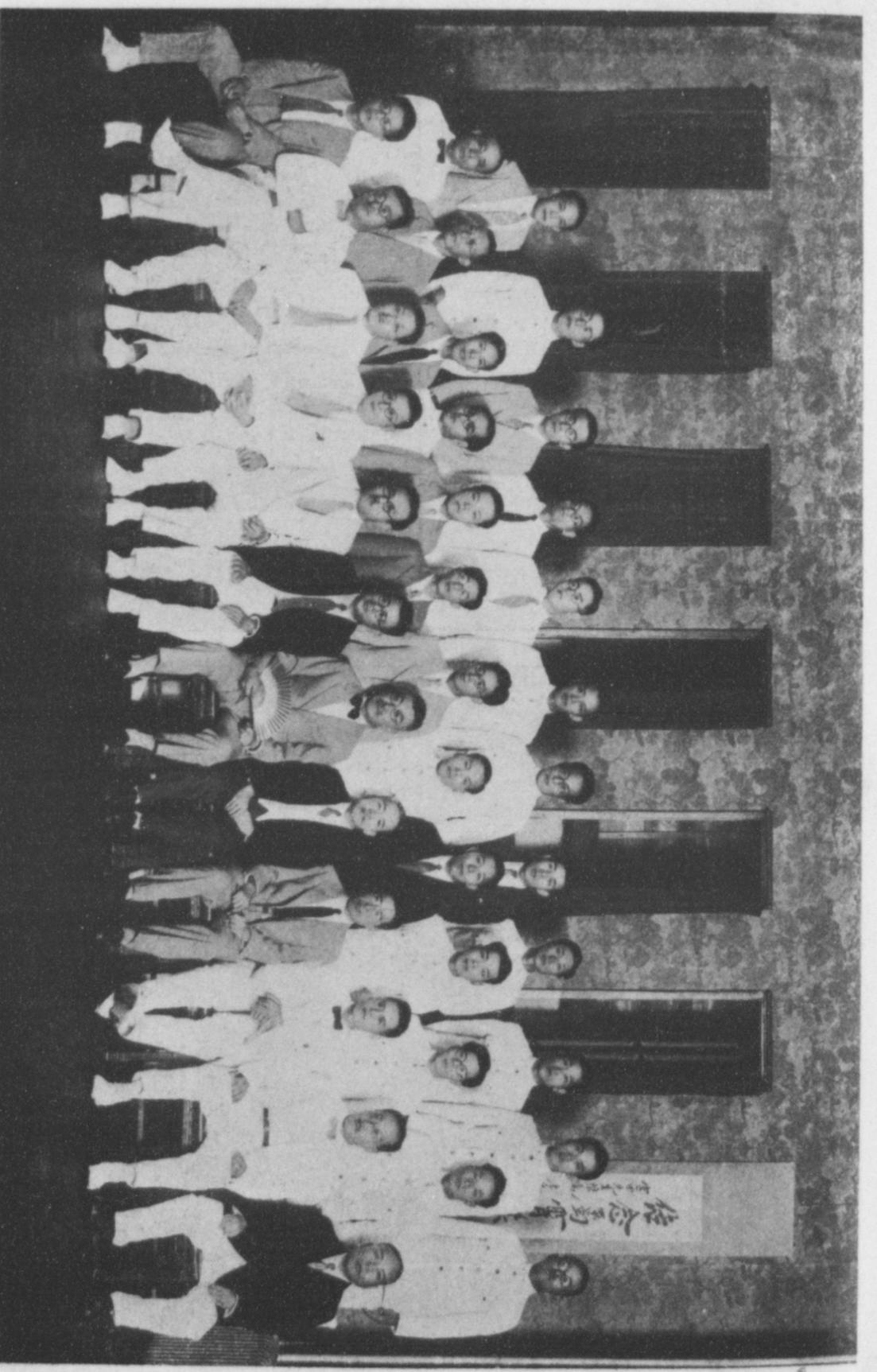


刑 政

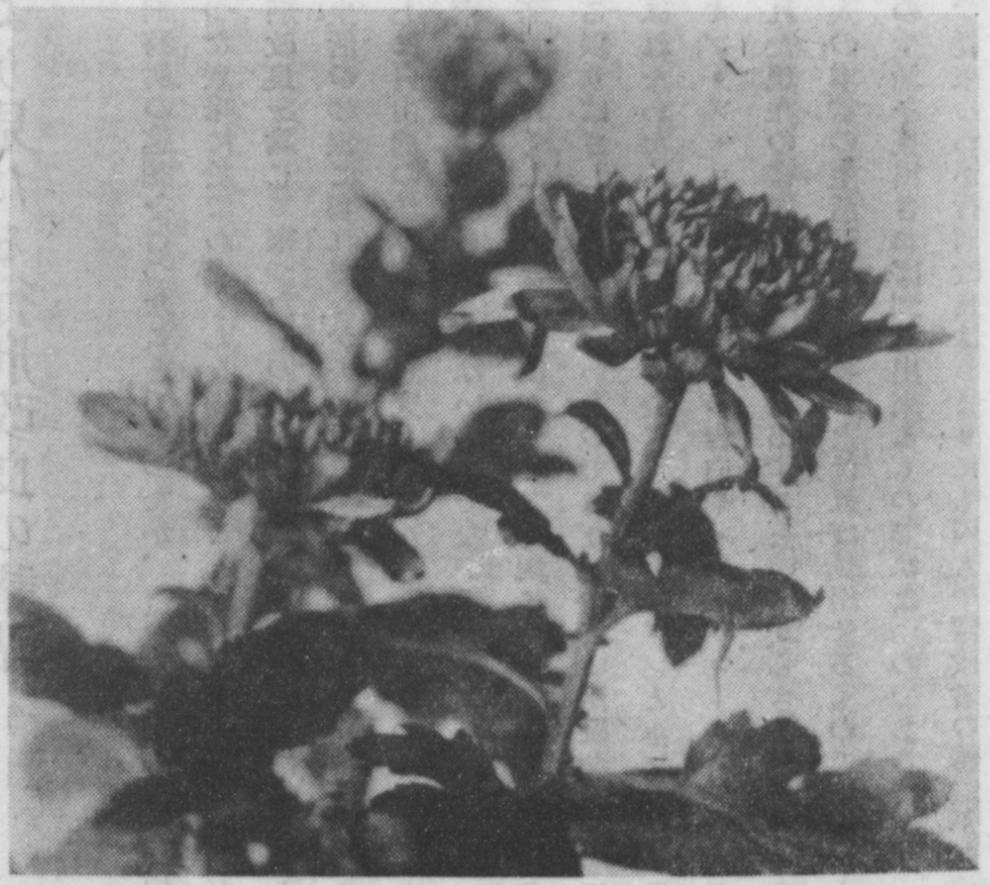
明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(毎月一回一日発行)
昭和八年九月二十八日印刷納本 昭和八年十月一日發行 第四十六卷 第十號

號 十 第		號 月 十		卷六十四第				
宮嶋信夫氏談——雜報——切抜帖から——讀者の頁——海外異聞錄	刑政俳壇——敘任及辭令——家庭の頁——行刑統計	ソヴェト・ロシヤに於ける功勞囚人の特赦に對する一つの考察	刑制度 (完) サウビエツト・ロシヤの行	小菅刑務所防空演習實施報告	行刑に於ける懲罰(二・完)	刑務官の懺悔	斷 種 (中)	囚人より見たる行刑改良の諸點
		中 田 主 税 68	チオーン・ギリシ 53	木 野 信 三 41	近 藤 貞 次 28	岡 部 常 18	木 村 龜 二 4	正 木 亮 2
財團法人 刑務協會 發行								

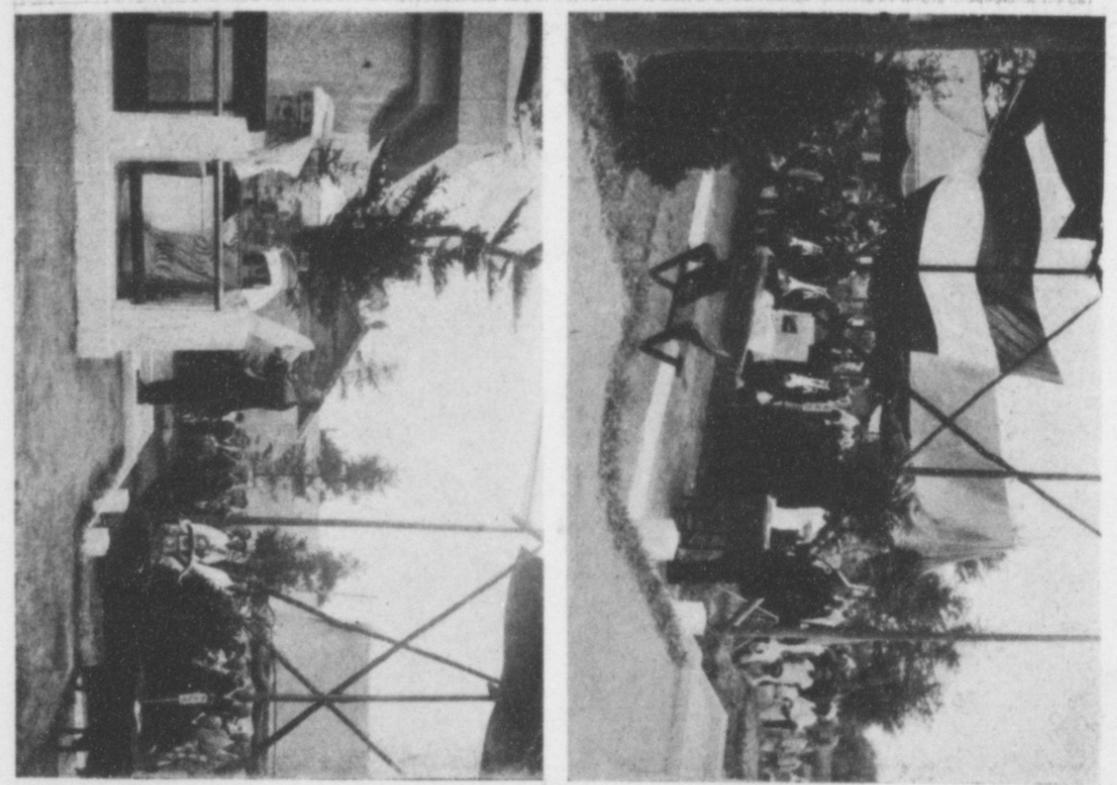


第六回特別練習卒業紀念

刑 政



第 四 十 六 卷
第 十 号



北道判務官忠表碑とその除幕式光景

囚人より見たる行刑改良の諸點

頃日、わたくしは刑務所の巡閲を行つたことであつたが、その時わたくしの耳鼓に響いた收容者の情苦がいつものそれと異つた意味に於てわたくしを刺戟したことを如何ともすることが出来なかつた。

わたくしが従來行刑改良を論じて來つたその論點は常にわたくしの主觀的立場から發したもので、その多くが眞に收容者の生活の琴線に觸れ得たか否かを思ふとき誠に竦然たるものがあつたのである。

一、二年來わたくしは自由刑の法律關係を討究し始めた。そしてその結果、わたくしは行刑改良がわたくしの如き學徒の思索によつて進められる間はいつまでたつても結論に到達し得べきでないことを怖れるに至つたのである。否、わたくしの如き學徒ばかりでなく現に行刑を司る刑務官の改良論でもそれが只自己の見解を基本とする限りはさして價値のないものではないかといふ疑念を持つに至つて居たのである。

かかる懷疑心に囚はれたわたくしはその後、於て再びステファンとホブハウスの出版した現代イギリス監獄やプリズンス・オブ・ツモローの中の囚人の告白やパウエル・コールストツクの冤罪を讀んで見てそこに體験から割り出された現在の監獄への不滿を見出すことの尠からざるを感じたのである。嘗てジャック・マアフィーが囚人の本當の生活は囚人自身でなければ見出せるものではないといつたが、實際眞の監獄改良は囚人の本當の生活を見出さねば到達出来るものではないのである。

その點からいへば、従來のわが行刑改良はあまりにも囚人や釋放者の體験が無視されて居るのである。第一刑務官吏が囚人に面會するときのその心持ちを改良する必要があるのではなからうか。

わたくしは過去十數年の行刑研究の生活に於て實務家より聞く殆んど總てが囚人は嘘をいふものだといふれ従つて囚人の主張はいつも顧みられることが少なかつたことを感ずるのである。

囚人に對するこの見解はおのづから囚人と役人との間に罅隙を生みわが行刑上に於ては囚人の情苦が改良の指針として殆んど無價値であり又行刑學界に囚人の叫びを聞くことが出来ない所以であつたのである。

囚人が嘘言を弄ぶ特性を有するか否かは非常に問題である。わたくしは囚人が拘禁生活上妄想にとらはれ易いものだといふことを否定しない。又利己的性格に偏して故意に嘘言を弄び易いものであることも亦否定しない。しかしその嘘言を導き出す何等かの動機原因の端緒があり得るものであるといふことは實驗的に到底否定し得るものではないのである。よし、それが嘘言であるにしてその端緒までさかのぼつて行刑改良の資料を得るにあらざれば眞の行刑の目的は達せられるものではないと思ふ。

さやうな關係に於てわたくしはさきに擧げた囚人及び釋放者の諸著乃至之等の經驗を引用せる著書が行刑改良の有力な材料であることを信じ得たのである。同時にわたくしは今後のわが行刑學界に於て眞摯なる囚人の改良論が讀み得られることを希望するものである。

更に、行刑の實際の方面に於ては面會を求められる刑務官吏、巡閲官、情願の審査をなす吏員が囚人の情苦を事務的に片付けることなく研究的態度を以て審理することを切望するものである。

かくすることに於て刑務官吏は同時に行刑改良家としての地位をも獲得し得るに至ることを誰が否定し得よう。

昭和八年九月二十日夜

正木亮

斷種(中)

木村 龜 二

- 一 序論
- 二 世界における斷種立法の現状
 - (一) アメリカ合衆國の斷種立法(以上前號)
 - (二) ヨーロッパ大陸その他の運動(以上本號)
- 三 斷種に關する輿論及び學說
- 四 斷種に關する法律問題
- 五 結語

一一(續き)

二 ヨーロッパ大陸においては、尙ほ、斷種そのものに對する反對論乃至懷疑論がないではないが、然し、段々と斷種立法が實現せられる機運となつて居る。その第一の斷種立法はスイスのそれであつた。

一 スイス スイスにおいては、既に、ヨーロッパ大戦前において、久しくチューリッヒ州に

おいて斷種が實行せられて居つた。然し、最初に斷種立法が實現せられたのはヴ・ー州においてであつた(七)。

(七) Verraeck, La stérilisation des incurables et des psychopathes en Suisse, Revue de droit pénal et de criminologie, 1928, p. 890, du même, Un an d'application de la loi sur la stérilisation des anormaux mentaux dans le canton de Vaud, Revue de droit pénal, 1931, p. 310 et s. H. W. Maier, Das Sterilisationsgesetz von Vaudt, Monatschrift, 20. Jahrg. 1929, S. 49; E. Delaquis, Sterilisationsgesetz des Kanton Vaudt, Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 42. Bd. 1929, S. 119, vgl. S. 127 f.; Blasbale, ibid., Zeitschrift, 52. Bd. S. 484 f.

このヴ・ー州の法律は、同州の千九百一十一年二月十四日並に千九百二十一年十一月二十三日の法律を修正して、第一條を改め、新に第二十八條bを附加したものであつて、それに因つて法律上斷種が規定せられることとなつたのである。その第二十八條bに従へば、精神病者又は精神薄弱者であつて、治療不可能と認定せられ且つ缺陷ある子孫以外を持ち得ないといふ可能性のある時は、其の者の生殖を阻止する爲めに、之に醫術的處分(mesure d'ordre médical)が爲され得る。但し、右の醫術的處分は、健康委員會の承諾ある場合に限り、爲される。然し、健康委員會自身は、豫め調査を爲し、且つ自己の任命したる二人の醫師の鑑定を受け、同意を得た上でなければ、右の承諾を爲すことを得ないのである。又、費用の負擔はこの健康委員會が決定することとなつて居る。この斷種の對象となるところの精神病者及び精神薄弱者は、其の狀態が保護を要するか、又は、本人自身若は他人に對して危険なる總ての者をいふ。

二 デンマーク 次に斷種立法が爲されたのはデンマークである(八)。

(八) Verraeck, Commission danoise d'étude d'un régime juridique de stérilisation, Revue de droit pénal, 1928, p. 182;

du même, La stérilisation des délinquants, Revue, 1929, p. 94; Goll, Loi du 1er juin 1929 sur la stérilisation, Recueil de documents en matière pénal et pénitentiaire, vol. 1, livr. 2, 1931, p. 175 et s.; Ley, La stérilisation et la castration des dégénérés au point de vue eugénique et thérapeutique, Revue de droit pénal, 1933, p. 562 et s.; Lucas, Dänisches Gesetz über die Zulassung der Sterilisation, Monatschrift, 20. Jahrg. 1929, S. 627 f.; derselbe, Die Wirkungen des dänischen Sterilisations-Gesetzes, Monatschrift, 23. Jahrg. 1932, S. 182 f.; Blasbalg, Zeitschrift, 52. Bd. N. 385 ff.

デンマークの斷種法は千九百二十九年六月一日に作られた。この法律では、斷種の對象となる人を二つに區別して居る。第一の種類の人間は、性的衝動が異常に強烈であるか又は異常なる方向を採る爲めに犯罪を爲すに至らしめられ且つ自己自身並に一般社會に對して危険とせられる者である。この種の人間に對しては、施術の結果につき豫め醫師が調査を爲し且つ本人の申請があつた場合に、裁判所醫師委員會及び保健官吏の報告に基き司法大臣が許可を與へたならば、性的器管に對する施術を行ふこととなつて居る。右の施術の申請を爲し得るのは成年年齢に達した者に限る。然し、本人が禁治産者である時は後見人が申請すべきである。申請者が既婚者である場合には、原則として、配偶者の同意を必要とするのである。第二の種類の人間は、精神異常者であつて、國立收容所の保護の下にある者又は千八百九十一年四月九日の救貧法第六十一條に因つて認められた收容所に收容中の者で、第一の種類の人間程法的安定に對して危険ではないが、生殖不可能ならしめられることが、一般社會並に本人自身の爲めに特に重要であると考へられる者である。これ等の人間に對して、司法大臣は、裁判所醫師委員會及び保健官吏の報告に基き施術を許可し得る。この場合、施術の申請は、成年年齢に到達した者についての

み爲され、且つ、當該收容所の長に依つて爲される。又、その申請については、本人が精神的缺陷に因り施術の意味について理解し能はざる者でない限りは、本人の同意を必要とする。本人が禁治産者である時は、其の後見人が同意を爲すことを得る。又、本人が既婚者であつて、その婚姻が收容所收容又は事實上の分離に因り解消しない限り、原則として、配偶者の同意を必要とする。こととなつて居る。右のいづれの場合においても、司法大臣が施術の許可を與へた場合には、施術の方法についてその醫學的名称を明らかにして報告せられることを要する。第一の種類の人間に關する場合には、本人が優秀なる外科醫の中から施術を爲すべき醫師を選択する。之に反して、第二の種類の人間に關する場合には、當該收容所の長が醫師を決定する。いづれの場合においても、醫師は、施術後遲滯なく司法大臣に報告することを要する。又、司法大臣が施術の申請を却下した時は、却下の日より一年を經過するに非ざれば再び申請を爲し得ない。但し、以前の申請の當時存在しなかつた事情で、決定に對し重要なる意味のある事情が成立した場合は、この限でない。施術の費用は原則として本人が負擔することとなつて居る。

このデンマークの法律の適用の結果が最近發表せられた(九)。それに依ると、右の第一の種類の人間については、五人の男子に對して去勢が行はれた。その中の四人は風俗犯を爲した者であつた。女子に對しては未だ法律の適用がない。第二の種類の人間については、十七人の男子に對して去勢が行はれた。それ等の者は皆風俗犯を爲したために收容せられた者であつたが、其の中の七人は精神薄弱者であつた。又、精神薄弱者收容所から假釋放が爲された一

人の男子に對しては、婚姻を理由として、斷種が爲された。更に精神薄弱者收容所收容の女子十三人及び癲癇病者收容所收容の女子二人、合計十五人の女子に對しては斷種(輸卵管除去)が許可せられた。その結果は、去勢が爲された男子は、現在までには、再び新犯罪を爲さず、又、其中、特に施術以前には收容所に收容せられて居つた者は、再び收容せらるべき事故を引き起して居ない。裁判所醫師委員會に依り調査せられたところに依れば、施術の結果は良好であるとせられて居る。又、斷種せられた女子については、施術の結果、收容所より釋放せられることとなつた。これ等の被釋放者は、原則として、家庭的保護の下に置かれるか、又は、保護監視に付せられたが、大體において收容所外においても各々満足なる成績を示して居るといふのである。

(九) Lucas, Die Wirkungen des dänischen Sterilisations-Gesetzes, Monatschrift, 23. Jahrg. 1932, S. 182 f.

三 ドイツ ドイツでは、最近の報告(一〇)に依ると、本年(一九三三年)七月二十六日の法律を以て斷種法が制定せられたと爲されて居る。私は、未だ不幸にして、其の法律の内容を知る機會を持たないが、この國におけるその今日の立法に至る経過は甚だ興味あるものであるが故に、之を稍詳細に記して置きた(一一)。

(一〇) Landman, Human sterilization, The journal of criminal law and criminology, Vol. XXIV, No. 2, 1933, p. 403.

(一一) Blasbalg, ibid., Zeitschrift, 52. Bd. S. 489 ff.

ドイツの立法者が斷種問題に關心を示し出したのは、ヨーロッパ大戦前のことである。然し、それは斷種に反對するといふ意味においてであつた。それで、千九百十四年七月十四日に「斷種

及び妊娠中斷に反對する法律(Gesetz gegen Unfruchtbarmachung und Schwangerschaftsunterbrechung)の草案が議會に提出せられたのである。この法律案は全部で四條から成り、第一條では、他人の生殖能力若は分娩能力(Gebärfähigkeit)の除去又は妊婦の胎兒の殺害の爲めにするところの侵害又は處置は、本人の身體又は生命に對する重要にして且つ他の方法に依り除去すること能はざる危険を除去する爲めにのみ且つ國家に依り認められたる醫師に依つてのみ之を爲すことが許されるとせられて居つた。そして、第三條では、第一條に因る權限なくして、本人の承諾を得て他人の生殖能力又は分娩能力を故意に除去したる者は、三年以下の懲役、減輕事由のある場合には一月以上の禁錮に處す(第一項)、及び、第一條に因る權限なくして、故意に、他人をして自己の生殖能力又は分娩能力を除去せしめたる者は禁錮に處す(第二項)とせられ、又、其の未遂が罰せられることとなつて居つた(第三項)。この法案は、千九百十八年七月十六日の議會にも、再び、提出せられたが、議會の人口政策委員會に付託せられたままとなつたのである。

ヨーロッパ大戦後には、ドイツにおいては優生學運動が盛んとなつて來た。特に、ツヴィッカウの醫師ポータールスがこの運動の尖端に立つて大いに活躍した。彼は、檄を飛ばし、官廳に請願運動を爲して、その所謂『手術に依る無價値なる生命の防止』(die Verhütung unwerten Lebens durch operative Massnahmen)に關する法律案の實現に努力したのであつた。この法律のことを彼自身は『ツヴィッカウ法』(Lex Zwickau)と名づけて居つた。その千九百二十五年十月十八日の形式の下における草案の内容は次の如きものであつた。

(一) 學齡に達したる兒童であつて、生來の聾癩病又は癡愚に因り正常なる普通教育に有効に参加する能力なしと認定せられたる時は、之に對して、能ふ限り迅速に、生殖能力除去の手術を施すべきである。但し、内分泌に重要な器官は保存すべきである。(斷種)。

(二) 公の又は私の收容所において保護を受けつつある精神病者、精神薄弱者、癩癩病者、生來の盲者、生來の聾者及び道德的不確定者に對しては、其の釋放又は休暇許可に先ちて、斷種を行ふべきである。

(三) 精神病者、精神薄弱者、癩癩病者、生來の盲者及び生來の聾者は、斷種の手術を受けたる後に非らざれば婚姻を爲すことを得ない。

(四) 父の確認し難き子供を屢々生みたる婦女又は少女については、その精神状態を調査すべきである。調査の結果、遺傳的に缺陷あることが明白となりたる時は、之に對して斷種を行ふか又は妊娠能力の消滅するに至るまで隔離せられたる收容所に拘禁すべきである。

(五) 遺傳的缺陷を有すること明白なる受刑者に對しては、本人の申請ある時は、本人が任意に斷種手術を受けたる後には、部分的刑罰免除が爲さるべきである。風俗犯に關する裁判手續は特別法を以つて規定する。

(六) 斷種は、外科及び婦人科の醫術に通曉し且つ必要な醫療器具を有する醫師のみが之を行ふことを得る。手術及び事後の手当は貧者に對しては無料とする。

(七) 完全なる人間に對する斷種行為は重き身體侵害として處罰する。

(八) 本法の施行については施行法を以つて規定する。

ポーターテルスは、更に、この「ツヴァウカウ法」の施行法(十一條より成る)を立案した。然し、一般に、優生學に關する文献では、このポーターテルスの提案は行き過ぎたものとして否定せられて居る。

このポーターテルスの提案とは獨立に、ドイツでは、醫學者及び生物學者の専門家の間では、先づ強制的斷種を實現するよりも、寧ろ、斷種が本人の承諾に基いて爲される時には、優生學的理由から爲される場合にも、違法でないとするところの法律的基础を獲得することに努力せられつつあつたのである。元來、ドイツ刑法第二百二十四條では、身體侵害の結果、被害者が「生殖能力(Neueingungsfähigkeit)」を喪失したる時は、五年以下の禁錮又は一年以上の懲役に處せられることとなつて居るのであるが、この場合、被害者の承諾が如何なる範圍において違法性を阻却するかについては、激しく争はれて居るところであつた。それで、この點について解釋が一定して居ない結果として、ドイツでは、一方では、或る州では、斷種が検事局の干渉なくして行はれ、しかも、或る場合には、未成年者について後見裁判所が斷種の承諾を與へたことさへあるのである。勿論、他方においては、手術を爲した醫師が起訴せられ、醫術的理由以外の理由で斷種を爲したといふ事由に因つて、重き身體侵害の有罪宣告を受けたこともある。

それで、既に、現行法の改正について、公の運動がザクセンの州健康委員會から起されて來て居つた。即ち、このザクセン州健康委員會は千九百二十九年に一の改正法案をザクセンの内務省及び司法省に提出し、更に、この法案はザクセン内務省と司法省との賛成を得て帝國議會に提出

せられたのである。この法案は刑法第二百二十四條^aとして、次の新條文を挿入することを目的としてをつた。曰く、『精神病、精神病に類似するところの他の精神障害又は確認せられたる重き犯罪的素質を有する者又は之を有した者であつて、官に依り認定せられた二人の醫師の鑑定に依れば、其子孫に重き障害を、大なる蓋然性を以つて、期待せしめる者が、醫師に依り生殖無能力と爲されたる時は、可罰的、身體侵害は存在しない(第一項)。施術には、本人の承諾又は未成年者に在つてはその法定代理人の承諾、及び、いづれの場合においても、後見裁判所の同意を必要とする。鑑定人は、一名の精神病醫及び一名の優生學並に人種衛生學に經驗を有するところの醫師を以つてす』と。

ドイツ刑法草案千九百三十年案)では、特に斷種の規定がない。然し、解釋としては、草案第二百六十三條に従へば、斷種が醫學的理由に依る場合は犯罪が成立しないこととなるし、又、第二百六十四條に従へば、特別の理由がなくても、承諾があつた場合、斷種が善良の風俗に反しない時は、斷種は犯罪とならぬこととなつて居つた。然し、その範圍については、必ずしも明白でない。

勿論、斷種については、帝國議會の刑法委員會において問題とせられた。千九百二十八年十月三十日の委員會では、草案第六十二條に關聯して、ドイツ國民黨議員から一の提案が爲された。元來、この草案第六十二條は草案第五十五條に規定せる保安處分に因り拘禁せられた者の釋放に關するものであつて、『被拘禁者は、法律又は裁判所に依り定められたる拘禁の期間經過の以前においては、裁判所の同意ある場合にのみ釋放せられる』となつて居たのである。それで、國民黨

提案はこれに續いて、第二項として、『裁判所の同意は、特に、被拘禁者が斷種の施術を受けたる時に之を與へることを得る』といふ項を挿入するといふことであつた。然るに、この提案を補足するものとして、更に、ドイツ共產黨議員に依り、第三項として、『被拘禁者の斷種に對する同意の表示は、被拘禁者が其の從來の又は新に自ら選任したところの辯護人及び行刑官廳專屬に非ずして被拘禁者自身が選びたる信任の醫師と協議するにつき十分の機會を持ちたる後に與へられた場合にのみ、有效なるものと爲す』といふ新項を挿入すべきことが提案せられた。又、最後に、ドイツ社會民主黨議員は、右のドイツ國民黨議員の提案に、更に、『醫學専門の一人の鑑定人の意見に従つて』といふ文句を挿入して、斷種の要件とすることを提案した。然し、これ等の提案は、委員會では、強制的斷種が時期尙早であること、遺傳學の結果が未だ確定的でないこと、斷種に因り風俗犯の危険が必ずしも除去せられないこと等を理由として採用せられるに至らず、更に、小委員會に付託せられたが、小委員會では未だ討議するに至らなかつたとせられて居る。

千九百二十九年六月二十六日の委員會においては、草案第二百六十三條の下に醫術的理由に因る斷種が含まれるとせられたが、社會的及び優生學的斷種は第二百六十四條の下で問題となるとせられ、それ故に、その場合、斷種が善良の風俗に反するか否かが個別的に検討せらるべきこととなつた。それで、委員長のカールは、醫學委員會が第二百六十四條の規定につき了解を持つて居る旨を報告したのであるが、投票の結果は二百六十四條そのものが否決せられることとなつた。

更に千九百三十一年二月六日及び十一日の委員会において、社會民主黨議員に依つて、草案第六十四條^aとして『公共の安寧に對し危険なる常習犯人に對しては、専門醫の鑑定に依り、その惡しき遺傳的素質が子孫において再び發現するの虞ありと爲されたる時は、本人の同意を得て斷種を行ふ』といふ新條の挿入が提案せられた。これに對して、ドイツ共產黨議員は、更に、補充的提案として、『被拘禁者の斷種に對する同意の表示は、被拘禁者が其の從來の又は新に自ら選任したところの辯護人及び行刑官廳專屬に非らずして被拘禁者自身が選びたる信任の醫師と協議するにつき十分の機會を持ちたる後に與へられた場合にのみ、有效なものと爲す』といふ規定を第六十四條^aの第二項として加へることを提案した。かくて、これ等の提案の討議とともに再び斷種について論議が爲されたが、結局、強制的斷種は否決せられ、任意的斷種については第二百六十四條の討議まで延期せられることとなつたのである。

第二百六十四條の討議では、一旦削除せられた同條が再び復活せしめられることとなつた。刑法委員會の多數の意見では、優生學的及び社會的理由から爲される斷種が如何なる場合に許されるかといふことは第二百六十四條の規定で満足なる解決が與へられて居るといふのであつた。かくて、この規定に因つてドイツでは、其の他の國とは反對に、斷種問題は、特別法に依らずして、刑典の中に規定せられることとなると爲され、又、本人の同意の外に、特別の専門家委員會の同意を必要としないとせられた。従つて、斷種を爲すべきか否かは醫師と被施術者とに依つてのみ決定せられることとなり、裁判官は、その施術が善良の風俗に反するか否かを決定する責

任を持つと爲されることとなつたのである。

本年(一九三三年)五月二十六日の法律に因り(二)ドイツでは現行刑法の修正が爲され、第二百二十六條^aが新に附加せられることとなつた。この新しい規定は、右の千九百三十年の草案第二百六十四條を其のまま法律と爲したものである。従つて、これに因つて、優生學的理由及び社會的理由に因る任意的斷種が一定の場合に許されることとなつたのである。それ故、本年七月二十六日の斷種法は強制的斷種を規定したものであらう。

(111) Schäfer, Das Gesetz zur Abänderung strafrechtlicher Vorschriften vom 26. Mai 1933, Deutsche Juristen-Zeitung, 38. Jahrg., 1933, S. 792.

四 フィンランド この國では千九百二十九年に強制的斷種法が制定せられた(112)。

(112) Landman, Human sterilization, p. 53.
五 スエーデン スエーデンにおいては、既に殆んぎ百七十餘年以來癲癩病者に對する婚姻禁止が行はれ、千九百十五年には、更に、精神病者及び精神薄弱者に對しても婚姻禁止が擴充せられた。然るに、千九百三十年に至つて斷種法案が議會に提出せられることとなつた(114)。

(114) Almqvist, Projet de loi sur la stérilisation de certains individus, Recueil de documents en matière pénal et pénitentiaire, vol. 1, liv. 1, 1931, p. 83 et s. Blasbalg, Ibid., Zeitschrift, 52. Bd. S. 487.

このスエーデンの法律案に従へば、遺傳に因り、自己の子供に對して精神病、精神薄弱又は癲癩病を傳へ、其の結果、子供をして全然他人の扶助を必要とするものたらしめる者なりと認定するにつき充分の理由ある場合には、本人の同意を得て、其の者に對して斷種の施術を爲し得るので

ある。又、右に掲げられた病氣に因り、自己の子供を扶養すること能はざる者に對しても、若し其の病氣が遺傳性のものなりと考へらるべき理由がある時は、斷種が許されることとなつて居る。斷種の方法は、一般に本人の健康を損する虞なきものたることを要する。又、斷種は、特別の理由なき限り、成年年齢に到達せざる者及び治療の見込が未だ失はれざる精神薄弱者に對しては行はれない。斷種の結果についての完全なる認識を以てする承諾がない時は、何人に對しても施術は行はれない。又、施術を拒絶し又は之に反對したる者に對しては、斷種は許されない。他人の保護の下に在る未成年者に對しては、その保護者の承諾なくしては斷種が行はれない。精神薄弱又は常習的アルコール濫用の結果、後見に付せられて居る者については、後見人の承諾を必要とするのである。

六 イギリス イギリスにおいても斷種の問題が立法問題とせられるに至つて居る。既に千九百三十一年にチャーチ大佐に依り斷種法案が下院に提出せられると、そのことが報ぜられて居つたが、又、千九百三十二年五月二十四日のタイムズ紙にも、同年五月にロンドンにおゝつた「任意的優生學的斷種會議」(Voluntary Eugenic Sterilization Conference)が開かれ、優生學的理由に因る任意的斷種について討議が爲されたことが報ぜられ、其の際、一議員に依り、近く任意的斷種法案が下院に提出せられる旨が報告せられたと爲されて居る(一五)。

(一五) Verraeck, L'opinion des psychiatres anglais au sujet de l'efficacité des mesures de stérilisation, Revue de droit pénal, 1927, p. 374; Alexander, La stérilisation des anormaux en Angleterre, Revue de droit pénal, 1931, p. 893; Blasbalg, Zeitschrift, 52. Bd. S. 487 f.; Landman, Human sterilization, p. 53; Archiv f. Krim., 98. Bd. 1931, S. 249.

七 カナダ 我々は再び、アメリカに歸つて、ここに、合衆國以外において、既に、斷種法を持つ國を見出すのである。その第一は、カナダのアルバータ州である(一六)。ここでは、千九百二十八年三月二十一日に斷種法が制定せられた。

(一六) Verraeck, La stérilisation des délinquants, Revue de droit pénal, 1929, p. 94; Blasbalg, ibid., Zeitschrift 52. Bd. S. 483 f.

このアルバータ州の法律に従へば、精神病收容所に收容せられたる者が釋放せられる場合には、其の收容所の長及び其の他の吏員は、右の被收容者に關して、診査委員をして又は診査委員の立會の上で、之を調査せしめる。若し、調査の結果、被收容者が生殖の危険を阻止せられ、且つ、それに因り、精神障害を子孫に傳へることに因つて害悪を増加せしめるの危険が阻止せられるならば、危険なき者として釋放せられ得る、と一致して、總督の任命した委員會に依り認定せられた時は、右の委員會は書面に依つて詳細に斷種方法を命じ、且つ、施術の爲めに適當の外科醫を任命することを得る。そして、施術については、原則として、本人の同意を必要とするとせられて居るのである。

八 メキシコ ここでも、ヴェラクルズ州で、千九百三十二年に斷種法が作られた(一七)。

(一七) Landman, Human sterilization, The Journal of criminal law and criminology, Vol. XXIV, 1933, p. 403. かくて、今や、斷種立法の問題は世界を一週しつつあるといひ得るのであつて、従つて、そこには諸種の立場からの批判及び主張が爲されつつあるのである。それで、以下においては、それ等の點について考察をすることとしよう。

刑務官の懺悔

岡 部 常

一 従前から可なり普遍的に唱へられて居る刑務界に於ける累犯観は、私の寡聞か、或は認識不足の爲めか——それならば私は寧ろ幸とする所だが——大體に於て改善至難と謂はむよりは、寧ろ改善不能と見る傾向が強いやうに感ぜらるゝ。極めて無造作簡単に累犯救ふべからずと片附けられて居るやうだ。而して此無造作に考へられた累犯の波は年々歳々高まる一方で、いづれの時に停止するかの見極めも出來ず、漫然爲るがまゝに放置せられて居る恰好になつて居る——此點も私の認識不足であるならば結構であるが——斯くして累犯者自身苦しみ、社會も亦大なる苦惱を體驗しつゝある。

累犯者は果して救ひ得ざるべきものであるか？
 是れは犯罪人其の者の方面とそれを取扱ふ人々の兩方面より觀察して見る必要があるであらう。而して此の兩方の觀點の中犯罪人の方面から見るとは即ち常習犯人

若くは慣習犯人の問題で、それが最も大切であることは想像に難くない。心理學的に精神病學的に或は生物學的に精密な觀察研究を経て相當に判斷の材料が蒐集せられようし、現在に於ては既に相當な判斷が下されるやうに、即ち累犯者の性質其のものが究明せられて居ることを信ずる。而して累犯者必ずしも常習犯人に同じものでないことが分明して居ることを信ずるが、私は暫く此の方面を別にして、専ら夫れらの人々を取扱ふ吾々の方面より觀て累犯者の果して救ふべからざるものなりや否やを探求して見たいと思ふ。

二 累犯者を取扱ふ吾々刑務官の態度は果して如何様になつて居るか？ 累犯者即常習犯人、累犯者は手におへぬもの、箸にも棒にもかゝらぬ厄介な代物と見て、たゞ裁判所で言渡した刑期を後生大事と守つて過らざらむことを努める。拘禁中取扱ひ易い様に、お世辭を言つ

て煽てながら或は威嚇しながら、せめて作業収入でも増加して國費負擔の軽減を策する。收容費の何割を回収したと喜び或は刑務所經費の自給自足に近づきつゝありと欣ぶ。謂はゞ體の良い駄々つ子懷柔策のお守役を勤めて居るに過ぎないのではないか？

賞表附與を單に政略的にのみ利用したり、累進處遇の適用の考も起さなかつたり、或は行刑教育有害説を提唱して見たり、賞與金極端制限論を考へて見たり、勿論そこに假出獄制度のことなど念頭に浮びさうな筈もないこととに別段不思議もない話だ。

右の如き向上心を杜絶せられた、理想を喪つた刑務官の取扱に依つて、向上心を以て理想に精進して更生し得る受刑者が果して澤山あり得るものか？ 考へた丈けでも慄然たらざるを得ないものが存する。靜に回顧すれば従前より如何に多數の靈が此の無造作な而して無關心な刑務官の思想に依つて絶望の深淵に沈倫せしめられたことであつたらう！

今翻つて實際の成績に就いて考察して見よう。假に或累犯専門刑務所の満期釋放者にして完全に五年内不再入者と確定した數字を示すことにする。即ち昭和二年中釋放せられて爾來五年再犯に陥らず、少くとも昨年末日に

は其の大部分は完全に刑法上の累犯として取扱はれざるべき人々の數字だが——それは再犯率に對する價值判斷としては全釋放者數並再入者數が示されなければ本統の判斷は能きないことではあるが、それは暫く聞くのを我慢して頂くとして——實に四百五十人といふ多數の累犯者が能くも努めて累犯者としての耻辱の範圍外に脱出し去つたことに對しては、今まで或豫斷に捉はれて來た世人一般或は少くとも刑務官は少なからぬ驚愕を感ぜらるゝことと信ずる。實際此の數字の絶對的價值丈けでも、靜に而して深く考へる價值と必要があるものと思ふ。

若し夫れ其の四百五十人の内容を仔細に點檢して見るとそこに一層考へさせられるものが存するのだ。即ち釋放時行狀審査に就て、「改悛ノ狀無シ」と斷定せられた者つまり無造作に累犯改善至難即ち晚かれ早かれ聽ては屹度其の内に刑務所に復つて來ると豫想せられた人數が四百五十人中六割二分六厘強の二百九十二人の多きに達するの點である。考へて見れば役人として能くも大膽に改善至難の烙印を斯くも多數に押したものだと思はせられるし、釋放者としては能くも立派に耐え忍むで來たものよと感服せしめられる譯だ。改悛の狀「認め難シ」の九人は別に評を要しない。改悛の狀「稍有リ」の百二十

一人は相當適切なる觀察を爲し得たものと言へる。が然し驚くべきは滿期釋放者の中に改悛の情「有り」竝「顯著」が六人三十二人を算することだ。

「稍有り」以下に就ては聊か考察を加ふる必要があらうと思ふ。「稍有り」とは釋放後の事情にしてよろしければ或は再犯には陥るまいと觀察せられた人々だ。これらの人々が能く辛棒して再犯に陥らなかつたことは判定を與へた刑務官にとつては、せめてもの仕合せと謂はなければなるまい。然るに他の「有り」が六人「顯著」が廿二人もあり、それが普通滿期に至つて釋放せられたことに就いては、吾々刑務官の眞意いづれに在りしやと自ら質問したくもなるのだ。

三 私刑務官の職務を人を「出す」ことに存する——積極的に人を世の中に送り出すことに存することを主張して來た。従前一般に考へられた様な刑務官が單に人を入れて居るものでないことを唱へて來た。刑務所に人を入れる仕事は別に人があり直接には吾々の關せざる所である。吾々の仕事は犯人を刑務所に入れる人の立場と異り犯人を入れた其の時から始まらねばならぬのである。積極的に、より良き、より強き而して正しき人間を作り出すといふ至難ながらも高尚な仕事がそのときか

に、私は殆んど大した力を發揮し得まいと考へる。口には教育刑云々と受賣りをなし、表面優しいことを唱へても、それで收容者の肺腑を衝いて彼等を感じせしめることは到底望み得まいと思ふ。併し、それでも現に私の關係する範圍内に於て四百五十人もの人々が再犯に陥らずに踏み留つて居るではないか。既に相當効果が擧つて居るのではないかと駁する人があるかも知れぬが、私は之れに對しては眞面目に答へる勇氣を有しない。何んとなれば、其の結果は行刑の結果であると言ひ得ないからである。彼等の大部分は既に裁判を受けるだけで充分であつたかも知れない。或はもつと早く警察に呼び出されることだけで十分目的を達したのかも知れないのだ。刑務官が彼等の改心に手助けでもした様に言つたら彼等は心秘かに苦笑することでもあらう。更らに彼等の心理に立入つて改悛の狀「顯著」だとか「有り」とか「稍有り」或は「認め難シ」とか甚だしきに至つては勇敢にも「無シ」なき、斷定するに至つてはむしろ爆笑を禁じ得ないであらう。彼等は或意味に於て眞に強い人々で又尊敬すべき點を持つてゐる人々だ。彼等は従前の行刑を俟つまでもなく獨り立ちの出来る人々なのだ。所謂文王を俟たずして起つ種類の人々なのだ。或は然らずとすれば

ら始められるのである。而して結局は刑期滿了によつて當然に出すのではなくてむしろ積極的に釋放の價値あるものとして證明を與へて世の中に送り還す仕事を分擔して居る譯である。出来ることならば一日も早く世の中に送り出すこと即ち假出獄を爲すことが吾々の重大責務だと信じそれを目標として行刑を開始せねばならぬと確信する者だ。然るに吾々が五年前に實際執つた態度は如何なるものであつたか？

吾々は改悛の狀「顯著」或は「有り」といふ相當の保證を與へながらも何を憚つてか刑期滿了を待つて釋放するのみで敢然としてより早く世の中に送り還し良民生活に入らしめようといふ勇氣を持ち得なかつたものか？これは全く吾々刑務官の不徹底な而して不親切な考へ方に原因すると見るのが適當だと思ふ。即ち彼等の社會復歸といふことを眞剣に考へずに、目前の行刑のみに着眼して政略的に欺瞞的に賞遇を適用し、善良なる市民を送り出す念慮なく其の日々を誤魔化し送り、所謂善良なる囚人を作ることに専念したものと批評せられても差支へないと思ふ。其の日暮しの行刑、欺瞞の行刑と評するも過言ではあるまいと思ふ。

如斯刑務所の態度で實際如何なる效果ありやといふ

皮肉に觀察して不親切な行刑に反感を抱いて反撥的に發奮した人々もなきにしもあらずと見られないこともない。

是等の人々に對して積極的に適正なる行刑、少くともより親切味の籠つた行刑を行つたものとして、其の効果は如何なるものか？そこに當然行狀の判定に改悛の狀顯著、有り、と認定せられた廿六人の人々は當然に假出獄に依つて早く天日を拜し得、稍有りと認定せられた百廿一人の人々の少くとも半數の人々が同様の救の手に援助せられ、更らに二百九十二人の改悛の狀無しと斷定せられた人々——中には反撥的に改善したかも知れない若干名を想像することが出来るが——の中から若干名の人々が同様の手に拾はれたであらうことは想像に難からざるところである。其の成績を概観して現在一般假釋放の實蹟と比較考察して見て、五年内再入せざる極めて成績良好なるものと賞讃せらるべきものとなつた筈なのだ。又不親切な行刑に反撥して改善した人もあらうかと言ふたが、是等の人人を憤慨せしめて、ぢつと耐へて犯罪より遠ざからしむることが得策か、將た行刑の親切に感銘せしめて、そこに萌しかけた改悛の狀に拍車をかけて積極的に善事を敢行せしむる人を作り出すのと孰れを

選ぶべきかは比較論評の限りでないと思ふ。
如斯行刑の基調を變改した結果よりして彼等の享くる利益、彼等を圍る人々の喜悅、延いては社會が如何なる好影響を受くべきものなるかは敢て説明を要しないと思ふ。

四 併しもつと重要な點は他に存する。抑々國家の行政と謂ふものは如何なる人々を目標として爲さるべきものか？ いふまでもなく一般大衆を對象とするものだ。所謂文王を俟たずして起つ種類の人を對象とする要はないのである。即ち曩に擧げた設例の場合としては四百五十人の不再入者に對應する不名譽なる數字の——こゝに遺憾ながら相當多數の好ましからぬ數字を告白しなければならぬが——八百二人を對象としなければならぬ。彼等は四百五十人の人々と同様に或はそれ以下に取扱はれた人々だ。少くとも積極的に親切な行刑によつて假釋放せられさうにも見えなかつた人々なのだ。是等の人々がより適正な、より親切な而して世の中に「送り還し」或は「押し出す」作用を中心とした行刑を受けたものと想像すると其の結果はどうなるか？ 私には彼等の大多數を假釋放にまで誘導し得るとまで樂觀はしないが、少くとも四百五十人の不再入者の仲間をふや

すことは必ず出来ることを信ずる。實際彼等は吾等の救の手を待つて居るもので、一寸した援助によつて復活出来る筈のものなのだ。其處に救ふ手の有る無しで浮沈の瀬戸際に彷徨して居る迷へる羊に過ぎないのだ。私は是等の人々の半數は吾々の救の手によつて、四百五十人の仲間入りが出来得ることを信ずる。私はこの數字を假りに半數の四百一人と假定することは大して無理でもない様に思へるが、さうなると不再入者八百五十一人對再入者四百一人となる勘定になる。何んと素晴らしく愉快な數字ではないか、併し之れを簡單に空想と批評し去り得べきや否や？

五 私には爰に行刑に於ける「一日の善」と謂ふことを提唱したい。それは釋放者を一日だけ再犯より防止することを意味するのである。其の個人を一日惡より遠ざけしむることに存する。つまり其の人の終生を通じて一日の善に近づけしむる理想を含むものなのだ。吾々の行刑が如何に無力なりと雖も一日の犯行を防止すること能はずと謂ふことはあるまい。吾々のより親切な心持だけでも、再犯の前に一日抗拒すること不可能なりと謂ふことはあり得ないことを確信する。
もし假りに一日の防禦が可能なりとしたならば、一週

間は如何？ 一ヶ月の辛棒、半年のふんばり、一年、三年、遂には五年十年の清淨生活を誰か保證し得ないと言ふか？

六 私は爰で前項と反對の場合を想像して見たい。一日早い再犯は一日の惡だ。一日の惡は百日の惡に、幾何學級數的に三年七年の惡に、更らに飛躍的に終生浮ぶことの出来ぬどん底の絶望生活に陥る危険性に富んで居る。如斯にして何分の一かの累犯者が生れ、何人かの慣習犯人を生じ、纏ては現在の様な社會を惱す累犯軍を發生せしめるのである。抑々累犯が本質的に發生する點も全然否定することは出来ないが、全部が全部本質的に累犯となるのではなくして、寧ろ其の或る部分は少くとも現在までの行刑が、之れを産んだものと謂つても差支へあるまい。累犯は突然發生したのでは勿論なく、吾々の知らぬ間に徐々に、而して或部分吾々自身の行刑の考へ方によつて累積し來つたものと謂ふことが出来よう。

七 吾々の親切な行刑、適正なる行刑に依つて一日の善が可能なることを私は確信するものだが、更らに私は不適正なる行刑、不適正とまでは行かなくとも、不親切な或は累犯救ふべからずと謂つた様な諦め主義的な無關心な行刑よりも、少しでも本當の意味の親切の籠つた

吾々の温き言葉、温き手があるならば、假令一日の善を齎し得ぬまでも、亦不幸にして次の犯行を絶対に防止することを得なかつたとしても、そこには確かに貴重な獲物があることを見通してはならない。私はそれを極端に彼等の犯行の程度方法にも影響するものとして考へ度い。強盜をした人間が窃盜で踏み止り、百圓盜まんとしたものが一圓で手を差控へ、殺人を敢てしさうな前科者が傷害以上の暴力を揮へぬ様になるのではないか？ もつと極端に言へば、他人のポケットに手を觸れる時に敢然として拘摸の陶醉感に浸るか。いや／＼こんなことをしては、刑務官に濟まぬ、あの時の擔當看守さんの親切な忠言に背くことになりはすまいか。看守長、教誨師等の教訓に違背するのではないかなど、考へながら、恐々財布を引抜くのでは、そこに大變な相違があると思ふ。敢然として人の物に手を進める人間はどこまでも惡に進む可能性が多いが、後の場合の人々は浮び上る望のある人々だ。少くとも何度目かの行刑に於て芽を萌すべき種子を心に蒔きつけられた人々と謂つて誤なきことを信じて度い。
私は今述べた點と曩に述べた一日の善が漸次重つて何分の一かの人が救はれ、何人かの人が助かり、遂には累

犯率が減少し、世の累犯軍乃至は犯罪軍が撃滅せらるゝことを信じたのである。

八 吾々が従前行刑の成果に就いて考察する時に、常に失敗の方面のみを強く観察した様に思ふ。自らの責任を強く感じて反省することは結構だが、是れが爲めに幾多成功の事例——社會の蔭にちつと泳えて立派に更生した人々——を忘れてはならない。然るに吾々が行刑の成果を顧みる時常に失敗の事例を強く感じて、一人でも再犯者にぶつつかると、最早や吾々の努力は酬いられぬ。吾々の力は無力に均しいなど、絶望的な嘆聲が發せらるゝのが常だ。累犯は駄目だなど、諦め主義的な嘆きを聞くことになるのだ。

私はこゝで累犯と病氣との比較をして見度い。病氣に急性と慢性との區別があり、夫れに對する藥物及び療法等夫々適當の方法がある筈だ。急性病には頓服薬と血清注射等の類でも利くが慢性病に對して同様の藥及療法を以てしては必ずしも利き目があるとは限らない。是れには持續的にして複雑なる投藥其の他の治療措置が講ぜられなければならぬ。犯罪人中初累で改善する人間は言はゞ急性の病人で、累犯に陥る人間は大部分が慢性の疾病に罹つた人と謂へないこともない。吾々は扱ふ犯人が

大部分急性のものだと考へて注射と頓服薬のみを以て臨んではならない。大多數の者に利いたからとて悉くのものに奏効するものと獨斷してはならない筈なのだ。然るに今までは動やともすると持續的療法の存することに氣附かずに折角初犯の關所で治癒すべきものまでも、盲滅法に注射萬能頓服萬能で病勢をこぢらせて來たのではないか？

注射で病氣をけろりと治し、頓服薬で病苦が輕減出來るのは極めて合せだが、病の凡てが夫れだけで治せるとは限らない、治らないからとて抛つて置けるものではない。勿論ない筈だ。然るに吾々の犯罪人對策は此の誤を取つて居る様に思はれてならない。

吾々は近代の進歩した行刑に依つて教育刑の理想に従つて立派な更生人を社會に復歸せしめるのだと力みかへつて居る。社會有用の材を社會に復歸せしめる理想は誠に佳し。併しながら一度び失敗すると直ちにしよげて了ふ態度には賛成出來兼ねる、然かも見當違の頓服薬注射藥を以つて慢性病に對し、それで治らないからといつて慨いたり悲しんだりして居るのではないか？

抑々吾々の従前行へて居た改善策と謂ふのは、犯罪人を一朝にして全人格的に完全なものとする。悪人を變

じて立所に善人に、悪人を變じて聖人に豹變せしめようとしたものではないか？ つまり、飛躍的の改心を夢みて居たものと謂へないことはない。如斯は一見理想に憧憬して居るやうに見えて實は然らず。順序を踏まざる向上は其の實向上に非ずして雲の浮橋を歩むに似て、危ふしとも危ふしで、結局空想を追ふものと謂はなければならぬ。此間の消息は教育者が教へ兒を教育する場合を考へて見ても判ることだが、學生の人格完成が然かく簡單に達成せらるべきものか、又吾々自身が家庭教育に依り、將た社會教育により人格的に向上する場合を考へて見ても判ることではないか、私はなか／＼の難事なることを告白したい。徐々に一日一日と積み上げて相當な程度に達し得れば寧ろ合せと謂つても良いのではないか？ 大體は最初考へた何分の一の程度に達し得るに過ぎないではないか？ 然るに社會の荒波に揉み抜かれ散々に疲れ切つた欠點だらけの犯罪人を對象としながら、一朝にして完全人として將た君子にのみ望み得る豹變的改心を求むることは正に木に由つて魚を求むるの誹を免れ得まい。

九 従前の考へ方は良く評すれば、餘りに潔癖に過ぎたものとも言へよう、然し實際に即しては潔癖とのみ

自慰して済しては居られない。相當の對策を施さなければならぬ。吾々は慢性病に對しても拱手傍觀してはならない。適當なる對策を講じて最初の入院で病源を究め之れを根治してやらなければならぬ。併し適當なる療法を施して相當な健康體として退院さしてやつたものが、不幸にして世間の荒い風に當つて病氣が再發したからと謂つて、直ちに吾事終れりと嘆じてはならない。そこで吾々はメスを握り替へなければならぬ。匙加減を變へなければならぬ。所謂手を替へ品を替へての工風を凝らす必要がある。自分には急性病以外の診斷はつかない。頓服薬と注射以外に療法がないと匙を抛げて徒らに手を拱いて閉口垂れてはならない。如斯は凡庸の醫家の爲す所で吾等の執らざる所だ。他の病院や醫者が治せないならば自分が治してやると謂つたやうに、名醫が難病者に臨むの心意氣を以て敢然として起たなければならぬ。従前よりもより眞剣に治療に専念すべく、そこに、諦めの弱音を聽かれてはならない。より強き精進こそ吾等の責任ではないか。

一〇 翻つて諦め主義の行刑と刑務官の關係を考へて見よう。抑々吾々は平素教育刑を絶叫し社會教化の大冊を帯びて居ることを誇として居る。世の中に率先して

弱き者を助けるものだ。世の穢を浄化する者だと自負して居るものだ。要するに收容者を眞善美に到達し得るものと見做して、是等を教化向上せしむる理想を把持して仕事をやつて居る筈なのだ。然るに他方に累犯救ふべからずと爲す考がありとするならば、其の影響如何？

吾々は現代の行刑が教育と一脈の相通するものあることを信じて居る。向上心竝理想を持つて居る人間を取扱ひ、而して一人前の人間として、更生人として社會に送り還すことを以て、昔の牢番の單に人を拘禁することのみを目的としたことと著しく相違することを自慢して居るものだ。吾々は動物園の看視人と全然異なることを強く意識して居る筈なのだ。然るに若しも累犯救ふべからずと考へが少しでもありとすれば、それこそおかしなもので、刑務官自らを汚すものであり、自らを卑下する甚だしきものと謂はなければならぬ。もつと厭やなことは、此の限度に於て刑務官は昔の牢番に還元し、動物園の番人に近づきつゝあるものと謂はなければならぬ。或は少くとも新時代の刑務官としては、存在の價值薄きものとなるべき筈だ。私は累犯に對する諦め主義は行刑の自殺だと言ひ度いし、累犯救ふべからずと考ふる様になつたら吾々刑務官はよろしく其の職を去るべしと

りないと思ふ。實に私は累犯をも治し得る所に「刑期干無刑」の現想が達せらるべきものなることを信する者である。

一三 行刑に關して世間が無理解だ。其の爲めに折角刑務所で良くなつたものを又悪くするのだと謂ふ聲は相當理由あることの様に考へられ、又可なりの程度に常套語化して居る。吾々が唱導し、近時往々世間からこの聲を聞き、内心社會の行刑觀の進歩を心私に悦んでも見たものだ。併し上來述べ來つた所より觀察して、吾人刑務官の中に於てさへ、今尙ほ累犯改善不能説が相當廣い範圍に而して無造作に取扱はれて居る實際を考へる時に、卒然として此の考への誤れることを氣附かざるを得なくなる。私は寧ろ社會を咎める前に吾人刑務官自身深く内省して、吾等の腹中に潜む累犯改善不能説の惡魔を退治することの必要なることを喝破したくなるものだ。吾々は累犯改善不能説を清算して而して後に始めて世間を咎むることが能きるものと思ふ。

一四 最後に一言附言して置きたいことは、前掲の私の設例した釋放者の成績の數字は或累犯専門の一刑務所のことには屬するが、此の無造作に累犯救ふべからずとなす思想は、累犯専門の刑務所に危険なるのみならず、

絶叫し度いのである。

一一 累犯者救ふべからずとする思想は、いつの間にか收容者に反影する。自暴自棄的な心持を培養する様になる。其の結果として前途に望みのない收容者を漸次に増加せしめる。それが刑務官に反影して刑務官自身が理想を失ふ人となり、延いては取扱ひ悪い累犯者を製造しつゝあるのだ。其の關係は循論法的になつて居る。自ら惡草の種を蒔いて其の害毒に惱まされつゝあるの結果になるのだ。社會も亦同様に累犯を見る眼の冷淡慘酷なことに由つて、社會自ら取扱ひ悪い犯罪人を作りつゝ自ら惱まされることになる。

一二 醫家の樂はいろ／＼苦心慘愴して療法の手を盡し難病を治して患者の喜ぶ顔を見る所に存するものと思ふ。一服の頓服藥の投用で事足りるものは醫家を俟つまでもなく代診で結構だし、又賣藥でも間に合ふ筈なのだ。

行刑の妙諦も同様に改善困難と考へられる累犯囚の改善可能なることを知ることには存すると思ふ。頓服藥か注射に依つて、或は單なる氣附藥か噴藥に依つても治癒する初犯囚ばかりを取扱つて、慢性難治の累犯囚の對症療法の複雑性を知らないでは、眞に行刑の妙味を語るに足

却つて普通一般の地方刑務所に於て、累犯囚が初犯囚とともに取扱はるゝ場合に於て、一層の危険性を孕むものと謂はなければならぬ。何となれば、吾々は累犯者のみの中から僅かではあるが良き人間を發見し且つ假釋放者をも探り當ることが出來たのだ。それは假令劣れる集團であつても、其の中から自ら優れた者が出て來るし又多少優れた者が居ればそれがハツキリと眼に映じて來ることは、いづれの方面に於てもあり勝のことだ。然るに一方に改善可能だと信ぜられる謂はゞ可愛い初犯者を扱ひながら、同時に憎いと思はるる累犯者を扱ふ場合に累犯者の立場が如何なるものとなるか。言ふまでもなく人情の弱點として一顧の價値をも認められざることは想像に難くない。而して如斯立場に置かれたる累犯者がそれこそ絶對的に絶望のどん底に突落さるゝものと謂はるべく、窮鼠却つて猫を食むの譬の如く猛然反噬を試み、第一に刑務官が苦しみ、聽ては社會が悩む結果となる虞極めて濃厚だ。行刑の危機爰に孕むと絶叫し度くなる次第だ。

(終り)

行刑に於ける懲罰 (二・完)

——特に少年犯罪者に就ての調査——

近 藤 貞 次

A 第三表の考察

わたくしは、此の第三表について言ひ得ることの最小限のことを言ふにとゞめ度いと思ふ。前にも少しく述べた様に、第一回と第二回が全然合つて居る者に比べて、大體合つて居ると云ふ者が大多數(61.3%)である。大體合つて居ると云ふのは、第一回も第二回も一つの一貫した考へに従て品等して居るが、二回の結果の合致して居るのは、品等の論據として居る自分の考へに關係した項目のみで、それ以外の項目では合つて居ないと云ふ者である。品等させられる懲罰には著しく種類を異にするものがあつて、只一つの原理で一貫して品等することは出来ぬ。そこで、二回の結果が大體に於て合つて居る者が多いと云ふのは、多くの者は一つ一つの懲罰を一々考

へて品等せず、只一つの原理をたて、それによつて品等し、その原理の及ぶ範囲はそれで品等するが、其他の項目は、半ば其時の感で品等するのであらう。従つて、細かく考へすぎて、品等の順位に一々意味を持たせて論ずることは、却て、事實に即さないことになるかと思ふ。故に、表から餘り多くを期待せず、はつきり言へる事のみを言ふにとゞめることが事實に忠實なやり方であると思はれるのである。扱、それでは第三表から何が言はれるか。次に、順次、それを述べて見る。

第三表を横の欄に従て見てゆくと、どの種の懲罰に如何なる順位が如何なる頻度に於て分配されて居るかが見られる。例へば、『賞遇ノ三日以内ノ停止』なる懲罰には第七、第八の順位が最も多く割當てられて居ることがわかる。又、第三表を縦の柱に従て見てゆくとどの順位

第三表

懲 罰	答 / 分 配							
	1	2	3	4	5	6	7	8
賞遇ノ三月以内ノ停止			1	5	3	2	15	10
賞 遇 / 廢 止	1		3	1	6	10	9	5
運動ノ五日以内ノ停止		2	6	6	7	4	2	5
作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部ノ減削		1	6	7	5	6	3	7
叱 責	1	3	4	6	3	9	2	7
文書圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止	4	5	7	5	9	1	4	1
二月以内ノ輕屏禁	8	20	2	3	1	1		
七日以内ノ重屏禁	19	8	5	2	1			
	20	8	2	1		3	1	

がどの懲罰にどんな頻度で分配されて居るか、わかる。例へば第一の順位は『七日以内ノ重屏禁』に最も多く割當てられて居る。所で、此の兩者の見方は結局には同一のことを示すものではあるが、前者の様には、即、横の欄に従つて見てゆく方が、話を具體的に進め易いから、そ

の見方に従て、第三表を見て行くことにする。

〔1〕『七日以内ノ重屏禁』に第一の順位が一九、第二の順位が八(第二回調査では二〇と八)與へられ、『二月以内ノ輕屏禁』は、第二位に品等されたことが二〇回、第一位に品等されたことが八回である。即、『七日以内ノ重屏禁』が第一の順位を最も多く獲得し、『二月以内ノ輕屏禁』が第二の順位を最も多く獲得して居る。換言すれば、第一に『七日以内ノ重屏禁』、それに次いで『二月以内ノ輕屏禁』が身にこたえ、嫌であり、困るとされて居る。さうして、此の關係と稍反對に、七日以内ノ重屏禁』を第二位に品等し、『二月以内ノ輕屏禁』を第一位に品等して居る者が、各、八名あるが、これらの者は一方には、重屏禁や輕屏禁をうけたことが無い所から兩者を體験的に區別し得ず、他方、七日と二月の期間の開きに留意し、その爲に、期間の長短を判斷の標準にしたことを供述して居る。

然らば、何故、重屏禁や輕屏禁が身にこたえ、嫌であり、困ると品等されたことが多かつたのであらうか。被験者の語る理由は次の如くである。

(a)『一番上のばつであるから』『罰が重いから』『刑務所に於て最も大きい罰を科せられるのだから』『重

罰はいやだから』——一つには懲罰に對して單純な考へしか持たず、二つには多少役人に迎合せんとする傾きのある所から、重罰と規定されて居るから重いと思ふと云ふ簡單な理由を述べたものであらう。此の理由をあげて居る者の中には、入所後犯則をなした者一人もなく、智能低く遊惰な生活をして來た者や、複雑な家庭環境を有し、暗黒面の中に生長した者である。

(b)『苦しい』『重屏禁の場所は見ただけでもよい氣持しがしない』『私はくらい所にはいつて居るのはがまんが出来ない』『ゆううつになる』『むびしくなる』『退屈、陰氣』——これらの理由をあげて居る者は殆んどすべて懲罰を受けた經驗を有する者である。殊に、『重屏禁の場所を見ただけでもよい氣持しがしない』『退屈、陰氣』の理由を述べた者は屏禁の經驗を有する者である。何れも犯罪經歷の比較的長い者達である。

(c)『重屏禁は一ぺんに身にこたへます。輕屏禁は刻々と身にこたへて衰弱します』『丈夫なからだが悪くなるから』『からだがつゞかぬと思つた』『身體が可愛いから』『二月の輕屏禁では體が參る』——何れも健康に留意しての答へであるかに見える。此等の理由を述べて居る者の約半數は犯罪經歷長く、其の中の一人は入所後

屏禁の懲罰を二回繰返して受けて居る。此の半數の者は皆智能は普通である。これらの者は重屏禁や輕屏禁が身體に及ぼす影響も知つて居り、問はれてそれを答へる者達ではあるが、而も、残念な事にはその知識を實踐の基礎に置き得ない者である。或は幼にして實母を失つて繼母を有し、或は父を失つて貧しく育つた、恵まれない家庭的環境の所有者達である。

又他の一人は、社會事業團體の病院で生れ、社會事業團體の手に育てられ、物事の理屈は繰返して教へられ、智能は普通で、その理屈はよく知つて居る。併し、窮屈な社會事業團體の躰けと自由をもとめる内的傾向は生長と共に次第に背馳し、知識と實踐は次第に遠ざかるに至り、犯罪經歷は小學校在學中から始まつて居る。

残りの二人は、今迄述べた者とは反對に、犯罪經歷が淺い。一人は智能普通で、他の一人は智能劣等である。(d)『人の嫌がる所がいや』『人のしないことがいや』——仲間への關心を示して居る理由である。不幸な家庭にさびしく育ち、常に他人への適應に大きい關心を持つて來た者の答であることを思ふ時、かゝる答は單に偶然なものとは考へ得ないものがある。

(e)『しばられるのが嫌』これは殆んど全く野放しに

して育てられ、干渉と束縛を嫌ひ、智能は稍劣つて居るが、作業賞與金の一部でダーリヤの球根を買つて育てると云ふ一面を有する者の答へである。又、智能も普通で出身小學校の校長が推薦して居る如く、眞面目ではあるが、他の多くの受刑者と全く異なる生活コースをとり、世渡りの苦勞を知らず、いつも只一筋に理屈を並べて居る一人は『眞暗な所に入れるなんて、人間の生と云ふ事に對して、人道を外れて居るからです』と理由を述べて居る。

尤も、今あげた例の『人道を外れて居るからです』なる理屈を言つて居る者は、悪性の少ないもので、さう云ふ理屈を並べるだけの智能と意志を有することは寧ろ取柄でさへあるのであるが、他に、悪性強く、理屈の爲めの理屈、反抗の爲の理屈を並べる者がある。——それは、又、所謂訴訟狂の愚痴、訴へとも種類を異にする者である。斯う云ふ者は、先にも一寸觸れたが言葉と實行と一致しない所の、著しい例である。此等の者にあつては、言葉と實行の一致しないことも一つの特徴ではあるが、更に、

苦痛の印象が其者の精神の動向の轉換をもたらすに役立たず、即、論理的の役目を果さず、却て、反抗の口實となり、刑務所に對する反感を高める道具になつて居るこ

とも著しい特徴である。故に、彼等に於ては、苦痛の印象は精神の動向を變換するに役立つことが稀であると見なければならぬ(勿論、一方に斯う云ふ者が居るからと言つて、他方に、苦痛の印象が精神の動向を變換さすのに役立つて居る者もあることは否定出来ないであらう。要は、それを受けるもの、精神構造が問題であるのである)。

所で、こゝに一見不思議と思はれる事がある。わたくしは屏禁などに對する收容者の不平、憤り等を、平常、耳にすることが屢々あるのであるが、調査の際に於てはかゝる不平、憤りを全く聞かなかつたと言つてよいのである。調査された者の中に、理屈のために理屈を言ふが如き者がないかと云ふに決してさうでない。而も、典型的なのが一人調査されて居る。此の者から、わたくしは、殆んど顔を合はして言葉をかはす度に、不平、憤慨の言葉を聞いて居る。然らば、何故、此の者がそのことを此處に言はなかつたか。それは二つの事に基いて居る様である。一つは、調査の際、此の者が 文書圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止』に就いて、教育刑などと言つて本を讀ませないのは矛盾である(後で今一度引用する)との意見を述べる事に熱心であつたことである。今一つは、調査

されて居ると云ふ特別の事態は、往々、平常観察される様な行動を封鎖してしまふことがあると云ふ事實である。この事實は、調査しようと思ふ事柄が、調査して見ると出て来ないで、普通の場合に却て出て来ると云ふ皮肉を往々現出するものである(註)、或事柄を調査する時には、調査そのもの、結果と同時に、調査の前後の観察を怠つてはならないことが知られるのである。

又、斯う云ふ例を見ると、苦痛、暗黒、孤獨に對する感受性と同時に、是等のものを與へられる者は、その感受性にいろいろの解釋を附し、それが與へられる事に對して批判を加へる事がわかる。斯う云ふ風に、罰にいろいろ批判を加へることは、兒童期に於ても既に認められるのでないかと思ふ。批判をなし得る精神機能の發達して居る頃になると、何等の批判が介在せず、罰が單に罰として受け容れられるのは、利害を超越した特殊の人情關係の存在する所に於てである。例へば、繼母の罰に對して、何か不純な要素があるのではないかと、深い疑惑の心を動かす兒童にあつては、既に、罰は單に罰として受け容れられては居ないのであらう。そこで、刑務所などに於て罰が與へられる時には、單に苦痛の感受性に基く嫌惡のみがあると速断せず、更に、複雑なものがありは

しないかと考慮する必要がある様に思ふのである。

註 レヴィン教授は活動寫眞を利用して、意思の緊張を必要とする様な作動を營む際の、正常者と精神薄弱者の兩者の行動の差異を研究され、兩者の行動の差異は作動中よりは、作動と作動の間などによく見られると報告されて居る。K. Lewin, Filmvortrag über Trieb-u. Affektäupörungen psychopathischer Kinder (Verglichen mit Normalen u. Schwachsinnigen) Zeitschr. f. Kinderforsch., 32, 4.

(F) 最後に特に考察して置き度い事例がある。此者は屏禁に第六とか第七の順位を與へて居る。その理由とする所は「重屏禁など科せられるのは餘程自暴自棄になつて居る時であるから已むを得ない」と云ふのである。重屏禁の苦痛に對する感受性が無いのではない。苦痛を超越した已むに已まれぬ事情が他にあつて、屏禁に處せられる様な犯則をなすと云ふのである。已むに已まれぬ事情とは仲間を侮辱されるとか、非常に努力して居るのに役人が認めて呉れないとか、取扱ひが不公平であるとか云ふことである。此の事と、先に述べた所の批判が加へられると云ふ事とを考へ合はせると、體罰は、望ましいことをなさしめ、望ましからぬことをなさしめない様にする手段として、決して絶對的の効力を有するものでないことが知られよう。

〔2〕次に、第三表を見ると、賞遇の停止乃至廢止が一般に軽く見られて居ることが知られる。即ち「賞遇ノ三月以内ノ停止」は最も軽く見られ、第六から第八迄の順位が最も多く割當てられて居り、次いで、「賞遇ノ廢止」は「賞遇ノ三月以内ノ停止」より僅かに重んぜられ、第五位から第七位が多く割當てられて居る。重く見て居る者もないではない。併し、一般に軽く見られて居る。然らば、何故軽く見られるのであらうか。さうして、少數の者が重く見て居るのはどうしてであらうか。

(a) 受刑者には受刑者の集團意識がある。勿論、彼等を一人一人見れば、夫々、異なる精神構造を有し、異なる感じ方をし、異なる考へ方を有する者ではあらう。然し、彼等が收容者として、刑務所なるものに對す場合には、一脈相通するものを經驗し、互に自分達は受刑者であることを意識して居るであらう。故に、他の事柄に就いて互に意見も異にし、互に争ふ彼等ではあるが、苟も刑務所の事に對しては、例外的の者を除き殆んど意見を等しうし、或は言葉にあらはし、或は沈黙のうちに手を握り合ふ。そこで受刑者の間にかもし出されて居る雰圍氣には刑務所に對する反抗的、少くとも對立的なものを多分に含んで居る。従つて、受刑者の多くは、役人の認容、稱讚

よりは、仲間のそれ等により多くの關心を持つて居る。そこで、賞遇を受けて、他の仲間から別に取扱はれると、却て、仲間外れにされるのではないかとの恐怖を抱き、引け目をさへ感ずる者が出て来る。それ故に、賞遇は多くの者の關心する所とはなり得ないのである。

(b) ひがみであるかも知れないが、有賞者はするい奴だ。役人の御機嫌取りだ、授賞は正義に基かないとの意見は可成り多くの者が抱いて居る。公平、正義は彼等が常に口にする所である。實行の伴はない理屈は彼等の得意とする所である。さうして、其の理屈は自分勝手のものであることもあるが、時に、眞理をうがつて居ることもある。授賞が公平でないといふ彼等の理屈が當つて居るか居ないかを論究することは自ら別個の問題にならう。只、こゝでは、以上述べた様な理由も、賞遇が輕視される一つの理由になつて居ることを知れば足りるのである。

(c) 以上、賞遇の輕視される場合を述べたが、次に賞遇が重く見られて居る場合を述べて見よう。此の事例は比較的少い。賞遇を重んずる者に大體二種類ある。一つは賞遇を受けることによつて甘い物を食べ度いと云ふ欲求を充たし、或は一日も早く釋放され度いと願望を達成する手段にせんとする類の者である。斯う云ふ者は

理屈も並べず、よく命令に服し敬禮をよく行ひ、而も仲間との折合ひも比較的よくやり終せるものがある。併し、刑務所と云ふ様な束縛の多い所で長い間何等不服をもらさないのは、却て、私共に不思議の念を抱かしむるものであり、『しつかりした所の無いこと』が、寧ろ、私共に頼り無さを感じさせるものである。今一つは、過去を清算して生活を建直し、新しく人生に向つて進まうとする者である。此等の者は相當に理屈も並べるので、時に、役人の誤解を受けることがあり、而も、無暗に仲間を迎合しないので仲間からも壓迫を受けることがある。

〔3〕『運動ノ五日以内ノ停止』と『作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削』の二つの懲罰に對しては、品等の順位の分配 廣い。即、第三から第八迄の順位がどの順位も殆んど同じ位の數で、『運動ノ五日以内ノ停止』と『作業賞與金計算高ノ一部又ハ全部減削』に割當てられて居る。即、これらの懲罰を極端に重んじて居る者はないが相當に之を重要視するものと、之を軽く見る者とが殆んど同數あることが分る。

その理由を見るに、運動の停止を、身にこたえ、困る、嫌だと思ふ者の中、或者は、健康を重んじて居り、或者は興味を中心に考へて居る。

又、これを軽く見て居る者の中には、運動は停止されても、屏禁されない限り、多少身体の運動が出来るから差支ないと考へて居る者と、柔弱で運動が嫌ひな所から軽く見て居る者となる。斯う云ふ者に運動を停止しても、多少の精神上の壓迫はあらうが、殆んど痛痒を感じないであらう。

〔4〕『叱責』は前の運動の停止や、作業賞與金の減削の如くこれを重く見る者と軽く見る者となる様であるが、只、此の懲罰に對しては、極端にこれを嫌ふ者が若干名居る事である。次に其の理由を簡単に調べて見よう。

(a) 叱責は身にこたえない、困らないと云ふ者の生活史を見るに、犯罪經歷の長い者が多い。犯罪を繰返して警察署、少年審判所、保護所等で訓戒を聞かされて居る彼等にとつては、叱責はも早飽和の状態になつて居て、それ自身では、叱責を受ける者に効果を持つことが出来ない。言はゞ『馬の耳に念佛』である。(それだからと言つて、叱責の効果が無いのでも失はれたのでもない。それを受けるものが、叱責に満腹してしまつて、他の刺激を求めて居るに他ならないのである)。又、叱責を軽く見て居る者の中に、役人が如何に叱つても、暖簾と腕押し

をする様なもので、ニヤニヤ笑つて居て、叱つて居る方で顔負けして了ふと云ふ者がある。その一人は不幸な家庭に生れ、實母は本人が生れると同時に死亡し、間もなく繼母が迎へられた。然るに本人五才の時實父死亡し、それ以後は里子として、冷い他人の間に成長し、十二才頃からすりをして居た者で、苦勞人として、常習者として他人を機敏に觀察する。今一人は、朝に客を送る女の子として生れ、殆んど野放しとして育ち、野生的で、曲りくねつた所の無い者である。最後に極めて單純な理由で『叱責』に第八位を與へて居る者がある。それは、先に、屏禁を、刑務所の方で最も重い罰としてあるから第一位にしたと云ふ者が、同じ理屈で、『叱責』が刑務所の方で最も軽い罰とされて居るから第八位にして居るのである。

(b) 『叱責』が嫌だと云ふ者の理由を聞くと、説教が嫌ひ』『叱られると後に残る』『戒護主任に直接言はれるのは相當重い』と云ふ様なものであるが、此の最後の理由をあげて居る者は、屏禁が刑務所の方で重いとして居るから最も嫌だと言た者であつて、何等懲罰に對する確固たる考へを持たない者である。前の二つの理由を述べて居る者は、人と直接對して話す際に興奮し易い傾向

を持つて居る者である。(調査には出て來なかつたが擔當看守、戒護主任其者が嫌ひで、其爲に、『叱責』を嫌ふと云ふことは、時々聞くことである)。

〔5〕第三表によつて知られる通り、屏禁の懲罰について、困ると考へられて居る懲罰は『文書圖書閱讀ノ三月以内ノ禁止』である。尤も軽く見て困らないと言つて居る者も若干はある。此等の者は讀書を問題にしない者達である。閱讀の禁止を困ると言つて居る者の理由は、『勉強を考へて』『居房へ歸つて本を讀むことが樂み』等々である。――再起を志す者にとつては讀書は心の糧であり、知識の源泉である。慰安の少い刑務所では讀書は又一つの慰安でもある。(讀書はかく多くの者の欲する所であり、而も、讀書をしない者は始めから讀書のことに關心して居ないので、讀書をして居る者を壓迫したり、疑つたりせず、且つ、讀書は奨励すべき性質のものであるから、賞遇として、讀書の便を與へることはよい方法であらう)。さうして、理屈好きの一人は、こゝでも『教育刑など、言つて本を讀ませないのは矛盾である』と言つて居る。

B 特例の考察

わたくしは先に、調査に際して信頼し得る結果を示さなかつた者について、一人々々詳しい叙述をなし、其等の者の懲罰に對する關係を後に述べることにして一時筆を止めて置いたのであつたが、今や再びその事に就いて筆を起す機會に到着したので、簡單につけ加へて置き度いと思ふ。特例と言ふのは、調査者の意中を圖つて自分の考へに従つて品等しなかつた者と、調査の際に反抗的態度を示して誠意を以て調査に應じなかつた者であつた。

調査者の意中を圖つて品等を行ふ種類の者は、現にさうである如く、恐らく懲罰を受ける様な犯則をなさないであらうが、斯う云ふ者は確固たる信念のもとに犯則しないものと種類を異にして居り、此の點、改善を必要とする者であるのに、犯則をしない爲に却つて手のつけ様がない。

これに引きかへて反抗をなす者は時に犯則もするので、一見、前者より悪性に見えるが、却て、手を下す事が出来、時には改善の見込みもあらうかと思はれる（反抗的で仕方がないとされて居た者が、翻然改心したり、出所後よくやつてゆく者が往々刑務所で成績の悪かつた者から出たりするのは一つには此の理由もあるのではあるま

いか)。併し、反抗的の者を取扱ふのであるから、その取扱ひは飽迄徹底的で、理屈に合つたものでなければならぬであらう。

II 處罰率についての調査の結果

處罰率についての調査の結果をまとめると第四表の如くなる。さうして、先に述べた理由で、特例の一二名を除いて表をつくと第五表の如くである。此の調査では、第一回と第二回の結果の全然合つて居

第四表

順位	答ノ分配							
	1	2	3	4	5	6	7	8
160	18 19	1		1	1 2	3 1	3	21 25
90	1 1	16 16	4 4	1 2	2 2	2 1	21 21	
80	2 3	2 1	17 18	5 5	1 3	20 17		
65	2 1	5 7	4 2	16 16	19 19		1 2	
50	7 7	2 1	1 2	17 17	17 15	2 3		1 2
35	2	4 4	17 15	2 4	2 3	18 18	2 3	
20	1	14 14	3 2	4 3	2 4	3 3	20 17	1 3
10	15 15	4 4	1 2	1 1	2	4	1 4	23 17

る者が二六名、大体合つて居る者が九名となつて居て、これを、全然合つて居る者が少くて、大体に於て合つて居る者の多い懲罰についての調査の結果に比較すると、丁度反対になつて居る。處罰率についての調査に於て全然合つて居る者が多いと云ふのは、品等される對象の種

第五表

順位	答ノ分配							
	1	2	3	4	5	6	7	8
100	12 12	1		1	1 1	2	2	17 21
90	1 1	10 11	4 3	1 1	1	1 1	18 17	
80	2 3	2 1	11 12	3 2	1 2	17 14		
65	2 1	4 5	3 2	10 11	15 15		1 1	
50	6 5	2 1	1 2	13 14	11 10	1 2		1 1
35	1	2 4	13 11	2 3	2 3	12 12	2 2	
20	1	11 11	2 2	4 3	2 3	2 3	13 11	1 2
10	11 12	4 2	2 1	1 1	2	3	1 4	15 11

類が一つで、只一つの原理に基いて品等する事が出来、従つて、品等が容易であることによるのであらう。

一人一人の答をしらべ、それに對照して第五表を見ると大体次の三つのことが言はれようかと思ふ。

〔一〕 調査を受けた者の約1/3弱は、處罰率の大きいのが(100)の所を第一として居る者)自分の考へに合ふとして居る。さうして、處罰率が減少するにつれて、品等の順位がさがつて居る。

斯う云ふ品等をした者が其の理由としてあげて居る所は次の如くである。

(a) 『あとがこはい』 『叱られないと却て良心がさめて何時、呼出されてもビクビクするのがやり切れな』 『叱られないと心残りがあから』 『あつさりしてあとくされの無い方がよい』 『ためて置いてウント叱られるのが嫌』 — 犯則をすれば當然叱られるものと思つて居る。叱られないと、却て、何かこだわりがあつて悪いのである。中には『黙認すると却て陰險に思はれる』と疑ひをかける者さへある。

(b) 『知らず知らずに犯則をやるかも知れぬ。併し其れを其まゝ氣付かずに居たら、自分の行は一生直らぬ』 『先生に叱られるのは皆自分の爲になるからです』 — 殊勝な理由である。わたくしは強ひて受刑者を疑はうとは思はない。併し、其者の経歴や日常の行動を考へ

合はせる時、而も、此の理由が特に問はれて答へたもの、實行を示すものではなくて口に言はれた結果であることと思ふ時、稍不自然に殊勝な理由である様に思はれる。

(c) 『一〇〇回あるものは正當に報告するのが普通です。でないとその受持の擔當の手落となる譯です』——變つた理由である。當人の處罰率についての考へを知る上には具合が悪いが、託兒所、其他多くの保護所を通つて來て居て、常に、世話をする者や指導者のあら探しをして來た者の答であることを思へば、それ程不思議でもないであらう。

(d) 『一〇〇回の犯則に對して一〇回しか處罰しないのはだらしがない』——理窟を並べる者の理由としてうなづけようではないか。さうして、斯う云ふ理由をあげて居る者は此の調査では少いが、實際は、斯う云ふ考へは可成力強く受刑者を支配して居るもので、當然處罰すべき者を處罰しないと締りがつかなくなる。

[2] 一〇〇回の犯則中一〇回だけ處罰の手續きをとる扱ひ方がよいとし、處罰の率を増すにつれて品等の順位を減じて居る者が、一〇〇の處罰率を最もよいとする者と略々同數ある。その理由とする所は次の如くである。

(a) 『先生(擔當)に理解があれば一〇〇回犯則があつ

てである。これは一体何を意味して居るか、わたくしは今にはかに結論を述べ得ないことを遺憾に思ふものであるが、一つの事實として報告して置く。

[3] 一〇〇回から九〇回間の處罰率を最もよいとする者が、又、全体の約1/3ある。そのうち、五〇回の處罰率を最もよいとする者が最も多い。

其の理由とする所は、大体、緩嚴宜敷きを得てゐると云ふのである。理由の書き方は人によつて一様でない。複雑した家庭に育ち、犯罪經歷長く、入所後も犯則を繰返して居る一人の者が『反則は半分位にして、成るべく全部出さない方がよいです』と言つて居る。又、保護團體の中で生長し、入所後も、隠れて悪いことをして居り、表面は眞面目らしくし、敬禮もよくやり、言葉も丁寧な一人があつて居る理由は『中位が一番有難いと思ひます』である。其他『一〇〇回とは人情がなさすぎる』とか『半分は先生の胸にたゝんで、自分の爲を思つて呉れるから』と云ふ風に擔當の温情を要求して居る者もある。

III 要 約

最後に、右に述べた事を簡單にまとめて置かう。

(一) 懲罰についての調査の結果から言ふと、屏禁が

たからとて、それを悉く處罰の手續きをとる様なことをしない』——前に述べた一團の者が處罰の嚴正、必罰を主張して居たが、此等の者は擔當の理解を要求して居る。尤も兩者の考への距りは外見上程には大きいものでなからう。

(b) 『成る可く少い方がよい』と率直に言つて居る者がある。これは、犯罪經歷長く、短氣で我執強い者の答である。『いぢけ切つて居ますから、すぐ打算的になり精神より身體のつらさをいひます。それで、報告が少いと一概によいときめてしまひます』正直の告白であらう。

(c) 『寛大にされると反省』、手を出して何もしないが常に反抗的の言葉を並べて居る者の答である。『あまり出さない方がよい。悪い事は自分でわかるから』、刑務所を無難に過さうとして居る者の答である。——寛大にした方が教育上比較的效果が大きいなどと已惚れるのは禁物である。

最後に、書き加へて置き度いことがある。それは、一〇〇回の處罰率をよいとして居る者の中には、入所後懲罰を受けた者は殆んど無いのであるが、一〇〇回の處罰率をよいとする者の半數近くは入所後懲罰を受けて居るこ

最も身にこたえ、嫌であり、困るとされ、それに次いで文書圖書の閲讀の禁止が重く考へられ、賞遇の停止並びに廢止、運動の停止、叱責では、重く見るもの軽く見る者、兩者共に相當に多い。但し、叱責だけは、賞遇や運動についての懲罰と異り、これを極端に嫌ふ者が少數ではあるが存在する。

この品等の基礎をなして居る理由中に含まれて居るもの、主なるものは、身體的苦痛、暗黒に對する感受性、仲間への關心、役人に對する反抗的感情乃至對立的感情、讀書への關心等々である。

大體から言つて刑務所と云ふものに對して對立的になつて居るので、罰に對して批判を加へ、公平を主張することが強いから、懲罰は慎重に加へられる必要があるかと思ふ。賞罰の手段については特に考へる必要があらう。

理由にならない理由、不自然な無理の理由をあげて居る者があるから、其者の經歷や日常の行動などと考へ合はせて、その理由が本當に理由にならない理由、不自然な理由であるかを確める必要がある、若しさうである場合には、處遇上注意を要する。

反抗的言辭を弄する者にも二通りあつて、悪性の強い

者と單に一本氣な者とあるから、吟味して區別して取扱ふ必要がある様に思ふ。理窟を並べる者が全部悪性が強いと決めて了ふのは、從順らしく見える者が全部よいと決めて了ふのと同様、早計である。

(一) 處罰率についての調査をまとめて見ると、一〇〇の處罰率を最も好むと云ふ者、逆に、一〇の處罰率を最もよいとする者、或は五〇前後の處罰率が最もよいとする者、夫々、其數に於ては大體似た者であることが知られる。

即、或者は處罰の嚴正を主張し、或者は役人の溫情を要求し、又或者は緩嚴宜敷きを得た取扱ひを望んで居る。さうして、調査の結果を見るに、一〇回の處罰率をよいとして居る者の半數近くは、入所後、懲罰を受けたことのある者である。

(三) 調査の際に、調査者の意中を臆測して自己の考へを率直に披瀝しなかつたり、誠意を以て調査に應じなかつた者があるが、これを一人一人調べて見ると、迎合する傾向や反抗性の大きい者であることが知られる。

小菅刑務所防空演習實施報告

木野信三

目次

- 一、防空演習の概要
- 二、防空演習と刑務所の關係
- 三、小菅刑務所防空演習參加の實況
- 四、刑務所に於ける防空演習の結果に對する考察及將來の配慮
- 五、防空演習の一般收容者に及ぼしたる影響

一、防空演習の概要

「我等が帝都、護れよ大空」の標語のもとに防空史上に特筆さるべき劃期的關東大防空演習は昭和八年八月九日、十日、十一日の三日間に亘り廣大なる範圍と未曾有の大規模と細緻を極めたる企劃によつて行はれた。地域は東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣の一府四縣に亘り其居民を總動員して演習に参加せしめた。而し

て多くの我國民の献納による精巧なる新兵器を使用し殊に海軍機、陸軍航空諸部隊は攻防の秘術を傾け盡して實戰其儘の壯烈なる空中戦を展開した。謂ふ迄もなく本演習の目的は、敵機來襲の想定に對し東京を中心として其の附近を防衛する爲め軍隊の訓練は勿論關係官公衙諸團體及一般國民の防空に關する施設並に訓練の向上を期するにあつたが、期せずして市民の熱烈なる支援は防空に集中せられ就中防護團の活躍は實に目覺しきものがあつた。連日に亘る訓練は良く周到なる注意と動ぜざる沈著と剛毅にして犠牲的な精神を發揮し遺憾なき防護の任務が果された。又燈火管制に就いては特に各機關の統制と緊密なる連絡が保たれ、國民の愛國的精神と防空思想の昂揚とが相俟つて理想的に完了した事は頼母しくも力強く感じられた。

二、防空演習と刑務所の關係

防空演習区域内にある刑務所として演習に参加すべきことは謂ふを俟たぬが此處に特に注意すべき特殊事情のあることを忘れてはならない。

- 1 特殊建築物を有し都市の位置を示す好目標となる
- 2 犯罪者の逃走によつて都市に直接不安の念を興へるが故に爆撃の目的物に選擇さるゝ
- 3 空襲に對して都市防護團の援助を受くること能はざる場合あり

刑務所殊に小菅刑務所の如きは東京市の東北端に位し荒川放水路に臨みて市の方向を指示するに恰好の地位を占め、且つ比較的高層建築を有するが故に一旦空襲の際は若し夜間燈火の遮蔽隠蔽不十分ならんか、先づ爆撃は免れざるべく而も帝都の所在を明かに測定し得るが故に如何程完全なる都市の燈火管制も水泡に歸し去る虞が充分にあると言はねばならぬ。

空襲による被害を最少限度に阻止する爲め都市防護團は組織されて居るが行刑の性質上之に防護を委ねることは出来ない事情がある。刑務所としては防護團の援助を求むる事は絶無ではないが餘程重大なる場合でなければならぬ、故に所内に防護團を組織して平素の訓練を行ふ必要は當然に生じて來るのである。

三、小菅刑務所防空演習参加の實況

當所は前記特殊事情を考慮し本演習の成功に協力する決心を以て参加した。先づ第一に關東防空演習統監部並に葛飾區防護團本部に委員を派遣して協議を遂げ更に分團長並に各團體役員協議及び南綾瀨分團役員會に出席して、演習に關する大體の態度を決定し、引續き刑務所關係職員に諮りて防護及び燈火管制に關する準則を定め、その原則的規定草案を左に記して参考に供したい。

- 一、小菅刑務所防護規定草案
 - 第一、空襲時に於ける處置は昭和二年司法省令第三號刑務所非常要務規程並に昭和三年小菅刑務所非常時警備規程の外本規程に依る
 - 第二、空襲警報を最先に覺知したる者は直に機宜の方法を以て戒護部に急報すべし
 - 第三、空襲警報を覺知したる時は非常召集令狀の送達を受くる事なく非常召集ありたるものと做し制服を着用し登壇すべし
 - 第四、空襲警報に依り登壇したる時は戒護部看守長に其旨を告げ豫め定められたる係に就き上官の指揮を受くべし
 - 第五、空襲警報發せらるゝと同時に各係は葛飾區防護團各班と緊密なる連絡を取り周密迅速に處理すべし

第六、構内構外に敵機より地雷彈、焼夷彈、毒瓦斯落下したる時は機を失せず各係防護作業に就くと同時に監督官廳並に葛飾區防護團に急報すべし

第七、收容者を解放するの止むなき時は葛飾區防護團の協力を求め尙監督官廳並に警視廳、東京警備司令部に通報すべし

第八、防護係の編成は左の如く之れを定め戒護部に防護係名簿を設くべし

- 1. 警 護 係
戒護主任指揮の下に各擔當看守之を擔任す
 - 2. 警 報 係
警報係空襲警報を覺知したる時は電話又は傳令其他機宜の方法を以て工場並に舍房其他構内外一般に警報すべし
 - 3. 防 火 係
非常時警備規程に依る消防隊之れを擔任すべし
 - 4. 避難所管理係
戒護主任指揮の下に避難所管理係職員混亂状態にある收容者を鎮静せしめ避難所へ誘導し毒瓦斯に對する災害を最少ならしめ配給係と協力し給與に關する總ての事務を擔當すべし
- 收容者避難所を左の通り定む
イ 北舍裏廣場

ロ 四工場東部前運動場

5. 工 作 係
用度主任指揮の下に營繕工收容者之れを實施す

6. 防 毒 係
醫務主任指揮の下に防毒係職員撒毒地に對して消毒作業を行ふべし

7. 救 護 係
防毒室は各工場食堂及浴場に設く
醫務主任指揮の下に救護係職員傷病者並に染毒者に應急手當をなすべし

8. 配 給 係
用度主任指揮の下に配給係職員諸般の日用品を配給すべし

二、燈火管制規定
燈火管制委員を設置し之れを統制部及び實施部に分けたが其委員名は省略す
A 小菅刑務所燈火管制の要領

イ 構 内			
燈火の種類	警戒管制	非常管制	管制上の注意
居房内燈	遮 蔽	遮 蔽	

居房廊下	制限	各階一燈を存し遮蔽	
戒護事務室	制限	二燈を存し且遮蔽	
其他事務室	消燈	消燈	臨時必要の場合一燈を存し之れを遮蔽す
外門電燈	遮蔽	遮蔽	
小使室	遮蔽	消燈又は遮蔽	
受付	遮蔽	消燈又は遮蔽	
看守休息所	制限す	一燈を存し且遮蔽	
炊所	一燈を存し且遮蔽	一燈を存し且遮蔽	拂曉非常管制に入りたる場合は制限して全く隠蔽す
變電所	一燈を存し且遮蔽	一燈を存し且遮蔽	
鑿泉	消燈	消燈	
屋外燈	制限	居房地區に四燈を残し且遮蔽	

1. 警戒管制

(イ) 防空演習全期間を警戒管制とす

(ロ) 各職員の一部署は非常管制に準じ擔任す

(ハ) 管制方法は小管刑務所燈火管制の要領の欄に記載したる事項による

(ニ) 戒護事務所にラヂオセットを設置す

2. 非常管制

(イ) 非常管制(空襲)の警報を最先に知りたる者は速かに當直看守長に報告すへし

(ロ) 非常管制實施の命令は所長の指揮により當直看守長之れを發す

(ハ) 當直看守長は所内外全般の管制状況を監督す

(ニ) 官舎居住の戒護勤務看守部長は官舎全般の管制状況を監督す

(ホ) 當直看守部長は非常管制に入ると共に全員を部署に就かしむ

各工場	窓に隠蔽装置をなす	窓に隠蔽装置をなす	
口構外			
燈火の種類	警戒管制	非常管制	管制上の注意
屋外燈官舎其他	制限	消燈	
各官舎	消燈	消燈	
各官舎	消燈	消燈	
室内燈	制限	一燈を存し且遮蔽又は消燈	外出の時は必ず消燈
官舎浴場	遮蔽	遮蔽	午後十時以後は消燈

註

燈火の警戒管制とは空襲時の準備として一定の燈火を制限するものにして、非常管制とは空襲時に於て全ての燈火を上空に對し秘匿するを言ふ

B 空襲警報及解除の方法

1. 小管刑務所内一般官舎は電燈點滅法により「數秒を置いて三回以上電燈を點滅す」尙傳令を以て通報す

2. 其他警報規定に基く一般の警報に注意すべし

C 燈火管制施行細目

(ハ) 休憩中の看守をして一時管制の爲め必要なる勤務に就かしむることあり

(ト) 當直部長は一般看守に非常管制實施を指揮す

a 雜務係をして變電所電燈の取扱を命ず

b 各病舎に電話を以て通報す

c 居房廊下の電燈を消燈す(空襲時消燈の標示あり)

d 各擔當看守に對し非常管制の指揮

(チ) 雜務係看守

a 變電所に於て居房並に官舎の電燈點滅信號をなす

b 鑿泉及び其附近の消燈

c 構内、外燈の消燈

d 戒護事務室の電燈スイッチを切斷す但し切斷せざるものは○印を附し左の四個に限る

○戒護事務室の直線線二燈

○受付

○外門

○看守休憩所

(リ) 北病舎勤務者

a 官舎外燈スイッチ切斷

b 同病舎廊下電燈の消燈

- c 不用燈火の消燈（警戒管制中に消燈するを可とす）
- （又）北病舎避病舎勤務者
 - a 同病舎廊下電燈の消燈
 - b 不用燈火の消燈（警戒管制中に消燈するを可とす）
 - ル小 使
- a 官舎居住戒護勤務部長に非常管制通報（必ず「空襲」の語を以てす）
- b 各官舎に非常管制通報（必ず「空襲」の語を以てす）
- （ラ）受付當直者は受付室の燈火を遮蔽又は消燈する外各事務室方面の管制状況を巡視す
- （ワ）各擔當看守は受持區域の管制巡視
- （カ）外門勤務者は非常管制中特に注意を拂ひ外門に施錠すべし
- （ヨ）當直看守長は管制上凶機の處置を取るを妨げず
- 3. 非常管制解除（警報解除）
 - 非常管制解除と全時に警戒管制に復す 以上

行して一般職員及家族に配布し尙燈火管制に關する注意事項を官舎浴場に掲示する外此等の注意事項を數回印刷して各官舎に配りて、防空演習の主旨の徹底を計ることに努めると同時に職員に對してはパンフレットにより詳細なる訓授を爲して演習上遺漏なき様注意を喚起した。尙本演習の主旨を受刑者に對しても特に諒解せしむる必要上先づ防空演習特に燈火管制に關する講演をラヂオにより一般受刑者に聴聞せしめ又第一日曜日（八月六日）教誨堂に於て演習の概要及び實施上の注意事項を訓示して本演習の重大關心事たることを認識せしめ、各自に自發的に一個の國民として演習に参加する覺悟を以て防護に燈火管制に最善を盡して其の成功を遂ぐる爲めに協力すべき事を要望したのであつた。

そして各所電燈の統制は成つた、防毒係の編成も整ひ防毒劑の準備も完了した。又電燈の遮蔽用具及工場の隠蔽用具も整つた。南綾瀬分團との連絡は十分である、全ての準備は完了して八月四日葛飾區の豫行演習に依り充分の確信を得るに至つた。かくして八月九日關東防空演習第一日を迎へたのであつた。

三、演習第一日の實況（八月九日）
此の日關八州の空は雨雲低くたれこめて險惡な天候

であつた、然し豫定通り演習は開始され午前八時二十分敵機は防空監視隊の警戒地帯を突破して帝都に侵入せんとし全地區に空襲警報は發せられた。戒護事務室備付のラヂオは明瞭に「只今關東全地區に空襲警報が發せられました」と報道をする。一方電鈴はけ々たましく鳴響き、綾瀬分團より「空襲」の報を受けた。暗雲の空を劈いて無氣味な汽笛、サイレンの響、警鐘は亂打される。我が精銳なる高射砲の打出す彈丸の響遠く近くさながら實戰の感を漂はした、數次の空襲は行はれたが敵機は雲の上高く姿を消して容易に現れなかつた、遙か東方に或は西方に時々敵機の姿を認め得たが終に當所の上空に來襲することなく遠く南へ南へと韜晦し去つたが爲め本日は防護演習は行はなかつた。

かくて恐怖の夜に入つた。雨模様の雲は相變らず低く垂れこめて時々驟雨があつた、遠く北方に雷鳴を聞き、陰慘な感じに満ちた、今宵は天を焦す燈火もなく警戒管制に入つて僅かに各所に點々と數へる程の燈火が輝いて居るのみだ。午後八時十三分突如ラヂオは空襲警報を報じた、續いて防護分團より電話の通知がありサイレン、汽笛警鐘は耳を劈いて響き渡つた、當直看守長より非常管制命令が發せられた、職員は各自直ちに部署に就き全

ての燈火は瞬時にして或は消燈せられ、或は遮蔽せられ或は隠蔽せられ眞の暗夜と化した。受刑者は各自與へられた遮蔽用具に依り電燈を遮蔽し尙完全ならしむる爲に何人の命令もまたず自發的に各自敷布を以て窓を蔽うた誰一人異議を唱へる者はなく皆喜んで燈火管制に協力した。彼等にも日本人の血潮の流れ居る限り愛國的精神の熱烈さに於て、何人にも譲らざる氣概のある事はまさしくと看取された。

總ての建物は悉く暗に沈んだ。一個の燈火も認め得ない。帝都は今太古の森林に還つた。全關東は暗の中に姿を没し、スピードは停止した。電車、汽車は皆よろひ戸を下し魔の様な大空のもとに息をひそめてゐるかの様な恐怖の静けさである。

燈火管制は完全に成功を收め、敵機は千葉附近迄暗夜を突いて進出した模様であつたが空襲を企圖する東京の所在を發見すること能はずして空しく退却した爲め、八時三十分非常管制は解かれた。更に午後十時敵機は再び東方に機影を現はし直に空襲警報を發せられたが天候險惡に妨げられて襲撃を斷念したらしく東へ東へと飛び去つた。かくして午後十一時演習は中止せられた。

四、演習第二日實況（十日）

演習第一日は天候に阻まれて豫定のプログラムを展開し得なかつた。昨夜演習中止の儘第二日を迎へて午前七時、再び演習開始の命令は發せられた。恰もよし風は南西の微風、晴、風速三米、風高二千米、今日こそあらゆる秘策を盡して本格的な攻防立體戦は敢行される、先づ敵は房總半島沖合に優勢なる航空母艦を有する一艦隊を以て再び帝都を空襲せんとすとの情報と共に帝都は再び狂燥と戦慄の坩堝の中に投げ込まれた。午前八時二十五分「北方より敵機空襲す」と防空監視哨の報告と共にこゝに戦端は開始された。帝都果して護らるゝか敵の空襲成るか彼我兩軍の間に決死の攻防戦が展開された。折しも午前十一時四十分突如敵の海軍機六機は一梯團をなし刑務所上空に來襲、爆弾、焼夷弾、毒瓦斯彈を相次いで構内に投下した。想定「北水門及其附近に落下した數個の焼夷弾は第四工場、第五工場の東部を焼燬しつゝあり」防火係（消防隊）は直ちに出勤を命ぜられた（空襲時は既にかゝるべきを豫想され得るが故に諸般の準備は完了されて居た）。間髪を入れず現場に急行した防火係員は良く隊長の指揮命令に従つた。二臺のガソリンポンプからは四條の水柱が迸り出て四、五工場に注がれる、運河の水は誠に豊富である。附近の六ヶ所の消火栓は同時に開か

れた。水勢極めて猛烈にして効果一〇〇パーセント發火後約十七分にして完全に消火、誠に満足すべき結果を齎らして防火演習は終つた、空には敵味方の數機入亂れて壯烈なる戦闘に火華を散らして居る。
 想定「第八工場東部附近に毒瓦斯彈落下、持久性毒瓦斯あり、南西の風、風速三米」各工場に毒瓦斯警報發せられ同工場附近に居合せたる收容者を風上廣場に避難せしめ、防毒係の消毒作業に依り一名の染毒者なきを得、之れにより防護演習を打切つた。
 夜に入るや午後七時三十分、同十時四十分翌午前二時及同四時の四回に亘る空襲の恐威を受け燈火の非常管制を行ふ事四度一同就寢の暇なしと云ふ有様である管制成績の如何を高見張に登つて視察したが誠に申分なく闇の底に構内の各建物は黒い影の様にかすかに認められるのみである。遙か東に或は南に照空燈は敵機を求めて空を縦横に彩る十字光芒の中に捕へられた敵機一つ強烈な照明に眩惑せられて方向を誤つたらしく左に或は右に光芒の中から逃れ様としたが終に赤色危険信號を投下した。
 午前四時よりの拂曉空襲に對し炊場の燈火隠蔽が色々憂慮されたが警報と同時に少しの破綻もなく遂行せられた、上空は敵機亂舞の下で作業は日頃と變りなく進め

られた、斯くして夜は明けて空には紅の太陽が朝霧の中に浮び午前六時演習は終了を告げた。

四、防空演習の結果に對する考察 及將來の配慮

今回の防空演習によつて私達は今迄少しも氣付かなかつた點に就いて幾多の示唆を得考慮を促された事は大なる收獲であつたと謂はなければならぬ。

第一に困惑と不安を感じた事は防毒室の設備のなき事である、防護當局は最初から完全なる防毒室を作ることゝを勧告して居るのであるが何分三人や五人の防毒室の設備ならいざ知らず刑務所の如く多數の收容者を豫想する防毒室を設備することは誠に容易でなく一旦工事を終了した後に於ては全々不可能な場合が多い、本件に就ては特に演習統監部及防護團本部に其の意見を聞いて見たが終に充分なる方策を樹つることが出來ず止むを得ず工場内に於て最も出入口や窓の少ない浴場又は食堂を選んで之れに避難し、中より目張りすることに決定したが之れは或は一時の氣安めに過ぎないかも知れぬと思つた。何故なれば毒瓦斯彈の投下される處必ず爆弾も亦投下される、虞れ充分な事でありガラス戸其他は容易に破壊

さるゝからである。故に完全なる防毒室は地下室に設けることが最善であつて、寧ろ刑務所建築の將來には當初に考慮されねばならぬ問題であると考へる。而も多數を收容する關係上相當期間の生命を保つに必要な酸素供給装置を並設さるべきである。

第二は燈火管制上の問題であるがA、電燈配線上の配慮B、電壓低下の施設考究C、居房及工場の外側に面する窓にカーテンを附設することの三點に就き將來考慮されんことを要望する。

A、電燈配線は燈火管制上最も頭を悩ます問題であつて今回の經驗により私等の考ふる處は各所の電燈を統制的に集別してスイッチを設け迅速に簡便に點滅出來る様な方法が望しく少くとも、構外々燈、構内外燈、工場内燈工場外廊下電燈、居房内電燈、居房廊下電燈、事務室電燈と區別することは是非必要である。

B、電壓低下の方法は極めて簡單であつて、一個の特殊變壓器を備へ一〇〇ボルト、七五ボルト、五〇ボルトの三個位のタップを附し、スイッチにより切り換へれば足りる。之れは單なる燈火管制上の必要のみならず就寢後は一定の燭火に減ず（視察に差支なき程度を考慮して決定する）の事は自然電力の節約となるのみならず收容者の睡眠

上の障害を除き、誠に一石二鳥の方法と謂ひ得ると思ふ。C、窓にカーテンを附することは経費上或は不可能な問題ではあるまいかと考へるが、居房の如く直接上空に窓を露出して居る場合電燈の遮蔽のみにては直に完全なる光線の秘匿は困難に屬し當所の如きも今回收容者が各自自發的に敷布を以て窓を隠蔽したのはこれが爲であつたらう。故にカーテンで隠蔽することによつて最も完全に燈火管制の目的は達せられる、而も平素は日光の直射をさへぎりて酷暑を避けるに重寶に使用し得ると思ふ。

第三に防護就中防毒係は平素に於て訓練すべきである。燈火管制は比較的容易に行ひ得るが防護は特殊の技術的方面に屬し防毒係と防火係と並設して平素の訓練が必要である。従つて之に要する防毒器具、藥品も當然要求されるであらう。

五、防空演習の一般收容者に及ぼしたる影響

收容者はたとへ社會からは隔離されて居ても雑誌「人」の記事及び社會教育として教誨の席上與へられる時事報道の斷片にさへ非常時日本の緊張した空氣と切迫した國

際情勢を鋭敏に看取し勇躍奮激するのであるが、更に此度の防空演習の與へた影響は甚だ大きかつた。

普通受刑者は云ふに及ばず、思想犯收容者にさへ非常時日本に對する祖國愛と遠く北滿の地に東洋平和の礎となつて母國の生命線を守守する勇士に對する感激と、更に堂々たる五尺の男の身を以てこの國難に何等貢獻する能はず、空しく拘禁されてある自己の罪惡を反省し悔悟を誓ふ念を生ぜしむるに至つた。偉大な効果は全く我々の豫想以上の收獲であつた。

誰云ふとなく總ての居房の窓を敷布を以て自發的に隠蔽した一事を以てしても、彼等の國防に對する關心と沸々とたぎる愛國の至情を認め得るであらう。

以下彼等の防空演習に關する手記を抜萃して参考に供し筆を止めたいと思ふ。

A 受刑者

顧みれば日本國民として、而も中堅的存在たるべき青壯の身を佗しくも懲役の自贖生活にある吾々受刑者として、この壯烈な防空演習の一ページメントは、切々たる感慨を促すものがあつた。社會の共同生活から除外された、而も極悪長期囚の集團である當刑務所にきて非常時日本への誠心は日本特有の誇るべき日本精神の發露ではなからうか(中略)

刻一刻流るゝ光陰と共に最非常時、戦禍日本の時は近づいて来る。不幸にして社會人として公民的自由を持たない吾等、併し犯罪者といへども祖國愛、吾等日本への愛はこの五體に漲つて居る。吾等が工場に舍房に散見するモットー「戦線に勇士、銃後に力行」のその勇士的力行精神を強調することこそ、吾等に與へられた唯一の祖國愛への道ではあるまいか、非常時日本の國民として普通國民よりも更に社會的、國家的に大いなる贖罪の義務を負ふ我々は勞働の勇士となつて銃後力行の意義を完徹せしめねばならない。空襲警報の鐘笛の響きは吾々にとつてはよき時代への自覺をもたらした。

B 受刑者

我等も帝國々民だ。然るに心靜かに此の千載一遇の國難打開の秋に於て、至誠以て國恩の萬一に報い奉ることの出來ざる恥しい自己を省みる時、無量の感激熱々と胸に逼りて聖恩に對して不忠國民に對する慙愧の涙は肺肝より一筆、最早如何に悔ゆとも詮なきこと、此の點は氣を取り直し及ばずながら信仰を厚くし朝夕常住坐臥にも神佛に祈り、神靈の加護にすがりせめても國運の隆昌と、聖恩の全世界に光被さるゝことの一日も速かならん事を、本演習に依りて一層其の感を深くした。

C 受刑者

非常時の場合、吾等八千萬の大和民族は老少男女の別なく何れの階級、如何なる職業の差別なく空襲警報が發せられた時に

は、眞剣な態度を以て君國の爲め防護及び燈火管制を自治的に行ふことが何よりも肝心な事であると私は思うたのであります。故に己れは軍人ではないからとか、國防は軍人がなすからとか、或は己れは受刑者だ非社會的な人間だなどと自ら自分をいやしんだりして居る事は甚だ誤つた思考であると私は思ふ。

D 受刑者

「戦へば必ず勝ち攻むれば必ず取る」我が大和民族の自然なる發展を阻む一切のものに對する我等日本國民の態度は常に、かうした積極的な華々しい、堂々たるものであつた。退いて守るなどといふことは、尊き祖國の傳統を限りなく愛し、不可侵なる神國の尊嚴を無二の誇りとする私共にとつて餘りにも屈辱的である。

私は、此度の防空演習に際して守る者の屈辱を感じないでは居られなかつた。長くも陛下のみます、吾が帝都が敵の空襲を前にして、不夜城の誇りを捨て、自ら燈を滅し、物凄き暗黒の中に、極度の緊張振りを發揮しつゝあるを見て、私は云ひ難い悲壯な感動と憤激とを禁じ得なかつた。

口癖になつた「非常時」といふ言葉が、さらに新しい生々しさと深刻さをもつて私の心を強く打つた。

祖國の爲めに、我等の祖先と子孫の名譽の爲めに、我等は飽迄積極的に戦はねばならない。不名譽なる帝都空襲の如きことを單なる杞憂に終らせる爲めには、我等全國民が眞に全力を舉

げて、いざといふ場合には、どこ迄も能動的に敵をたゞきつけねばならない。

私は不幸にして国防第一戦に立つを得ない恥づべき國家の罪人である。しかも一片愛國の熱情はこの屈辱の前に沸かざるを得ない。

自らの罪に深く慚愧しつゝ、より一層の熱誠をもつて、與へられたる仕事に没頭し、もつて自己の爲し能ふ限り報國の誠を盡さんことを期すると共に、一重に國家の前途の多幸ならんことを祈つて止まない。はじめて行はれたる帝都を中心とする大防空演習に於ける感想の一端をこゝに記す。

鮮人受刑者

(前略) 銃後の吾等は感慨無量、護國の勇姿を慕ふこと切々なれど、身心鐵窓に遮られて空しくこゝに胸裡より出づる詩片を吾空の王者に捧ぐ(詩は略)

思想犯(右翼)受刑者

さうだ私が國防とか非常時とか此處で一人力んで居つても、社會の人が見たなら聞いたなら、何を受刑者がと、寧ろ滑稽にすら感じるだらう。又私自身にせよ斯くして赤い着物を着て「飛行機は未だか」と鐵窓に顔押しつけて外を瞰んで居る自が姿を見返つた時一種の果敢ない滑稽さを感じたのであります。も一度さうだ。夜間空襲飛行を見るより一刻も早く寝て明日の仕事に全力を注がう。斯う思つて今は寝に入るべくもう一度眞暗に

消燈された帝都の空を眺め渡した私の顔には微笑が走りそれでゐて臉には熱い涙がにじみ出して居りました。(終り)

合衆國政府所屬警察設立案

アメリカに於ける兇暴な犯罪の横行は益々甚しく、心ある人々は、アメリカ文明の危機なりとまで憂へて、久しい以前から、憲法上ステート(州)に與へられてゐる權利を害ふことなくして、合衆國政府が全國に瀾蔓してゐる無秩序状態を掃蕩する方法を講ぜられんことを希ふて止まなかつたのであるが、今度上院の犯罪調査委員のラツケテイーリング(恐喝業)に關する小委員會の長たる上院議員コーブランド氏から系統の立つた案が出て、合衆國政府の検事總長カムミンクス氏の同意をも得たのである。コーブランド氏はニューヨーク「タイムス」紙上で、次のように語つてゐる。

「アメリカにも、ロンドンの「スコットランドヤード」(警察本部)のようなものが必要であるが、現在の政体では、それは不可能だ。英國では、警察力を有つてゐる中央政府があるが、アメリカでは、各ステートが警察権を有つてゐるのである。しかし、各州からの代表者を司法省の捜査局に任命するように検事總長に申請することは、各ステートの知事の権能でやれるだらう。この代表者は合衆國政府から俸給を受けて、ステートの警察力を握つて犯罪捜査に當つて合衆國政府と協力すればよからう。」

Russia's Penal System

Dr. John L. Gillin

サウビエツト・ロシヤの行刑制度(完)

米國ウイスコンシン大學 社會學教授

デオーン・ギリ

この一篇は、ギリン博士が、シカゴのノースウエスターン大學出版部より發行せらるゝ「チャーナル・オブ・クリミナル・ロー・エンド・クリミノロジー」の乞ひにより、同誌が、シカゴの今度の「エー・センチュリー・オブ・プログレツス・エクスポジション」(「進歩の世紀」博覽會)の紀念として編輯した「プログレツス・ナム・バー」(進歩號)に寄せたもので、同誌には、外に、アメリカ合衆國は勿論、他の九ヶ國(英、獨、埃、伊、和、白、玖馬、瑞典)(日本は加はらず)に於ける最近二十五年間のクリミノロジーの發達に關する諸大家の論文が掲載せられてゐる。尚ほ、サウビエツト・ロシヤの行刑制度については、昭和七年六月號「刑政」に掲載せられた「サウビエツト・ロシヤではどう犯罪者を取扱つてゐるか」の一篇をも参照せられたし。

(一) システムの精神

The Spirit of the Soviet System

ソウビエツト・ロシヤ(U. S. S. R. — The Union of the Socialist Soviet Republics)のプリズン・システム(行刑制度)を理解しようとするならば、先づ、其シス

テムの根本に横はつてゐるマルキシズムのイデオロギー（理論）を理解してゐなければならぬ。ロシアの古い行刑理論は、凡て他の文化の根本を成す所のものと共に、革命のために一掃せられてしまつたのである。マルクス、エンゲルス及びこの二人の祖述者たるレーニンの説く所に従へば、犯罪といふものは資本主義の経済組織の産物なのである。先づ、経済制度を一變せよ、然らば、凡ての犯罪の流れ出す源は枯渇してしまふのである。しかし、レヴォリユウシヨウ（革命）も、直ぐには資本主義的社會を共産主義的社會に變ぜしめることはできないので、現在ロシアが経過しつつある過渡の時代に免れない色々なアンチ・ソシアル（反社會的）な行動の生ずることは已むを得ないのであると彼は考へてゐたのである。

現行の、ロシアの刑法に従へば、法律といふものは、「社會を支配する階級の利益と合致し、而して、組織された權力によつて擁護せらるゝ、社會的關係のシステム（法式）である」と定義されてゐるのであつて、従つて刑法の目的は、「刑罰を手段として不正行爲（wrong）に對して、それ／＼の階級を防衛する法律上の規範と處分の樹立」である。ロシアでは、今日、刑罰といふのは労働階級の利益に適應するようになってきてゐるのである。キャ

ピタリズム（資本主義）からコムニズム（共産主義）への過渡の段階にあつては、プロレタリアの獨裁政治が行はれるので、労働階級が社會のルーリング・クラス（支配階級）となつてゐるのである。

革命の精神に背かざらんがため、資本主義を土臺として出来上つてゐるビーノロジー（行刑理論）に用ひられてゐた語彙は、一切これを廢してしまつたのである。所謂「犯罪」（“crimes”）なるものはなくなつてしまつたのであつて、其代りに「不正行爲」（“wrongs”）があるのである。不正行爲といふのは、「社會的關係のシステムに危険であり、行爲者に對する國家の干渉を必要とする作爲又は不作爲」であると定義されてゐる。また、所謂、「クリミナル」（悪漢）と名づくるものもなくなつてしまつて、只だ、其行動により社會に對して不正な行爲をなし、又は、社會の安寧福利を脅すもの、即ち「社會的に危険な人間」（“socially dangerous persons”）がゐるばかりである。所謂「刑罰」はなくなつてしまつて、只だ、「社會防衛處分」（“measures of social defence”）が存するのみである。かゝる處分は、「國家の強制により不正の行爲者と社會との關係を適當に處置する手段」を曰ふのである。

(二) ロシアの行刑制度
Russia's Penal System

ロシアのビーナル・コード（刑法）は、決してセンチメンタルな世の所謂人道主義なんでもに根據を有つてゐるものではない。ロシアの他の諸の法律と同じく、それは、恰も數學者か幾何學の公理を承認するのと同じ程度の落ちついた確信で、全く自明の眞理として認められたからして割り出した冷く硬いロヂック（論理）の所産なのである。この幾何學のアキシム（公理）にも似た前提といふのは、他でもない、マルクスやレーニンのふりかざしたプリシブル（原則）なのである。この幾個かの原則から、ロシアの行刑制度の根本的な原則が生れて來たのである。此等の原則は、次のやうに要約し得ると思ふ。

- (一) サウエートの刑法で謂ふ不正な行爲（“wrongs”）といふものは資本主義社會に於ける久しい間の搾取の結果の累積したものである。
- (二) 普通のものは一變した生活秩序に順應して新しい習慣を作り上げて行くが、或るものはこの新しいソ

- ーシアル・オーダー（秩序）に順應してゐないものがある。
- (三) で、この順應性を缺いたものに對する刑罰（“punishment”）が必要になるのであつて、刑罰の目的は社會を防衛するに在るのだ。
- (四) 社會は教育醫療に關する近代科學に知られてゐるあらゆる方法を利用して此等の「非行者」（“wrong-doers”）の態度を改めさせることに努めなければならぬ。
- (五) 而して、「リホーム」（改めさせる）することのできないものは、已むを得ず防衛のため社會から「アイソレート」（隔離）してしまはなければならぬ。

といふのが、プリシブルの大綱であつて、此等の原則が一部はマルクス及びレーニンの主義と一部は近代科學と所産であることは明白であつて、而して、ボルシェビキは、此等のプリシブルの確乎として動かすべからざるものなることを堅く信じて、信仰から生れる熱情と精進とで、改善可能と考へたものに、已に知られてゐるあらゆる科學的手段を施してゐるのである。ロヂック（論理）を何處までも假借するところなく推

して行くロシア人一流の一本氣な頭で、何人を問はず、一人残らず、箇人の社會に對する態度を、共產主義の理想に基いて作り直す (Re-form) ために、あらゆる努力が試みられなければならない、といふ結論をでつち上げてしまつたのである。箇人は以後決して自分の爲めばかりの主我的な目的を求めてはならないのであつて、集團生活の全體の福利を思はなければならない。この新しいコムミュニステイツクな行爲の態度と型とを箇人の性根から芽生えさせるためには、社會は、教育、宣傳、並びに強制等のあらゆる手段方策を個人の上に適用しなければならぬ。若し、個人が頑固で執拗で、どうしても社會の力で此の新しい生活様式に一致せしむることができなければ、其時には、彼は「隔離」されなければならぬ。と、ボルシェビキは信じきつてゐるのである。で、ロシアでは、政治犯でない犯人にすらも死刑は廢止したといふような考へは全く誤りで、サウエート・ロシアでは、犯人の所爲が「政治上」のものにしろ、はた、また、單に他の個人に危険なるものにして、其何れに屬するを問はず我等の社會的秩序の「敵」として、どうしても濟度しがないものに對しては、社會防衛の手段として死刑といふ箇の最後手段を留保するものであると主張されてゐるの

である。この點では、サウエート・ロシアは、イタリアの行刑學者たるガロファロ (實證派) のさうであつたように固く論理を持して假借する所はないのである。で、また同様に、ロシアで、色々な形式で犯人を處遇する方法を講じてゐるのも、順次に色々なタイプの社會的壓力を加へていけば、或る種の人間は次第に變化して行くことができるといふ前提から自然に生じた論理であつて、決して、かわいそうだからといふような考へからではないのである。一毫の生温るいセンチメンタリティーも存してはゐないのである。只だ冷いロヂツクが存してゐるのみである。固より死刑によつて社會からエリミネート (驅除) せらるべきものの選擇に誤りが無いとは限らないが、よしたとへ、かういふ誤りがあつたとしても、一滴の涙も濺がれはしないのである。社會を防衛するには何かしらの犠牲は免かれがたいことで、とにかくにも、何を措いても第一に、改善可能の犯人の矯正に努めなければならぬ、と、彼等は信じてゐるのである。

のであると信じてゐるので、自然に労働訓練に重點を置くことになり、教育の手段によつて生計の資を授け、由て以て彼等をして志を改めて共產主義の社會制度の理想を分ち擔はしめんとするのである。サウエートのリーダー (首腦) は資本主義の社會の一朝にして文化的に共產主義の社會へ變化せしむることの不可能は是れを認め得るのである。ソーシアリズム (社會主義) はこのキヤピタリズムとコムミュニズムの中間のステーチ (段階) であつて、この過渡のステーチに立つてゐる間は、國民の習慣の中に残つてゐる古い文化上の傳統に對しては或る程度の讓歩は已むを得ないのであるが、できるだけ速く共產主義の理想の實現に努めなければならぬ、といふのが彼等の念願なのである。

是に於てか、身を誤つた人々を轉向せしめ、且つは、彼等をして自由の境地にあつて箇人並びに社會の秩序に害を加へざらしめんがためにも、拘禁といふことは必要なのである。拘禁の期間中、此等の人々の生活を嚴重に取り締まつて、うまくいけば、社會の善良なメンバーに宗旨變へさせるチャンスがあるからである。で、最初にして大切な任務は、職業の訓練といふことになる。かくして、プリズンは大きなトレード・スクール (職業學校)

は、**歸休期間 (Furlough)** が與へられて、家族と一緒に生活することを許さるのである。この**フアロー (歸休)** は一日乃至三週間で、勤勉力行が實際安定した習慣となつたかどうかを試すために、**刑期の終りに許さるゝのである**。この時に應じて許される長短それゝの**フアロー** は、アメリカで**パロール (假釋放)** と呼ばれるゝものと同じ性質のもので、**其期間中の監視は、工場の労働者か又は、農村では其地方の共産黨員がやるのである**。矯正して社会的に復活させるといふのが、**拘禁の目的の理論**なのであるから、この理論通りに、**サウエートの當局者は終身刑なるものを廢してしまつたのである**。一番長くて十年である。十年たつても志の改らないものならば、其人は到底改めさせることはできない、といふ考へらしい。しかし、少年のケースでは、**刑務所長の請求で、判事はこの刑期を更らに延長することかできるのである**。

プリズンでは、**受刑者は、共産主義の本當の理想と態度とを教しへ込むための宣傳と一種の社会的の壓迫に似たもの**を押しつけられるのである。彼が百姓出か労働者出であれば、さなくとも、**共産主義に同化する可能性を**

示すものなれば、**主義の轉向を完了するためにできてゐるプリズンの中の修養團體の會員となるのである**。かくして、**ロシアを支配してゐる理想に従つて、色々の方法で自己の思想感情を發表する機會が與へられるのである**。日々壁に貼られる新聞紙には、**サウエートの修養上の理想が縷々として説かれてゐて、スローガンは壁上から彼等達に叫びかけるのである**。レーニズムやマルキシズムを教へ込むための書物と雑誌は断えず眼前に山と積まれてゐるのである。何方を向いても、**マルクスや、エンゲルスや、レーニンや、スターリンから引用された文句が、まつ赤な文字で眼の前に燃えてゐるのである**。クラブがある、學課がある、芝居を演る、音樂會が開かれる。いづれも**サウビエツテイズムの宣傳で、彼等はぜひともこれに参加しなければならぬのである**。自治の團體も組織されてゐて、或る行刑施設では、**此等の團體が小さな懲罰事件を處理してゐる處もある**。しかし、**此くの如き自由な自己表現の機會を與へられてゐるのは、百姓出か労働者出の受刑者、さなくば、プロレタリアの主義目的に同情を示したものに限られてゐるのである**。サウビエツト・ロシアでは、**新しい刑法で、在來の重罪輕罪並びに違警罪といふ區別を廢して、一切の犯罪を**

不正行爲としたが、この不正行爲は悉く社會にとつて脅威となるものと者へられてゐるのである。かくして、**此等の古來の犯罪のカテゴリの意味は一舉に破壊されてしまつたが、しかし、この不正行爲は三つのカテゴリに分たれてゐるのである**。

- (一) 國家、社會及び經濟組織に對する不正行爲
- (二) 利己主義の動機より發する不正行爲
- (三) 健康衛生を取締る警察規則に反する行爲

是れである。更に、**改正法典の下に在つては、一方、ブルヂオア階級と、他方、農民及び労働者との間に存してゐた以前の差別は全く除かれてしまつたのである**。而して、**現行刑法に在りては、サウビエツト・レヂーム (政治組織) に逆らつた所爲が最も重大なるものとせられ、人の身體に對する犯罪之に次ぎ、財産に關する犯罪は一番軽く看られてゐる**。アメリカで**第一級殺人犯 (first degree murder)** (即ち謀殺の刑期は最長十年で、豫謀に出でざる殺人犯 (homicide) は五年、其他の犯罪は更らに短いのである。已に述べたように、**死刑は到底改善の見込みのない手を入れないクリミナルのために留保せられて**

ある。之を要するに、**新しいロシアの刑法には、三つの根本的なプリンシプルがあるのである**。

- (一) 拘禁といふことは改善矯正が目的である。
- (二) 社會を防衛し而して改善矯正の功を曇るがためには、**受刑者の分類が必要で、危険なるものを然らざるものより、初犯者を常習者より別ち、各受刑者を遇するに累進制を以てすべきである**。
- (三) 改善不能のものは社會より隔離すべきである。

是れを以て觀れば、**普通の犯人については、ロシアは西歐諸國に唱へらるゝ最も進歩した行刑上の主義を、只だひたすらに論理を追ふて徹底的に實行しようとして試みてゐると云へるのである**。次に、**此等の主義理想を實現するために、どんな組織を案出したかを述べたいと思ふ**。

(三) 矯正施設

Correctional Institutions

この施設の中には、**身體上並びに精神上にもアブノーマルなものを收容する病院がある**。**保養院 (health institutions) や療養地 (health colonies) も此中に**

含まれるのである。尙ほ、ロシアでは、西歐諸國に倣つて、少年犯人のために醫治と教化を兼ねた性質の學園を設けてゐる。

もつと詳しくいふと、この矯正施設は次の五つのクラスに分けられるのである。

(一) 拘禁場 (houses of confinement)

これは、刑事被告人、刑の言渡を逃がれたるもの及び六ヶ月より長からざる期間自由を剝奪せられたるものを收容する。

(二) 労働矯正場 (labour reformatories)

この施設は、十分職業を習得してゐなかつたため身を誤つたと信ぜらるゝ犯人にして、六ヶ月以上自由を剝奪せられたるものを收容する。犯人に職業を教しへ込む爲めに設けたのである。

(三) 労働コロニー及びキヤムプ (labour colonies and camps)

これは、經濟上の逼迫から已むを得ず不正を働いたと裁判所の信じたもので、しかも初犯で、且つ其筋の不審を避けようとたくらまなかつたもので、五年より長からざる期間自由を剝奪せられたる農民及び

労働者を收容する。

(四) 労働隔離所 (vocational isolators)

茲處には、労働者でもなく又た農民でもなく、本人の屬する階級の利益のために不正行爲を行ひ、因て自由を剝奪されたるものを收容する。この施設は、亦た、労働階級出で、特に國家に危険なりと認めらるゝもの又は或る期間嚴重懲治を要するものをも收容する。

(五) 過渡労働矯正場 (transitional labor reformatories)

これは、アメリカでデイスチャージ・インスチテュウション (discharge institutions 釋放施設) と呼ぶ所のものに相當するもので、自由な社會への過渡を準備する施設で、他の施設に在つて、ノーマルな社會生活に順應していける能力を事實上示したものが茲處へ移されてくるのである。

(一) 自分は、ロシアでは、特に政治犯人を收容するプリズンといふものは、一つも看なかつた。キエフの検事長は、方々のプリズンへ送られる政治犯人も別に他の犯人と異つた處遇を受けることはないといつてゐたが、自分は、手に負へない政治犯人は直ぐと射殺されるか

或は國外へ放逐されてしまふものとの感じを受けたのである。

かういふシステムは、犯人を矯正して社會へ復歸せしめるために工夫されてゐることは明白で、この目的のために取られる手段は、集團作業、社會的(團體)の壓迫、職業訓練、共產主義教育、及び手にをへない受刑者に對する懲罰等である。此等の施設に於ては、亂暴な處遇をしないこと、鎖を使はないこと、糧食を奪はないこと、

屏禁をやらなないこと、スクリーン越しの接見の如き屈辱的な手段を取らないこと等が刑法に規定されてゐる。態度と行狀に進歩の認められた時には、受刑者は一つの施設より他の施設へ移される。作業は凡ての受刑者に義務として課せられる。進歩の見るべき受刑者にとつては就業二日は刑期の三日に換算せられる割合で刑期が短縮せられるのである。プリズンに於ける労働のコンディションは普通の自由労働者を支配してゐる同じ労働法で支配されてゐるのである。此等の施設で労働に服してゐるものは、最初五ヶ月半の刑期の経過した後、一年二週間の歸休を請求する権利がある。彼等が労働階級に屬するものならばこの歸休期間は刑期から差引かれるのである。受刑者に支拂はれる給料は自由労働に支拂はるゝものと

殆んど同一である。但し、收容費の控除せらるゝことは勿論である。強制労働に處せられてゐるものは、約二十五パーセント少い給料を支給せれる。階級處遇のグレード(級)の進むに従つて、受刑者の費消し得る給料の割合も漸次増してくるのである。總じて、凡ての施設は自給自活でなければならぬことになつてゐるので、管理經營は極めて慎重を要するのである。

サウビエツトの行刑施設に於ける教化事業は、極めて特色のあるもので、日々定まつた學課を初め、教化の目的を有つてゐる運動娛樂、新聞紙(普通發行のもの及び時々はり出すもの)、俱樂部、演劇、スポーツ、音樂演奏及び最も進んだ自治組織等を其手段とし、收容者をサウビエタイズ ("sovietize" —— 社會化) するために總有る刺激と壓迫とを集中するのである。自分の親しく視察した施設では、古いツァー時代の建物のプリズンから近代的のファーム・コロニーに至るまで、以上の教化事業は熱心に眞面目に實行されてゐるのを目にしたのである。

成年受刑者の施設では、收容者は次の部類に分たれてゐる。

(一) 自由を剝奪され嚴重に隔離せらるゝもの

- (二) 常習犯人及び或る種の中流階級に屬する犯人
- (三) 右二部類に屬せざる他の犯人

此等の凡てのカテゴリ（部類）を通じて、三級の階級制が存してゐるのである。第一及び第二の部類に屬する受刑者は、入所の際當然最下級に編入せらるゝのである。刑期の最小限に服した後、行狀が良ければ、第一部類に屬するものゝ半數と及び第二部類に屬するものゝ四分の一とは、まん中の上の級に進むのである。第三の部類に屬する受刑者は、監督委員によつて三つの級の中何れの級にでも編入せられ得るのである。勤勉力行を奨励するがために、級の進むに従つて、色々の特權が増えて行くのである。

懲罰は、特權の喪失を伴ふ下級への貶下、所有金錢の費消の制限、最長十四日に亘る獨居拘禁並びに、一層峻烈なる處遇の行はるゝ、隔離所への移監等に限られてゐる。茲にいふ獨居拘禁は、アメリカでいふものとは全く異つてゐて、屏禁といふことは刑法で禁ぜられてゐるのである。只だ外界との交通を一層嚴重に遮斷し、屋外作業を禁じ、歸休を許さないに止まるのである。教化手段がそれが役に立つだけに充分に長い刑期に服してゐるも

のに主として留保されるのは自然な話であるが、刑事被告人でも、偶々受刑者と接觸することになつてゐる施設に拘置せらるゝ場合には、其處の學課に出席しなければならぬのである。

(四) 施設の管理並びに監督機關

Supervising and Administrative Bodies

サウビエツト・ロシヤの凡ての矯正施設は、内務人民委員（People's Commissariat of Home Affairs）（内務大臣に相當）の統轄の下に在る。中央政府のこのデパートメントの中に、矯正施設管理本部（Chief Administration of Correctional Institutions）として知られた機關があつて、ソビエツト聯盟（U. S. S. R.）の君主たるロシヤ社會主義聯邦サウビエツト共和國（Russian Socialist Federative Soviet Republic — R. S. F. S. R.）たると其他の自治共和國たるを問はず、サウビエツト聯盟内に存する凡てのかゝる施設の上に監督權を有つてゐるのである。この機關は、各縣（Krai）では、モスカウより派遣せらるゝ、監督官によつて代表せらるゝのである。

聯盟内の自治共和國に於ける地方の施設の管理は、此等の共和國、又は、若しそれが大きいものなれば、いくつかに分たれてゐる縣（Krai）に任命されてゐるこの監督長官（Chief Prison Inspection）の手に委ねられてゐる。しかし、固より、モスカウに在る行刑局たる前記の管理本部（Chief Administration）の命令はこれを奉行しなければならぬのである。かくして、廣シユニオン（聯盟）を通じて凡てのかゝる施設の管理が統一されてゐるのである。

各縣（Krai）には、其縣の監督局（Chief Inspection Office）の代表者、判事、勞農監察委員（Workers and Peasants Inspection）の代表者、及び其地方の産業評議委員會の委員とより成る配置委員會（Distributing Committee）なるものがある。このコムミツテイーの職務は次の如くである。

- (一) 自由の剝奪に處せられた犯人を適當な施設に配布し、且つ、成る矯正施設に在るものを更に一層好く適した他の施設へ移轉せしむる。
- (二) 前に述べた第二及び第三の部類に屬する收容者を刑法に規定した最小限の期間の經過後次の上級へ進

級させ、行狀不良の場合には次の下級へ降級させる。亦た、モスカウの管理本部へ第一部類に屬する受刑者の假釋放を申請する。

- (三) 刑期の終りに近づいても十分の進歩改善を實證しなかつた少年に最少限の拘禁期間を附加することを判事に申請する。判事は社會防衛のためにかゝる刑期を増加する權限を有つてゐる。
- (四) 更らに一層有効なる矯正又は防遏の道を講ずるため別途の矯正手段の適用せられる必要のある勞働者出の受刑者のグレード級（進降を當局へ申請する。
- (五) 一般受刑者及び看守なしの強制勞働に處せられてゐるものを條件附又は無條件で釋放する。これは、バードン（赦免）又は刑法に規定されたミニマム・タイム（最短刑期）の満了によつて執り行はるゝのである。
- (六) アメリカで「グッド・タイム」（喜しい時）と呼ばれてゐるものによる刑期短縮を計算し執行する（二日の作業で刑期の三日に換へる）
- (七) 施設の新設、規則の改正、又は施設の改良に關する案を地方のサウビエツトの役員と相談する。

(八) 配置委員は其地方の凡ての矯正施設について直接に責任を有つてゐる。

配置委員の決定に服せざる場合には、モスカウの管理本部に其由を申立てることが出来る。個々の受刑者並びに看守なしの強制労働に處せられたる者の處遇についての配置委員の決定は、各個のケースに於ける凡ての事實の慎重なる検討を経て後爲さるべきで、この調査は、屬する所の階級、年齢、性格、犯罪の動機原因、判事の刑の言渡及び其理由、前科の有無、職業履歴、得意の技能、習慣、並びに處遇の結果等について行はれなければならないのである。かくして、配置委員は、一方に於ては、施設と裁判所との間、他方に於ては、中央の管理本部と地方の行政機關との間の連鎖を形作つてゐるのである。

各施設に於ては、其内部の管理は、歐洲やアメリカのように所長と其職員との手中に存するのではなくて、管理委員 (Supervising Commission) の手中に存してゐるのである。この委員は、當該施設の長、判事一人、及び、共産黨の經濟局 (Economic Bureau) の代表者一人より成つてゐる。これが、有名な「三角管理」 ("tri-angle control") と、プリズンばかりでなく、ロシア政

府直營の産業施設及び集團農場にも亦た行はるゝものなのである。

大體に於て、このコムミツシヨンの任務とする所は、配置委員のために凡て管理に關する諸の案を立てることである。尙ほ亦た、受刑者の歸休を許可し、歸休期間を超過したものに懲罰を科し、接見の度數を定め、更らにプリズンの一般管理を取扱ふのである。プリズンのワ、デン (所長) は、此等一記の監督機關の權限で定められた制限内で、施設内部の整正按排を司つてゐるのである。其支配權に於ては合衆國のプリズンのワ、デンよりも非常に制限されてはゐるが、しかも最も重要な職員の一入であつて、「三角管理」で權力は制限されてゐながらも、一箇の指導精神となつて活動しなければならぬのである。

前に「看守のない強制労働」 ("forced labor without guard") について一寸述べたが、これは、最も進んだ極めて寛大な方法で犯人を矯正しようとするもので、刑期は一週間から一年に至る差別がある。この方法によると、犯人は行刑施設へは送られないで、モスカウに本部があり、各地方に支部のある特別の管理局の下に労働を強制されるのである。作業は、これ迄やつて來たものか或は熟練を要しない或る種の作業かである。しかし、實

際には、この強制労働は民間の自由労働と競合する傾きがあるので、この方法の實行は制限せられてゐる。

プリズンには、内務人民委員 (People's Commissariat for Home Affairs) の定めた規則に従つて、受刑者の組織する「同志裁判所」 ("Comrade Court") があつて、作業並びに一般の刑務所の規律の違反、受刑者間の友情の缺乏、並びに、古い行刑制度の悪感化等を防遏するに努めてゐる。審理するものも懲罰を科するものも受刑者自身である。但し、刑の言渡は所長の裁可を得なければならぬのである。懲罰の方法は、矯正の目的にかなつてゐるものならば、何んな形式によるも差支ないものである。

(五) ロシヤの行刑制度に關する私見

Appraisal of the Russian Prison System

次に述ぶる所は、犯人處遇についてのロシヤのやつた新しい試みに關する筆者の判断を要約したものである。許された紙面が少ないので、自分の意見を實際に照して論證してみるわけにはいかないが、只だ、此等の判断はこの新しいシステムの結果の何たるかを知るの位地に在るロシヤの人達から筆者の學び得た所と、且つは長い間

世界の多くの國々のプリズンで予の親しく試みた廣汎な觀察とに基いて作り上げられたものである、とだけは、確しかに言明し得るのである。

(一) 紙の上に書かれた所だけを見れば、ロシヤの新しいシステムは世界に於ける最も進んだものである。その目的は明かに矯正的で、即ちだめなものをエリミネート (除棄) して、見込みのあるものだけをコレクト (矯正) しようとするのである。この矯正がサウビエイズムの精神にも明文にも順應していくことを意味してゐることもこれ亦た同じく明かであらう、そ、詐りはないのである。

(二) 矯正の可能であることを行爲で實證するものには、社會的に孤立無援だといふ感じを起させないように、あらゆる努力が盡くされるのである。と、一方では、全力を擧げてサウビエツトと親しませることに努めてゐるのである。

(三) 矯正の不可能であることを明かに示したものは、只だアイソレーシヨン (隔離) があるのみである。この最後の手段に出るまでには、彼等をコレクトするために全力を盡くすのであつて、アーチャンゼルやシペリアに在るクラク (Kulak) — 富者な農民) 其他の「公衆の敵」を收容するコロニーの目的は茲に在るのである。

ソヴェト・ロシヤに於ける功勞囚人の特赦に對する一つの考察

中 田 主 税

九月號刑政の誌上編輯餘録の中にソヴェト・ロシヤに於ける囚人が國家的大建築に従事したことによつて特赦があつたとの報道を拜見しました。其の内容は元よりわたくしは知らぬところでは有りますが、之れに就て考へますと、わが國では曾て明治十五年舊刑法の實施せられぬ以前には囚人が服役中に何か特殊の功勞を認めらるれば當人に特赦減刑が行はれて居つたのであります。それは今日の行刑の主義觀念又は刑事政策の上から申しても必ずしも無價値ではない、かなり大切な資料だと思

ひますから識者の御批判を乞ひたいと思ひます。わたくしは本問題を極めて簡明卒直に御紹介致す最もよき方法として古い文献の中から原文の儘を掲げること致します。

×××××

大分縣竹田村平民

懲役三年 中川 瀧 太郎

其方儀本年五月二十九日懲役囚七年福島縣信夫郡宮城村平民瀬戸兵吉ナル者逃走ヲ企テ監獄署内居所不明ノ節守卒坂部直藏ニ隨從シ百方探索遂ニ署内北ノ隅壓捨場ノ穴中ニ潛匿シ居ルヲ見出し捕得シ探索向キ行届タルニ依リ本罪ニ一等ヲ減

セラレ候條此旨相達候事
明治十二年十月八日
山形縣廳

×××××

鹿兒島縣下都城郷平民

懲役三年 待 木 當 典

其方儀服役中本年八月十一日午後十一時三十分山形香源町士族町田眞秀所持ノ長家三種焼失ニ及ヒ既ニ監獄署へ蔓延セントスルニ付火防爲致候處何レモ難苦ヲ不厭消防ニ盡力爲メニ類焼ニ至ラス奇特ニ付特典ヲ以テ本罪ニ一等ヲ減セラレ候條此旨相達候事
明治十二年十一月十九日
山形縣廳

×××××

鹿兒島縣下都城郷平民

懲役三年 土 持 信

其方儀豫テ牧牛取扱方申付置候處本年五月五日一牛狂怒ヲ發シ取鎖メ之際右腕ヲ突傷セラレ不治ノ症ニ罹リタルニ依リ特典ヲ以テ放免御達相成候條此旨相達候

事

明治十二年十月七日

山形縣廳

×××××	懲役五年	右松 祐 永
〃	〃 七年	伊 藤 直 記
〃	〃 三年	山 下 孝 右 工 門
〃	〃 三年	海 老 原 源 太
〃	〃 三年	平 田 宗 正
〃	〃 三年	時 田 高 綱
〃	〃 三年	和 田 用 一
〃	〃 三年	鹽 田 傳 治
〃	〃 三年	野 村 綱 雄
〃	〃 三年	竹 下 仙 左 工 門
〃	〃 三年	野 本 十 助
〃	〃 三年	山 下 兼 重
〃	〃 三年	旭 近 次 良
〃	〃 二年	麻 生 温
〃	〃 二年	植 村 兵 吉
〃	〃 二年	坂 本 助 七 良
〃	〃 二年	野 崎 堅 磐

其方共儀本年四月四日南村山郡山形町平民佐藤嘉之助方ヨリ出火ノ際監獄署詰定雇官館豊、守卒塚野濱江外三名ノ指揮ニ應シ神速駆付消防ニ盡力シ即時鎮壓致タルニ依リ特典ヲ以テ本罪ニ一等ヲ減

セラレ候條此旨相達候事
明治十二年七月八日
山形縣廳

當時の山形の地方長官には三島(通庸)縣令(自明治九年八月)が在任せられたることを附記する。

八月中贈與金

- 一、金參百五拾圓也 職務死亡贈與金
- 岐阜刑務所作業技手大野貫三氏は、昭和八年七月十日各務ヶ原飛行第二聯隊へ納入すべき軍用品を運搬中電車と衝突して不慮の死を遂げられたので、會則第八條第一項第一號に依り右金額を贈呈した。(在職一年十一月)
- 一、金貳百圓也 死亡贈與金
- 射手新外八名
- 一、金壹千八拾圓也 退職贈與金
- 廣瀬只助外百八十七名

非常時對策としての「國家總動員準備」

資源局 施設課長 宮嶋信夫氏談

本文は六月の茶話會に於ける宮嶋信夫氏講演の概要を筆記したものである。従つて間違ひや意の到らぬところはすべて記者の責任である。

(一)

日本はいま非常時と言はれてゐる。たしかにそれに相違ない。しかし日本が非常時であることは世界が非常時であることを意味する。世界を向ふにまはしての日本であるからである。私は一昨年から昨年にかけて役所の用で外國を旅行して來たが、世界何れの國と雖も非常時ならざるはない。對内的にも對外的にも國情は非常に切迫してゐる。經濟的には不景氣である。思想は動搖不安を極めてゐる。

國際關係は危機を孕んでゐる。實に内憂外患といふべきである。いつ何時何處で戦争の烽火が擧げられるかも知らない状態である。それが通り一べんの旅行者の眼にもすぐ映る。それ程世界の風雲は險しいのである。それ故各國とも内實には戦争の準備に血眼になつてゐる。明日にも戦端が開かれてもそれに應じ得るだけの用意をと、寸時も怠らない。今日の平和は文字通り「武装せる平和」で、表面的のもので、噴火口に亂舞するものに近い。

この間に在つて日本は、滿洲事變のこによつて國際聯盟を脱退し、從來の外交方針を清算して、新しく自主獨立の立前に立つて世界に對することゝなつた。だから日本の國際的關係は、從來にもま

ばならぬのであるか。それについて先づ私共の感ずることは、外國人の有する強烈な人種差別觀である。外國を旅行したものは何人でもそれを思はずにはゐられまい。西洋人が東洋人に對して、輕侮若くは憎惡の眼を向けてゐることは私共の想像以上のものがある。この考は殆んど先天的の痼疾となつて西洋人の頭を抜けて去らないやうである。歐洲大戦争にドイツのカイゼルは「黃禍」といふことを唱へた。この言葉は最近ではあまり耳にしないが、この思想は依然として西洋人の頭を支配してゐる。殊に日本の國力が當時に倍加し、加之國際聯盟を脱退して、自主獨立を標榜してゐる今日である。西洋人の立場からいへば一層その感を深うしてゐることであらうと思ふ。戦争を豫想するとすれば、この事は有力な一つの根據となる。それ故に日本としては、經濟對策若くは思想對策を講ずることも勿論必要であるが、國際關係の不安と險惡から期待される非常時——戦争に對する

準備對策も又大に必要なこと、思ふ。勿論戦争は好んでたすべきものでない。戦争の慘禍に對しては近く世界大戦で、人類は苦い經驗をなめさせられてゐる。これを再び繰返すの好ましくないことは言ふまでもない。しかしそれだからとて、戦争に對する準備を忽にしてはならない。否、それだからこそその準備をしておかなければならないのである。言ひかへれば、戦争の準備は、戦争をするための準備ではなくして、戦争を防止するための準備である。つまり軍備國防は戦争の勃發に對する一種の保險である。何人も火災にかゝることを欲して火災保險に入るのではない。萬一の場合の保障を得んがためである。國家の軍備國防も亦それと同様である。尤も軍備國防も必要以上にする必要はない。而してその必要の程度を決めるのはその時の時局に對する認識によるのである。そこで現在の時局はどうかといふと、大にその必要がある。戦争發生の可能性が著しいだけに、

して一層複雑となり多難となつて來てゐる。滿洲國の建國が良い結果を結んで、各種の建設事業が順調に進行して行けば行く程、その關係は一段の深刻さを加へることであらうと思はれる。だから滿洲事件の解決は非常時の解決と言へないばかりでなく、一層それを困難に導くものであらう。さういふ覺悟を日本國民としては先づ有つてゐなければならぬと思ふ。又不景氣といふもさうである。今日の不景氣を以て、從來周期的に循環して來た唯の經濟的不景氣と思つてゐては間違ひである。今日の不景氣は現下の産業組織の根本問題から發生するところの産業不安の大きな波であつて、劃世紀的の意義と壓力とを有つものである。吾人はいま、吾人がかつて知らなかつたやうな經濟生活の一大轉換期に遭遇しつゝ、あるのである。この意味からいつても、現時は正に空前の非常時といはなければならぬのである。

では日本はいつかは戦争を迎へなければ

それを防止すべき保障が一層必要となつて來るのである。

(二)

ところでその國防といふことの觀念であるが、これは最近昔とは餘程變つて來てゐる。昔は國防といへば軍備そのものを意味してゐた。軍備即國防といふことになつてゐた。従つて往時の幾十回の戦争は軍人だけの戦争であつた。軍人は戰場で血を流してゐるのに、國民は繩里に起臥して太平を樂んでゐるといふ有様であつた。敵の兵士と武器、彈藥とに對して、味方の兵士と武器、彈藥とが戰つたのである。所が世界大戦以來、戦争の意義、形態方法等がすっかり變つてしまつたのである。一口でいへば、軍備のみが國防ではなくなつたのである。勿論軍備は國防の要素の中の最も重要な一つであるが、たゞ一つであるにすぎない。今日の國防には軍備以外の要素がいくつもあつて來たのである。こゝに於てか國防即

ち戦争準備——否戦争を防止するための準備——の觀念が修正されなくてはならない。即ち軍備そのものは何處までも軍人の領分である。しかし國防の他の要素については必ずしも軍人へのみ委しておけるものでない、廣く國民一般が、その準備に参加し、その責任を負担すべきものである、といふのが國防の新しい觀念になつて來てゐるのである。言ひかへれば、戦争は軍人ばかりでなく、國民全体の戦争、従つて國防も軍人ばかりでなく國民全体の國防といふことになつて來てゐるのである。最近の世界の國防計畫が何れも「總動員準備」といふことを目標として進行しつゝあるのはそのためである。例へば英、佛、米、伊等の諸國では、世界大戰の直後、大戰の苦い經驗によつて、最も廣汎な總動員準備に着手したのである。それは中心は飽くまでも軍備において、それと關聯して、國民の生産力の保障、戦時の産業統制、産業經濟に關する動員準備等に専念したのである。要

するに國民の全体を擧げて戦争に参加しその全能力を擧げてこれを遂行せんとするものである。戦争に臨んで、國民の總動員を促さんとして、平時からその準備をしておくのである。

(三)

わが國としてもこの大勢から除外さるべきものでない。それで先きには内閣に軍需局といふものが出來たが、その後國勢院が設けられ、それが又變化して只今の資源局となり、これが中心となつて陸海軍、農、商工、鐵道を始め外務、文部、司法の各省に至るまで、各々委員を出して、それが互に相協力して「總動員準備」に着手してゐるのである。昭和二年に資源局が創設され以來、今日に及ぶまで、孜々として努力を續けてゐるのであるが、わが國に於ても、國防が軍備といふ狭い範圍から飛躍して、國民總動員といふ廣い天地をとるに至つたことはこれを見てもわかるのである。軍備といへども、根を「總動員準備」に置かなければ

ば、とても成立するものでないことは言ふまでもないことである。例へば軍備には彈丸が必要である。では彈丸は何からつくるか、又どうしてつくるか、といふことになる、夫々その材料、技術若くは設備といふことが問題になつて來る。先づ材料としては原料である鐵礦が要る。コークスが要る、耐火煉瓦その他のものが要るのである。だがそれ等を準備するのは、それを彈丸に仕上げるまでの技術や、設備と同じく狭い意味での軍備ではなくして、最も廣い意味での總動員の一部分であるところの工業動員準備と見るべきものである。従つてこれは軍人のみの職分に屬するものでなく、非常時に於ける國民全体の努力と責任とに待たなければならぬのである。又戦争には爆薬が必要不可欠のものである。所で爆薬を造るには硝酸が要る、ベンゾールが要る。では硝酸は何から取るかといへば、半分はチリから硝石を輸入してそれから取るが、半分は硫酸からアムモニアを取

りそれを酸化してつくるのである。しかし硝石は輸入品だから一旦戦争となると手に入らないかもしれぬ。その時は一に硫酸に依頼する外はないのである。そしてそれを平時にいかん保護し、統制すべきかは肥料の問題と關係がある。又ベンゾールは平時は大体製鐵事業並にコークス工業の副産物としてとる。これは最近爆薬の製造には、是非なくてはならぬ燃料となつてゐるが、ひとり爆薬のみではない、飛行機の燃料の如きもその三〇パーセントはベンゾールである。ガソリンだけではダメなのである。今日航空術が異常な發達を遂げて、従つて航空燃料も澤山に要るわけだが、その補給は必ずしも容易ではないのである。しかもそれ等は大体副産物であるのだから、その供給量を測定するには、製鐵がどれだけ、コークスがどれだけ、ガスがどれだけ出來るかといふ問題にまで遡らなければならぬ。からなると、狭い意味での軍備の、軍人だけの仕事ではなくなつて、産

業界、進んでは國民一般の努力に待たねばならぬことになるのである。非常時の對策を講ずべき方法は、複雑且つ多端となつて、軍人だけに任しておくわけに行かないのである。

のみならず砲火の間の戦闘では、勝利を得ても、國の資源が涸渇し、産業が極度に萎縮して、國民の經濟生活が脅かされるに至れば、戦争は遂には負けとなる。歐洲大戰で、ドイツが戦場の勝利を占めてゐたに拘らず、結局戦敗國の苦杯を満喫するに至つた原因は一にこの點に存する。食料その他、國民生活の最小限度の需要をすら充すことが出來なくなつて、ドイツはついに息ついてしまつたのである。ドイツに限らぬ、今後の戦争はすべて、その點が結局の勝敗の岐れ目となるのであらう、ことは誰しも想像し得るところである。軍備の充實のみが戦争に勝つ所以ではないのである。そこでこの戦時に於ける食料、衣料等の問題をいかに解決すべきかといふことは、軍人本

來の仕事でもなく、狭き意味の軍備でもないことである。それ故將來の國防は、この新しい觀念と方式に基いて決定されなければならぬ。總動員準備といふことが八ヶ間しく叫ばれてゐるのはそのためである。では總動員準備とはいかなる内容を有つものであるかといふに、大ざつばにいつて三つに分けることが出来る。

(四)

國家は非常時の場合を豫想して、平時に於て計畫を立て對策を講じておかなければならぬ。私共はこれを總動員計畫と呼んでゐる。しかしそれをするためには第一に非常時の場合に於ける需要供給の關係を調査しなければならぬ。先づ非常時の場合には軍需品としては、どれだけ必要であらうか。又國民全体の生活上の需要は、極度の節約をした最小限度に於て、どれだけのものを必要とするであらうかといふことを、あらゆる物資に亘つて考へて見なければならぬ。と同時に今度は、非常時の場合に於ける物資の供給

力を仔細に調査して見なければならぬ。重要な物資については特に念を入れて調査して見る必要がある。平時の供給力はこれ／＼であるが、戦時にはそれが幾何の可能性を帯びて来るであらうか。現在ある物資ではなくして、あり得る若くはつくり得る物資として何程のものを期待し得るであらうか、といふその豫想し得べき供給力の限度を測定して見なければならぬ。又平時に於ける日本の産業は外國貿易が根幹をなしてゐるのであるが、それが戦時となると大半は杜絶してしまふ。従つて重要物資の供給もそれだけ減少するわけであるが、それはどの程度のものであらうか。又その補充はいかにしてつけるか、それ等の調査も第一に肝腎である。要するに非常時の場合に在つては軍事上又は國民全体の需要がどの位になり、それに對して供給はこれ位ある、で、そのバランスを取つて結局これだけ不足するとか、これだけ餘るとか、いふ大體の見當をつけて、その間を按配調節

する。これが總動員計畫の第一歩である。前述のやうに日本では、資源局が中心となつて、各省協力の下に現にこれを進捗中である。完璧を期することは容易でないが、滿洲事變以後國際狀態の變化につれて經濟封鎖などの聲があり、それに刺激せられて一層馬力をかけてやつてゐる次第である。

所が物資そのものには不足がないとしても、これが分配、消費、輸送等に對して統制を試みなければ、十分に需要を充つことの出来ぬ場合が多い。物によりては平時からその準備をして、種々の方法を促進することが必要である。而してこの事は各方面の行政と密接な關係のあることであるから、それ等の方面にも平時から夫々の施設をしておくことが肝要である。即ち總動員計畫には、調査、統制施設の三つのものが互に協調してはたらく必要がある。かくして、イザといふ場合に、國の全能力を最も有効に最も敏速に、最大限度にまで發揮せしめ得る準備

が成り立つのである。即ち總動員準備が成り立つのである。従つてその内容は非常に廣汎のものであつて、狭い意味の軍備は別としても、大體戦時に必要な動力、燃料、工業、鑛山、農業、交通、運輸、通信並に勞力、技術、宣傳等、平時國民生活を織りなしてゐる一切の問題がその中に包含されてゐるのである。つまり戦時の場合の豫想の下にあらゆる物資とあらゆる機關とを對象として調査をなし計畫を立て、準備を進めて行く、それが總動員準備である。その内容の廣汎にして輪廓の大きいことは、從來の單に軍備と稱するものとは段違ひのものである。戦争は軍人のみの仕事ではなくして、國民全体の總負擔となつて來たのである。

(五)

總動員準備の觀念が大體それで了解されたとして、當然考へられねばならぬ次の問題はわが國の資源の問題である。わが國の資源は凡そどの位あるものだらう。資源の見地から見ればわが國の有する

實力は大體どの程度に見積つてい、だらうか。更に又、資源の生産、消費の狀態はどうであり、且つどういふ變化が將來に考へられるであらうか。それ等の問題について少しく話して見たいと思ふ。

資源と一口にいふがとて、範圍が廣い。だがこゝでは原料その他の物資といふ意味に解釋する。原料その他の物資といつても意味は廣い。殆んど無限に考へられる。だからその中で、比較的問題になり得る物資について考へることゝする。戦時に必要な物資であつても、日本で不足を感じないやうなものは格別問題とならない。問題にするのは日本で不足を告げてゐる物資である。これは外國人には知らしたくないことだが、日本國民としては一應知つておく必要があると思ふ。つまり總動員準備の見地より見ての日本の資源如何、これは日本が國際聯盟脱退以來、日本に對する經濟封鎖の聲があつて、急に時局の表面に浮き上つて來た問題であるが私は單純なる經濟封鎖、

即ち外國貿易の杜絶といふ程度で終る經濟封鎖なんていふものは、理論だけのもので實際にはあり得ないと思ふ。國際聯盟の規約にはあつても、その實現性の頗る乏しいのである。もしかりにも經濟封鎖を實行したとすれば、それは當然に戦争にまで導かれねばならぬ。戦争を伴はぬ經濟封鎖は殆んど意味をなさないのである。尤も一部の貿易に障害を與へることは出来る。支那の日貨排斥の如きがそれである。しかしこれは經濟封鎖と名づくべきものではない。經濟封鎖といふ方には全面的のものでなければならぬ。と同時に、それは戦争を意味するのである。所でこゝに一つ問題がある。經濟封鎖には戦争が附き物だとしてそれでは戦争は、經濟封鎖から導かれたのときやでないの、その影響が異つて來るかどうか。これが問題であるが、私は經濟封鎖から導かれた戦争は、戦争の中でも最悪の状態に於ける戦争であると思ふ。言ひかへれば全世界を相手としての

戦争であると思ふ。といふのは、普通の戦争ならば、同盟國もあらうし、又中立國もあらうといふものであるが、經濟封鎖を前提とすると、聯盟等の關係から、殆んど全世界を向ふにまはすことゝなつて、日本は全然孤立の姿となり、不利益千萬のものであると想像される。しかし經濟封鎖は成立しない。世界も今が今戦争を賭してまでも經濟封鎖を斷行しやうとはすまい。印度の綿糸關稅引上げの如きも、見やうによつては經濟封鎖の序論ともいへる。それについて列國が共通の意志を有つかどうか問題であるが必ずしもさうとはいへない。しかし日本の外交方針を反映して列國が可なり露骨に日本に經濟的壓迫を加へんとするであらうことは優に想像し得る。これは一種の緩漫なる經濟封鎖であるともいへる。部分的に個別的に行はれる間は、が、列國が意識的に共通的にこれを強行しやうといふ時があれば、それが即ち戦争になるときである。そこでその非常時の場合に

慮すべき對策を今から講じておかねばならぬわけだが、それについて日本の物資の代表的ものをいふと次の如きものである。

(六)

先づ第一が食料である。ナポレオンは軍隊は胃の腑を以て戦ふのである。といつたが、恐らく當時の名言であつたらう。しかしナポレオンが意味した胃の腑といふのは戦場に立働らく軍人のみの胃の腑であつたらう。もつと極言すれば、武器彈藥そのものであつたかもしれない。ナポレオンの名言は、今日の時代により、適切に當てはまるのである。今日の戦争こそ、正真正銘、胃の腑を以て戦ふのである。しかも軍人の胃の腑のみならず、國民全体の胃の腑を以て戦ふのである。非常時の場合に於ける食料問題の重要性は殆んど絶對である。日本はその點が果してどうだらう。幸にして日本は昔から農を以て國の本としてゐる。いはゆる瑞穂の國である。米は數字的には十分

自給自足し得るのである。無論年々内地産だけでは不足し、輸入米も入つてゐるのであるが、しかしイザとなれば、國民は出來得る限り消費を節約するであらう。だから米だけでいへば、バランスは十分に取れるのである。心配は要らない。唯主要穀類の一つである小麦は、内地では産出が少く、三百万石乃至三百万石のものが年々濠州、カナダ地方から輸入されてゐる。その一部分は小麦粉として支那、滿洲へ輸出されてゐるのであるが、それ等を差引いても、相當數量のものが輸入されてゐるわけである。

この點小麦、裸麥、燕麥等の穀類及び肉類、野菜を通じて、弱點は小麦にあると見るべきである。しかし一面小麦は代替性のきくもので、他物を以てこれに代ふることが出来る。だから全体的にいへば、小麦の不足は必ずしも憂ふるに足らない。問題は生産、數量にあらすして、配給と値段にあるのである。イザといふ場合には生産、數量の方はどうにでも方法

がつく。世界大戰でイギリスの如きも、數量的には殆んど食料がなくなつてしまつた。ところが、今は百花繚亂と咲き匂つてゐるあのバッキンガム宮殿にまで、馬鈴薯を植ゑ始めたのである。窮すれば通ずである。當時のイギリスの食料問題はむしろ配給をいかにして公平にすべきかに在つて、そのためには切符制度を實施した、そこまで徹底的にやつたのである。ドイツでもフランスでも食料問題の統制方法に苦心したことは一通りのものでなかつた。そこへ行くと日本は、主食物の米には大して不自由しない、その他の穀類も必要に応じて優に生産可能である。數量的にむしろ恵まれてゐる方で、その點は幸福といはなければならぬ。唯配給と價格の點で、臨機應變、宜しきを制しなければならぬのである。

(七)

次には軍需工業の中心たるべき鐵類はどうであるか。他の原料、材料は何とか間に合はすとしても、その最も主要の原

料である鐵鑛の生産はどうか。これは現在のところ、日本の鑛山から採取するものに比して、輸入に待つ方がずつと多い。ところが鐵鑛はこれを溶融爐に入れて鐵鑛を造るのであるが、これは日本で出来る。それを造るに必要な鑛石の半分以上は外國からの輸入品であるが、鐵鑛を造る製造業そのものは主として日本でやつてゐる。鐵鑛自体としての輸入は甚だ少いのである。つまり製鐵の設備は立派に整つてゐるのであるから、原料さへあれば事を缺くことはない。その原料としても、内地及び滿洲、朝鮮等からまだ多少の生産を期待し得るのである。唯平時に在つては採算が困難であるから、無理して採掘するよりも中部支那等から輸入する方が便利なのである。だからイザとなつて採算を無視してか、れば補給の途はなくはないのである。現に朝鮮や滿洲方面には貧礦と稱せられるものが澤山ある。鐵分の含有量は多くないけれども、それ等を整理し、利用すれば、どうにか

かうに必要程度の需要を充し得るといふ見込はつくのである。唯製鐵に必要な他の鐵石これは半分以上が輸入品である。例へば鋼鐵を得るにはマンガン鐵が必要である。が、これは多く海峽殖民地等から輸入してゐる。内地にも高知縣などにマンガン山はあるけれども、製鋼用には不適當である。且つ數量的にいつても日本の需要を充すに足りない。この點は大に考へなければならぬことである。又製鐵技術に必要な、兵器製造等には必要不可欠の特種鑛、例へばタングステン、モリブテン、ヴァナヂウム等の特種材料も、大体に於て日本には十分でない。多くは輸入に待つてゐる有様であるが必ずしもないことはない。有時の際にはどうかして間に合せ得るといふ目安はついてゐる。唯平時は採算關係から、輸入の方が有利であるにすぎない。だからこれも左程心配の種にはならない。

燃料問題である。燃料の中の半分は固形体である。即ち石炭、コークス等であるが、これは日本としては不自由しない。滿洲といふものを控へてゐる。殆んど無限といつてもいい。むしろ内地の石炭は滿洲炭の壓迫を受けて苦んでゐる位である。問題になるのは液体燃料である。即ち石油及びその代用品がそれである。これは残念ながら日本には甚だ少い。日本の石油の需要額は、海軍の需要を除いて、一ヶ年二百万トン位であるが、その中日本で生産されるのは三十万トン位にすぎない。昨年度の統計等で見ると、石油の需要は益々増進してゐるにも拘らず、國內の原油生産は却つて減少して三十万トン以内を下つてゐる。今後と雖も何か特別の方法を講ずるでなければ、生産は減少する一方であると思像される。國內の生産額が、需要額に對して僅にその一割を占むるにすぎないとはいかにも心細い次第である。平時に於てすでに然りであるが、しかし平時ならばとにかく

輸入によりてバランスを取つて行ける。然るに一朝事あれば、石油の需要は奔騰する。莫大もない数量のものが軍事上の用途に要求されること、ならう。無論その大部分は海軍の燃料としての重油であるが、その他飛行機及び自動車の燃料として、殆んで無限に要求されて来るであらう。軍事に絶対に必要なこの石油系の燃料の無限の需要に對して、いかにして供給を完からしむべきか、これが日本に取つての大問題なのである。當局に於てもこれについては種々の對策を講究してをり、或は出來得るかぎり、節約もしやう、或は代用品を用ひもしやうと、あれこれと腦漿を絞つてはゐるが、容易に解決し得べき問題ではない。これは國防の見地から見ても、一つの大きな弱點をなすものである。勿論政府でも苦心してゐるし、最近又議會でも問題となつたので、それに刺激せられて關係各省に於ても一層馬力をかけて研究を重ねてゐるのであるが、イザといふ場合のバランスの

辻褄を合はすことは實に六ヶしいのである。石油は地球の血液であるといはれてゐるが、血の氣の多い日本人の國に不思議とこの血液が乏しい。内地産は年々減少して一向頼りにならない。唯臺灣は多少有望である。北樺太は一層有望であるが莫大なる需要額を充すがためのものとしては、ほんの一小部分に止る。そこで今日では、石油だけは如何とも致し方がないといふことになつてゐる。殆んど匙を投げた形であるが、しかし非常時を向ふに見て、投げつげなしにしてもおかれぬ。何とか他に方法を講じなければならぬ。そこで最近では石炭から石油を絞り出すことを考へてゐる。石炭及び類似品から石油の代用品を絞り出さうといふのである。撫順からオイルシエールといふのが澤山採れる。これは頁岩といつて、石炭の薄いやうなもので、一枚々々がれるやうになつてゐる。で、撫順ではこのオイルシエールから石油代用品を絞り出さうと目下種々研究中である。揮發油

が採れるのである。オイルシエールは撫順の炭田の下に澤山埋つてゐる。石炭層に似た土壌層で、ウンとあるから、この研究が成功すれば、石油問題も一道の曙光を仰ぎ得るわけである。それとも一つの方法は、石炭の低乾溜によつてこれを油化し、低温のタールを作り、それから重油を生産するのである。これは現に朝鮮でやつてゐるものである。石炭系の石油代用品を得るには、先づ右の二つの方法が可能がある。更に石炭系以外の原料を求めれば、今のところアルコールが一番可能性が多い。アルコールから取るのは重油の代用品ではなくして、揮發油の代用品である。元來歐洲ではイギリス、フランス、ドイツ共に石油といふものは少しもとれない。そこで揮發油といへば輸入にきまつてゐる。それ故歐洲では、貿易のバランスをとるためと國防の見地から、ガソリンにアルコールとかベンゾールとかの雜ぜ物をしる、といふこと

を法規を以て強制してゐる實情である。然るに日本では、ガソリンは比較的安い。或は米國より安いかもしれない。そしてたとへ一部分でも日本で生産されるといふのは歐洲各國に比べて多少の強味でなければならぬ。アルコールは現在臺灣で、糖蜜（砂糖を作つたあまり）からつくつてゐて、それが内地へも來てゐるが、今のところ藥品として使用してゐるのみで、燃料としては使用してゐない。しかしイザとなれば、燃料へ振り向けることも出来る。のみならずアルコールは何からでも出来る。じゃがいもからも、高粱からでも、又、藁屑からでも木材からでも出来るのである。アルコールを作る原料に事欠く心配は更でない。唯どの原料から、どうして作るのが一番安くあがるか、といふことが問題となるのみである。石油に比して多少能率は落ちるが、しかし戦時等には優にその代用品として使用することが出来る。かやうに日本は、石油そのものには至つて恵ま

れてゐないが、代用品を得るの可能性はある。十分のことは望めないにしても、かつ／＼間に合はせ得る位のことには出来るかもしれない。又出來得させなければならぬ。だが前述のやうに、燃料問題は日本として大問題である。樂觀ばかりしてゐてはならぬ。國民は大に腦漿を絞つて考へに考へなければならぬ問題である。

(八)

次にはゴムであるが、これはあゝもかもない。百パーセントが輸入品である。臺灣の植物園に一二本標本として植つてゐるのが、日本の土壌が有つてゐる唯一のものであらう。それから棉花、これも九割以上は輸入に仰いでゐる。更に羊毛と來たら、これ亦、百パーセントの輸入である。この等の原料は、軍隊即ち狭義の軍備からいへば、或はどうにかかうにか缺乏を凌いで行けるかもしれない。しかし一國の産業を維持し、國民生活を保険して行くがためには、これ等の

産業が止つたとなると大問題である。ゴムについては殆んど對策の考へやうがない。強いていへば再生ゴム位のものである。棉花の如きも、これが入らないとなれば、日本主要の産業である紡績業の被る打撃延いては一般經濟界の打撃はけだし甚大なるものであらう。

更に鐵以外の金屬——銅、金、銀、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、アルミニウム、水銀、雲母等の金屬はどうかといふに、これ等は銅を除いては日本には産出が少い。鉛は軍需品として非常に重要なものであるが、その九割五分までは輸入品である。原鐵として濠州から入つて來てゐる。亜鉛も相當輸入されてゐる。錫は八割五分が輸入である。そしてニッケルは百パーセントの輸入である。日本にはニッケルといふものはない。主としてカナダから輸入されてゐる。アルミニウムも同様である。現在では、一万二千トン程、英、米、佛等から輸入されてゐる。その他アンチモニー、白金、水銀等何れ

も軍需品として必要なものであるが大部分が輸入品である。しかしこれは平時のことである。イザといふ場合には話は少しちがつて来る。現在住友では、朝鮮の明礬石からアルミニウムをつくることを研究してゐる。又満洲ではホーキサイドからアルミニウムをつくることを考へてゐる。右二つ共實驗的には、すでに成功してゐるのであるから、將來の見込は十分にある。かやうに非鐵金屬は日本としては燃料に次での重要問題であるが、原料としての鑛石は日本にもあるし、且つ少量づゝではあるが生産もされてゐる。今後一層の研究を進め、且つ採算を無視してかゝれば、何とかならぬこともあるまい。世界中の何處の國にしたつて、さう一から十までチャンと揃つてゐる國とはないのである。米國はあんなに資源に富んでゐて、ゴムとなるとちつともない。日本などはむしろ、少量づゝではあるが、資源に變化があつて、種類が多い方であらう。その點からいへば或は世界一かもしれない。或る學者は

「日本にないものはダイヤモンドだけである」と言つたが、或はさうかもしれない。量は少くとも種類の多い方が、外國のコントロールから免るゝ所以で、日本の資源の一つの特徴ともいへるだらう。これは國民として御互に喜ぶべきことである。

(九)

日本の最も重要な資源に對しての考察は大体右の如きものであるが、成程弱點もあるが又長所もある。そこで非常時の場合に處すべき總動員準備として日本は果して成案があるかどうか、日本は大丈夫か、といふことをよく私共は訊かれる。それに對して私共は、成案があるともないとも確とした明答は出來かねる。「それは國民の覺悟次第である」と答ふるより外ないのである。資源はあるといへばあるし、ないといへばない。國民が發澤をいつてゐてはいくらあつても不足するし、臥薪嘗膽、節約に節約を加ふればどうにかはなつて行く。全く國民の決

心と努力如何によることである。戦争に堪えて、最後の勝利を得ると否とは、軍人の働きは勿論であるが、その他國家の財政乃至は國民の精神的力といふやうなものを綜合して判斷すべきであつて、必ずしも物資の種類とか數量とかといつた器械的標準で決定すべきものではあるまい。總動員準備は實に種々複雑な要素を必要とし、各方面の見地から遺憾なく研究してかゝらねばならない。外國では英のマクドナルドにしる、獨のヒットラーにしる、伊のムツソリにしる、何れも歐洲大戰に参加し、實地の經驗を経てゐるから、戦争に對する認識は實に深い。戦争の近代的意義についてもよく了解してゐるのである。日本もそれに後れをとつてはならぬ。總動員準備は一日も忘れてはならぬ。しかしそれを活かすと殺すとは國民の精神氣魄の如何による。最後の死活的の一線を突破するためには、物資と努力の總動員の外に、精神的の總動員を覺悟してかゝらねばならぬのである。

第六回特別練習生修了式

第六回特別練習生修了式は八月三十一日午後三時より刑務協會樓上に於て舉行、鹽野練習所長を始めとして、秋山保護課長、正本、岡、東、船津の各書記官、芥川衛生官、吉弘、船津、佐藤、吉田、岡部、谷内の各刑務所長、森口典獄補、伊藤、大原刑務協會主事等參列、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、鹽野所長より卒業生及優秀者に對して夫々證書及賞品を授與し、終つて左の訓示をなした。

本日を以て第六回特別練習生の修業式を舉行することになりましたが、炎暑の候、諸君は何れも健康で、一人の落伍者もなく、滞りなく講習を終了することを得ましたのは、諸君と共に私の甚だ愉快とするところであります。諸君の中には、今後特種の作業又は

心理考査といつた方面に従事する、方も數人ありますが、何れもこの講習に於て、刑務所の組織、機能若くは使命といふものをよく習得されたことでありませう。仕事は特殊であつても、刑務所の仕事にかはりはないのでありますから、各自任地へ歸られたならば、深くそれ等の點に顧み、刑務所の根本目的に則つて、十分自己の職務に努力盡瘁されるやうに希望いたす次第であります。

他の諸君は刑務官として、一般の行刑事務に従事され、將來は行刑界の中心的人物として相當幹部級の地位を占めらるゝ人々でありまして、前途が有望であるだけに責任も亦大きいのであります。諸君は學校教育としては既に最高の學校を終へ、法律一般については十分の智識を有つてゐらるゝ上に、

この二ヶ月間の講習に於て特に行刑の智識並に運用について學習したのでありますから、刑務官として出發すべき準備は先づ一通りは出來上つたものと見なければならぬのであります。行刑事務の取扱ひは、單に法令に書いてある法規ばかりでなく、訓令や通牒に基いて行はなければならぬのであります。訓令、通牒は從來も澤山出てありますが、將來も引續いて幾多出ることでありませうが、それ等の趣旨、精神が那邊にあるかといふことを誤りなく解釋、適用して行くことが肝腎なのであります。尤も訓令、通牒と雖も、漫然と無根據に出されるものではなく、土臺とするところは行刑法規にあるのでありますから、先づ行刑法規をよく頭に入れて、それに則つて、訓令、通牒の細いところを注意して御覽になることが必要であります。しかしながらさう申すのは、刑務官としての職務の主として智識的方面についてでありませう。智識的方面のことを忽にしてなら

ぬことは勿論であります。さりとしてそれが間違ひなく出来たとてそれで刑務官としての資格が十分に出来上つたとはいはれないのであります。刑務官として一人前の、若くは理想的の資格を得るためには何にもまして人格の向上といふことが最も大切な要件となつてゐるのであります。これは私が機会ある毎に力説して已まないところでありますが、本日もこの修業式に際し、最も前途有望な青年刑務官としての諸君の首途に臨み、特にこの言を繰返して諸君の臆といたさうと思ふのであります。

申すまでもなく行刑の目的は受刑者の教化といふことにあるのでありますから、苟もその任に當るべき行刑官としては、何は措いても先づ受刑者の信頼を得る人でなければならぬといふことは當然の結論であります。相手方の信頼を得ずして相手方を教化するなどいふことは、いはゆる木に依つて魚を求むるもので、殆んど不可能のこと

あります。畜に不可能であるばかりでなく、時としては相手方を一層邪路に導くことにもなるのであります。ですから刑務官たるものは、事務家として智識に秀で、経験を重ぬることが願はしいと同時に、それ以上に、人として出来てゐなければならぬのであります。行刑は人と人との関係であるといはれてゐるのもつまりはその點を指していふのであります。いかに他の事務的方面に優秀な手腕を見せても、肝腎の人格の點に申分があつては、行刑の効果は頗る薄弱となり、従つて行刑官その人の發展のためにも妨げとなるのであります。諸君の中極く少數の人はすでに實際上受刑者にも接觸し、行刑官としての経験も多少は有つてゐらるのであります。何れも日は浅いのであります。のみならず大多數の諸君は、今回新に採用せられた人々であります。ですから大體からいつて諸君は官吏といふよりもむしろ學生に近く、従つて諸君の氣持には、まだ學生氣質

が多分に残つてゐるやうに見受けられるのであります。さうした諸君が今度、學生の衣を脱いで、改めて官吏の衣をまとふのでありますから、諸君としてはこゝに一段の注意と反省とが必要になつて來るのであります。官吏には官吏として守らなければならぬ規律があります。官吏としての地位と信用とを保つために、方正にして秩序を重んずる行爲が要求されてゐるのであります。殊に刑務官は長官及多數の同僚部下に對する關係のみでなく受刑者に對する關係に於て、その一舉一動が何等の非難をも招來せぬやうに注意しなければならぬのであります。學生時代であれば、青年容氣の習ひとして、或程度は磊落粗暴な行爲も許されるのであります。が、官吏となつた以上それは到底許されぬのであります。もしそれが許され、ば刑務官としての職務上の効果は全然抹殺さるゝに至ることを諸君は深く考慮しなければならぬのであります。諸君は學校に於て又

本講習に於て、智識も得られたのでありませう、又理窟も覺えたのでありませうが、しかししたゞそれを振りまはすだけで、實際の日常の行爲に於て、同僚や部下若くは受刑者等から非難や輕侮を招くやうなことがあつては、將來相當の刑務官たるの資格なきものといはざるを得ないのであります。それ故に、行刑事務に關する智識の點は本講習を以て略十分であるとは思ひますが、しかしそれを以て直に、諸君を看守長、所長に任命するといふわけには行かない、その資格に於ては未だ十分ならずと信ずるのであります。依つて今後數ヶ月間少くも今年一ばい位は、各自各刑務所に分屬して、實務の練習を積み實際上の経験を重ぬると同時に、一面刑務官としての人格を磨き、言語、舉動につき他人から非難や輕侮を受けないやうな工夫が自ら出来るやうに自己修養を積まることが諸君に取つて最も必要であらうと考へ、さういふことに決定してゐるのであります。そして

その期間、諸君の仕事については所長の指揮監督に一任してあり、又所長からの報告によつて、諸君の成績を評點する筈になつてゐますから、この點を豫め御斷りしておく次第であります。實務練習の期間中、諸君は自己の學歴や又は特別練習の修了者であるといふ自尊心を有つのは差支ないし、又良意味に於てはそれを有たなければならぬのであります。しかしそれがために、同僚や部下に對して、慢心を出したり、横柄な態度を示したりすることは深く戒めなければならぬことでもあります。諸君の方では智識や學歴に自信を強くしてゐても、刑務所には多年實務上の経験を重ねて、行刑のコツ會ひを心得てゐる人が澤山あります。諸君はさうした行刑實務の先輩について指導を受けねばならぬのであります。その際に「何、そんなことは俺にもわかる」といつたやうな慢心を起して、折角の先輩の好意を無にし、或は反感を起させるやうなことがあつてはなら

ないのであります。諸君は行刑の實務については、ほんの初心者にすぎないのであるから、その點は、年功を積み経験を重ねた先輩諸氏から、虚心坦懐、教を受けやうとの雅量をもつことが最も必要のことであり、又最も注意を要すべき點であります。最後に諸君の大部分は大體入所前の刑務所に歸任することになるのであります。が、練習所入所時に新に採用された人は、改めて所屬刑務所を指定いたしますが、多分東京の四大刑務所に於て實務の練習に當ることになるのであります。右の言葉を以て修了式の祝辭に代ふる次第であります。次で西榮氏は特別練習生總代として左の答辭を述べ、

答 辭

本日茲ニ二ヶ月ノ講習ヲ終ヘ生等ノ爲ニ修了式ヲ舉行セラルルニ當リ諸先生ノ貴臨ヲ辱フシ今又所長閣下ノ懇篤ナル御訓示ヲ賜リ感佩ニ堪ヘサル所デア

リマス。願ミマスレハ二ヶ月間ニ與ヘラレタル智的並人格的賜物ハ甚タ大ニ今更ソノ二ヶ月ノ短カカリシヲ嘆スルト共ニ更ニ深く更ニ多クヲ求ムルノ努力ニ足ラナカワタコトヲ悔ユル次第アリマス。近時犯罪者漸次増加シ國民ノ不安日ニ加ハルノ状態ヲ呈スルノ間ニ處シ犯人ヲ改善シ再犯撲滅ノ效果ヲ擧ケ國家ノ治安ヲ維持セントスルノ行刑ノ任ニ就ク生等ノ前途責重キヲ覺ユル時自ラ持タル物ノ如何ニ小ナルカヲ痛感スル次第アリマス。

今後益緊張シ本講習ニヨツテ得タルヲ基トシ智識ト人格ノ修練ニ努メツ、行刑ノ理想ニ向ヒ重大ナル使命ヲ遂行セムコトヲ期スルモノデアリマス。

聊カ燕辭ヲ述ヘテ答辭トイタシマス

昭和八年八月三十一日

特別練習生總代
西 榮

した。尙卒業生は左の人々である。

西	大	波	神	瀬	浅	大	石	小	泰	本	米	太	前	村	北	岡	塚	小	中	宮
津	津	邊	原	戸	賀	内	岡	和	野	田	岡	田	田	松	條	田	田	松	山	崎
功	欣	欣	虎	清	榮	宏	利	康	親	清	弘	淳	之	萬	丈	久	友	友	與	清
榮	一	雄	雄	清	榮	宏	男	長	夫	一	泰	昭	助	治	夫	吉	毅	龜	覺	清

(優秀者)



故人慰靈の爲め市内官公衛長、代議士其他道内知名の有志並に寄附者等八百餘名を案内したる處鹽野行刑局長司法大臣の祝辭を齎して態々來臨せられたるを始めとし輔成會長代理香川理事、秋山保護課長、札幌控訴院田中檢事長其他裁判所、諸官衛長凡そ三百八十餘名の参列者あり遺族に至りては遠隔の地より遙に参列する者數十名を算したり。定刻に至るや煙火を合圖として來賓入場し一方當日特ニ導師として大谷派本願寺より差遣せられたる法主代理連枝信正院殿の行列は戒護主任後藤兵之助、北海少年戒護主任後藤孝治先驅を承り紋服職員之に續き樂人の奏する笙、篳篥の雅樂の音に連れ四十餘名の稚兒法中正裝美々しく之に次ぐ。信正院殿は歩々肅々として朱傘人に附添はれて進み典獄の正裝を爲して江藤委員長之に續き禮裝の看守四十餘名其他の参列者を加へ大通佐藤支所長及び青木看守長之が後驅を司り總勢實に二百名、以上

◎札幌刑務所に於ける北海道樺太刑務官表忠碑除幕式概況

客年末より札幌刑務所敷地内に建設中の北海道樺太刑務官表忠碑は八月上旬工事全く終了したので同六日之が除幕式を盛大に舉行した。

一、設立趣旨竝に工程概要

本道の刑政は明治二年九月函館開拓使出張所内に牢屋を開設して以來六十有餘年を経樺太は明治四十年四月陸軍守備隊より引繼を受けて以來二十七年を経たり。而して此間刑務官にして不幸受刑者の兇刃に瘞れ或は在職中病を得て死亡し或は在職二十年以上の長年月に亙りて恪勤精勵克く其の本分を完ふし退職後死亡せし者、又直接刑政には關與せざるも刑務の延長たる保護事業に携はり功績顯著にして在任中死亡せられたる人々等其數合計實に百五十七名の多きに達し此等英

靈が我等後進に範を垂れたる功績は偉大なるものなるに不拘、年經るに従ひて之等の功業も次第に湮滅の虞なしとせず。前の札幌刑務所長谷内庄太郎氏は深く之を愛ひ宮崎函館、柴田網走、雨村釧路、戸田旭川、津田樺太の各刑務本支所長等と謀り、北海道樺太刑務官表忠碑を建設し以て英靈を慰め治績を後昆に傳ふべく發起人となり、廣く江湖の同情に訴へ淨財を求めたるに欣然として同情集り相當の資金を得たるを以て昭和七年末之が建設工事に着手したるが、時恰も嚴寒に屬し工事の進捗意の如くならず約半歳を費して漸く竣工したり。而して此間谷内所長は小菅刑務所に轉じたるに依り後任江藤所長其の志を繼ぎ着々之が工事を進捗せしめ碑成るに及び本月六日の吉日を卜じ除幕の式典を舉行したり。

二、除幕式當日の狀況

故人慰靈の爲め市内官公衛長、代議士其他道内知名の有志並に寄附者等八百餘名を案内したる處鹽野行刑局長司法大臣の祝辭を齎して態々來臨せられたるを始めとし輔成會長代理香川理事、秋山保護課長、札幌控訴院田中檢事長其他裁判所、諸官衛長凡そ三百八十餘名の参列者あり遺族に至りては遠隔の地より遙に参列する者數十名を算したり。定刻に至るや煙火を合圖として來賓入場し一方當日特ニ導師として大谷派本願寺より差遣せられたる法主代理連枝信正院殿の行列は戒護主任後藤兵之助、北海少年戒護主任後藤孝治先驅を承り紋服職員之に續き樂人の奏する笙、篳篥の雅樂の音に連れ四十餘名の稚兒法中正裝美々しく之に次ぐ。信正院殿は歩々肅々として朱傘人に附添はれて進み典獄の正裝を爲して江藤委員長之に續き禮裝の看守四十餘名其他の参列者を加へ大通佐藤支所長及び青木看守長之が後驅を司り總勢實に二百名、以上

の順序にて本格の行列を練り肅々として
 入場すれば嚴肅の氣場に満つ。斯くて司
 會者開式を宣すれば除幕の引綱は幼兒江
 藤光總君の手に引かれ折柄の旭光に碑文
 の大文字は燦然として輝き茲に全く其の
 全貌を現はせり。次で本表忠碑建設工事
 主任たる増山看守長は本工事の経過を詳
 細に報告し併せて感謝の意を表する所あ
 り終て莊嚴なる緞經開始せられ敬虔の氣
 場外に溢れ一般見物の衆も襟を正して其
 の盛儀を讚嘆せり。續いて江藤委員長並
 に本道樺太刑務官代表永田函館刑務所長

の祭文あり、次で司法大臣、輔成會長、北
 海道廳長官、札幌控訴院長、同検事長、全
 國刑務官代表者、札幌地方裁判所検事正
 其他の祝辭並に五十餘通の祝電の朗讀、
 遺族代表者の焼香あり、最後に司會者來
 賓遺族に對し深甚の謝意を陳べ正午式を
 閉ぢ直ちに吉例による餅撒きを行ひ終て
 立食の宴に移り、相撲、劍道、柔道等の
 奉納試合あり、餘興に移り神樂に代へて
 職員より成る演藝の催あり、官舎一体は
 深更に至る迄御祭氣分に浸るの盛況を呈
 したり。

◎ 榑木刑務支所教誨堂遷佛慶讚式

豫て工事中の榑木刑務支所教誨堂は今
 回落成し、九月十日遷佛慶讚式が行はれ
 た。堂は全部疊を敷き詰め且つ明るい感
 じのよい道場となつた。堂の正面に掲げ
 られてある連枝六雄瑞慶師の御筆になれ
 る「專精行道」の扁額は最良鮮かで一層
 人心を惹き付けたさうである。式は午前

- 九時より左の順序に行はれた。
- 一、收容者並職員入場
 - 一、來賓入場
 - 一、來動僧侶入場
 - 一、導師(本多宇都宮教務主任)出仕
 總員禮拜
 - 一、法 要



- 一、式辭 藤井榑木刑務支所長
 - 一、讚辭 關川宇都宮刑務所長
 - 一、來賓祝辭
 - 一、讚佛歌「光」少年受刑者
 - 一、教誨「專精行道」本多宇都宮教務
 主任
- 來賓として榑木區裁判所武川監督判事

全神岡上席檢事の祝辭あり、又式後別室
 に於て來賓に晝餐を饗し受刑者には教誨

堂と共に改築された清楚たる食堂に於て
 特別献立の晝食と紅白の餅を給された。

◎ 北海少年刑務所に於ける運動會

北海少年刑務所に於ける秋期運動會は
 九月三日を以て舉行された。出場人員紅
 白二組一五四名にして午前九時運動場の
 中央に整列し教務主任の開會の辭に次で
 国歌合唱裡に國旗掲揚式を舉げ續いて所
 長の訓示あり、直ちに競技に入る。第一
 工場は紅軍として南隅に、第二工場は白
 軍となつて北隅に陣取る。此の日秋空高
 く氣清く、絶好のスポーツ日和に、各員
 各組必勝を期し整然たる應援歌に意氣天
 を衝く。

參觀者賞讃の裡に了はり晝食の爲め一時
 休憩、午後一時再開、先づ野球戦を以て

一アから七回表二工場三點を舉げて決勝
 を握り、こゝに總得點は一工場の八七點
 に對し二工場八三點と、その差四點に縮
 む。

愈々最後の角力が勝敗の關ヶ原。期せ
 ずして龍漢虎搏の肉弾戦が展開されたが
 こゝでも二工場は後半に入つて大いに振
 ひ、遂に優勝の榮冠を占む。總得點一工
 場九九點、二工場一〇
 八點。これを以て豫定
 のプログラムを終り所
 長より優勝旗を授與し
 一場の講評あり、了つ
 て嚴肅に国歌を合唱し
 つ、國旗を降下し、教
 務主任の開會の辭あつ
 て午後六時無事終了を
 告げた。



競技の幕は切つて落された。この一戦ま
 た果然接戦となり、五對五のタイ・スコ

競技は一勝一敗接戦又接戦で感激と興
 奮の渦を巻き、應援團又總立ちとなつて
 鮮かな三拍子揃へての拍手は高い堀を越
 えて石狩原頭をも揺がすやうだ。斯くし
 て午前中は一工場七七點、二工場六三點
 を獲得し、次で平素訓練されたる教練は

切 援 帖 か ら

◆八丈島に我國最初の酒癮養所

刑法の改正案によると酔つ拂つて罪を犯したものは、禁酒の誓ひをさせて釋放する、しかしその程度によつては飲酒矯正所へ入れようといふことになつてゐるが、日本國民禁酒同盟では先頃から八丈島の大賀郷村(支廳所在地)に『酒精中毒者療養所』を設置しようといふことになつた。過般同島の奥山茂氏がこの目的のため一千餘坪の土地を同盟に寄附したもので、同氏は十數年前から禁酒運動に専念してゐる人。この土地は環境が靜かなこと、天然の美に富むこと、農業の出来ることで矯正には最適の土地ださうだ、同盟では最近の大會に付議して療養所設置の正式の決定をするはずだが、このためにはまづ八丈島を酒のない島にし

ておくことが必要だといふのでいまのところは同島の禁酒運動に大童になつてゐる、右について同盟主事小塚完治氏は語る。

最近大賀郷村へ行つて來ましたが、この種の設備をするにはいゝところですが、まだ設備についての細かい具体的なことは決つてはゐませんが、出來上れば希望者を收容するやうにして刑法が改正案通り實施される様なきにはその委託をうけて收容する様にもなると思ひます。(八・一八・東朝)

◆留岡幸助氏古稀記念

集鳴家庭學校の創立を始め諸般の社會事業に多大の功績を遺した留岡幸助氏は一昨年來病臥最近憂慮すべき病狀にあるので、同氏の古稀を祝ひ病床を慰め且五

十年間の功勞に報ゆるため、清浦奎吾一木喜徳郎、徳富猪一郎、床次竹次郎、大久保利武氏等二百餘名發起となり四、五千圓の資金を以て「留岡幸助君古稀記念集」を出版することとなつた。同氏が青年時代より社會の最も暗黒な二面は監獄と遊廓である。先づ監獄改良を決議して北海道空知監獄の教誨師となつたが、犯罪防止は少年期保護教育に在ると覺つた自叙傳等を収める筈である。(八・一八・都)

◆治安警察法の改正

非常時局の現出に重大な役割を演じた右翼の非合法運動は今なほ餘燼を残して取締當局の神經を苛立たしてゐるが、政府では左右思想の如何を問はず非合法運動の根絶を期するため、思想對策委員會を中心として内務、司法、文部三省を補佐機關として全般的の非合法運動絶滅對策を練りつゝあり、續々取締法規の擴大強化を企圖し世間の注目を惹いてゐる。曩には治安維持法、新聞紙法及び出版物法を改正して國體變革に關する犯罪、私有財産制度否認の罪を一段と嚴にすることにし、出版物に關する違法行為を嚴罰主義で臨むことになつてゐるが、更に今回思

想對策委員會の方針に基づき内務省では治安警察法を改正して一般秘密結社の徹底的取締を期することになつた、即ち同法第二十八條に
秘密結社を組織し又は之に加入したる者は六ヶ月以上一ヶ年以内の禁錮に處すと規定してあるが、世を恐怖せしむる極左右の非合法運動は表向きの名目の如何に關せず各種の秘密結社が源泉であること過去の事實に照して明瞭なので、看板は何うであらうと凡ゆる秘密結社を除去せねばならぬとの見地から同條を改正して一層の嚴罰を加へることに決した。警保局では之が罪を一ヶ年以上二ヶ年以内の禁錮又は懲役に處すと改める腹案である。成案を得れば治安維持法、新聞紙法出版法、各改正案と同様來議會に改正案を提出する方針である。(八・二三・都)

◆受刑者が簡保に團體加入

朝鮮總督府遞信局簡保保險課では在監受刑者に對し簡保の趣旨を徹底せしむるため今回京城刑務所内で簡保獎勵活動寫眞會並に講演會を開催したが、在監者一同に異常な衝動を與へ團體加入として五十二名、月額十九圓四十錢、一ヶ年分二百二十二圓八十錢前納の申込を受理した

ので、今後更に此方面に向け拍車をかけることとなつたが、受刑者の簡保加入は朝鮮としては創始以來初めて、朝鮮行刑史上稀有の試みでまた治刑上甚大なる影響あるものとして將來を期待されてゐる。(八・二六・福日)

◆大阪刑務所に木工職業學校

堺三國ヶ丘の大阪刑務所では、このほど同所最初の試みとして、やがて刑を終へて出所する人々のために、私設の「木工職業學校」を創立し、娑婆の失業苦の克服を期しつゝある——受役者中、入所前定職のなかつたもので殘刑二年以上、三年以下のもの二十五名を選定し、これに六ヶ月間にわたつて毎朝六時から夕刻まで、木工技術をABCから仕込まうといふのが目的で、校長は湯川技師で、手島、宇佐美、清水各技手、西郷囑託が湯川氏の著した「木工教程」なるテキストを基本に卒業までには一人前の指物師に仕立てようといふので、去る一日開校、來

年一月末には第一回の卒業生を出すことになつてゐる。(八・二六・大朝)

- (1) 尋常小學校卒業以上の者にして殘刑期二年以上のもの
- (2) 年齢四十歳以下の者にして入所後二ヶ月を経過し身体強壯順應性あるもの
- (3) 將來木工指物に従事せんとする志望を有する者

◆愈十月一日から改正恩給法實施

去る第六十四議會で通過を見た改正恩給法は愈十月一日から實施されるので、政府はこれが施行令並に附屬法令を制定すべく過般來法制局起案に基き關係各省と打合せ中であつたがその諒解成り目下法制局において條文の整備を急いでゐる。しかして施行令の要綱中主要事項は左の如くである。

一、改正法によれば恩給額一千圓以上の受給者にして恩給外所得五千圓以上即ち所得合計六千圓を超過する者に對しては超過額の二割の金額だけ恩給の支給を停止する事になつてゐるが、施行令においてはこの場合の恩給外所得の調査標準方法並に時期について規定してある、即ち所得標準は第三種所得税を標準としその調査は内地にあつては税務署長、朝鮮、臺灣その他の植民地にあつては各財務官廳が調査決定する。しかしてその時期は昭和九年七月第一回の決定を行ひその調査に基き來年十月支給の恩給から實施する。

一、恩給算出の基礎俸給は從來は退官に際し一級も二級も昇級させこの假定的最後俸給を基礎として恩給額を決定したが、改正法においては事實退職前一年支給された俸給額を決定することになつたが、施行令においてはこの例外的のものについて計算方法を規定してゐる、即ち公務傷病で退職した者及び昇級なしに二ヶ年を経過した者の退

職する場合は特に一級上りの俸給額を認めこれを恩給額決定の基準とする、判任官から高等官に昇進退職した者についても特に高等官俸給を基準とす。

一、改正法で新に設けられた公務による傷病年金支給額については身体の損傷程度に依り施行令においては四段階の等差を決定規定してゐる。

一、改正法では懲役、禁錮二年を超えた刑罰に處せられた場合は恩給権を失權することになつてゐるが、十月一日の實施期以前に二ヶ年の判決を受けた者が、控訴又は上告して同日以後又二ヶ年を超ゆる判決確定すれば失權す。

一、來る九月三十日迄に改正前の規定で恩給年限に達してゐる者は十月以後に退職し改正法の恩給年限に達せずとも特に恩給権は失はず、但し恩給額は規定の百五十分の二だけ控除せられる。

(九・三・東朝)

編だけ一と先づ脱稿を見、各論の審議を急いでゐたが、起草委員會は暑中休暇前に第二讀會を終り、九月十二日再開と共に第三讀會に移る事になつてゐる。而して右第三讀會の審議は留保條項のみにして本年中にも脱稿し得る見込みとなつたので、小山法相、八並、皆川兩次官以下司法省主腦部は本法案を今冬の通常議會に提案すべきか否かに就て、過般來慎重協議を續け來つたが、新法には不定期刑保安處分其他の重要な新制度を採用して居り、本邦刑政史上劃期的なものである所から更に慎重なる審議をなす必要ありとしてその提案を今一ヶ年延期することと一致を見た。右の結果各論脱稿の上は總會の議に附し、總則第一條から再吟味をなしその改正理由書についても推敲を累る筈である。従つて右改正法案の實施は準備其他の都合を考慮する時、少くとも今後尙ほ二ヶ年の日子を要するものと觀測されてゐる。

(九・八・時事)

◆刑法改正案來議會提案を
見合す

改正途上にある刑法草案はさきに總則



讀者の頁

◎緊 張

名古屋 梅村春汀

張り漲つた力の偉大さ、あの細い弓絃でさへピンと引きしぼつて放した瞬間の力の強さは、一箭よく數十米前方の人馬を倒す。一念凝つて緊張の極度に達する時猪と見て石に立つ矢のためしさへある。心魂徹すれば火も尙寒く、凍氷に座して尙暖を感じず。人の意志の力、身体の鍛練の上に、緊張味、激刺味の缺くべからざる事は云ふまでもない。ともすれば弛緩し類廢し勝になる自分の意志の弱さを思ひ、其の弛緩さ自恣さが生活の上に

勤務の上に精神上肉体上甚だしい悪結果を來す事を顧みて、今更ながら緊張の尊さと効果をつくゝ感じる。

緊張、激刺の意志の働くところ身も共に活力横溢して、心を蝕む誘惑、邪念自隨、無氣力等あらゆる精神上の悪分子は、明らかな引き締つた心の前に霧散して、其處に現れるものは強い弾力性のある、叩けばピンと反撥するやうな心身を持つ力強い姿である。なべての職務なべての生活の上に常に引き締つた弾力のある生き方をする事は、其の一個の人としての生甲斐と進展を意味するばかりでなく、團體の精神を陶冶し鍛練して一個の強大なる團體精神を建設する胚芽となる。云ふところの國家非常時なる新語も現在に於ける國家内外の情勢を洞察し知悉して、之に善處するに緊張せる一大勇猛心を喚起して、國民一致打つて一丸、激刺たる精神と態度を持する時忽ち雲散する事と信ずる。新興の小國家はよく興隆し盛大國のともすれば亡國の苦楚をな

むる、或は寡兵よく大敵を屠り、大兵を擁しながら僅かの敵に慘敗する等、過去の青史を顧る迄もなく心身の緊張と弛緩が其の結果の上に、零壞の差を生む事は何人もうなづかれるところであらう。

私達刑務官吏の職責は實に戰場に於ける戦士に等しい。阿諛、便佞、奸詰、邪智、資性不良な邪惡の徒を前にして、單に之を看視するのみにても、並大抵ならぬ辛勞と苦心を要するに、尙一步進んで之等の徒を改善訓育して善良なる人と化さなければならぬ。實に最難を痛感する職務である。強い信念と暖い人間愛と常に張り切つた心身を以て奉公の誠を盡すにあらざれば到底この重任を完ふする事は出來ない。戦場の第一線に立つべき刑務官吏にして萬一弛緩した態度自隨の言動を以て收容者に對せんか、自ら規律を紊り秩序を破つて、彼等の輕侮と嘲笑を買ひ、官吏の威嚴品位は忽ち地に墜ちて威令行はれず犯則、事故は益々繰返されるに到るや必せりである。日常の勤務は

更なり私生活に於ても緊張して心身の保全を計ることは刑務官吏として最も重要な心得事項の一つである。

繰り返して云ふ。刑務官吏の職責は戦場に於ける第一線の兵士に等しい。いささかの弛緩いささかの自恣を許されない自己の節操を保持し健康を保全し、言行二つながら人の範として收容者の教化に任ぜんとするには四六時中、意氣と活氣の漲る、大なる緊張味と一失を忽せにせざる細心の用意をなすにあらざれば、遂には身も心も疲勞と困蹶の渦中に投げ入れられて完全なる職務の遂行は出来得ない。私達は常に敵前に在る戦士の心を心として、心身の緊張を把持しこの第一戦を守り、尙進んで敵壘に肉迫せんとする激烈たる活氣を、常に漲る程持ちつづけん事を心掛けねばならぬ。

◎收容者の嗜好食料に就て

奈良 佐々木碧村

收容者の多くの者に處遇上第一に希望するものは何かと問ふたならば異口同音に「よい食物」と云ふに違ひない否そうあるべきは當然であらうと思ふ。何んとなれば人間の生活上最も必要なる衣食住の内食物は保健擁護の上に直ちに影響し身体は彼等にとりて何よりの財産で收容中のみ問題でなく解放後一般自由労働者として活動せざるべからざる關係を有するからである。

或刑務所に於て食菜の悪い結果騷擾を起した例より見るも如何に食料の善悪は直ちに一般囚情に影響を及ぼすのであるかと云ふ事はうかゞはれるのである。第一によい食料を與へ而して入浴睡眠休憩等に考慮を拂はれたならば自然と囚情は平穩となるばかりでなく作業の能率も増進するのである。「腹が減つては戦が出来ぬ」と云ふ古語の如くエネルギーが盡きては心身の活動は止まるのであらう。故に食料を擔任する吾々は此の重大なる使命を帯びて居るのであるから常に保

健衛生上は勿論倍々營養價值あるものを選択すべき責務を有すると云ふ結論に到達するのである。

併し此處に困難なる問題は豫算に制限があるが爲め熱量を考慮すれば豫算に不足を來し豫算に専念すればカロリーの不足を生ずると云ふ有様である。然らば營養價と豫算とを考慮すればそれで満足かと云ふと決して左様のものでもないのである。如何に豫算の範囲内でカロリーを研究して給與したものでも一般收容者が之れを好まずして攝取不充分なれば何等の効果もないものではないかと思ふ。そこで豫算の範囲内で營養價值あるもので而して彼等の好んで攝取するものだけなければならぬ。以上の三つの要件を研究する第一歩として衛生週間に於て一般收容者の嗜好調をなしたる處次のやうな順序であつた。
一、豆の砂糖煮、二、カレトライス、三、肉うどん、四、野菜の油揚、五、生魚味

嗜者等、當地方一般民は總ての調理に關東東北地方よりは遙かに甘味のを希望する傾向であると云ふ事を耳にして居つたのであつたが矢張收容者も同様である事を之れによりて確實に認められたのである。

◎行刑の認識

横濱 本吉紅洋

如上の調査により地方的嗜好の一般を知る事が出来たので之れを將來の參考資料として系統的に研究を重ねて見たいと考へて居る次第である。

監獄と云ふ所は忌はしい所、恐る可き所だと誤認し前科者を鬼畜の様に懼れて居るのは何と云つても否定する事の出來ない事實である。或者は看守をさへ殘忍な牢役人として嫌厭して居る有様である。これは畢竟行刑の密行主義にも由來するが殘忍であつた往時の牢獄に對する觀念の傳統であると云へよう。だが今日の刑務所は社會一般が恐れて居る様にかく殘忍な處刑場でも無ければ看守は嫌はれる如き冷血な牢番でも無い。否寧ろ前者は神聖な修養場でありそして後者は立派な教育家であるのだ。最近行刑當局も行刑と云ふものを一般に認識させ釋放者の指導に社會協力の必要を認め種々な方法を講じてゐるが就中最も目新しいものは刑務委員會制の據頭と釋放者保護事業の活躍である。殊に刑務委員會は刑務官以外の人の行刑への參與を認めるのであつて此の制度が實現した曉には刑務所と云ふもの、實質が社會に認識され一般の刑務所に對する盲想

を打破するに役立つ事であらう。私は新聞紙上に於て刑務所に關する記事を屢々見る。そして讀んで何時も暗然とせざるを得ないのだ。苟も新聞紙は社會をリードする文化機關たる使命を持つ以上記載事項が皮相であり出鱈目でありアウト・オブ・デートであつては却つて社會のバチルスたる逆使命を果す結果となる。或る日の某新聞の記事である。法廷往來と云ふ題で某刑務所の事に及んだものを見た。先づ冒頭に「裁判所から金網張りのトラックで犯人を刑務所に云々」と云ふ一句がある私はこれが社會指導の使命を持つチャーナリストの……假に戲言にもせよ……云ふ可き言であるか？と憤慨した。犯人を材木と混同した其の不用意な放言には實に啞然たらざるを得ないではないか？又曰く「赤い着物の囚人が盛んに自分達の脱獄の出來ぬ様に高いコンクリート塀を築いて居るのも皮肉だ」成程見様に依つては一種の皮肉でもある。だがもつと深い所まで觀察して然

る後に紹介の勞を取つて欲しいと思ふ。然も『時に依つてはラヂオの夕などと洒落た事をやる』と云ひ『刑務所の待遇が改善されたので刑務所志願が殖えた』と云ふに至つては行刑の何物たるやも解せずして刑務所の官批判を行ふものとして許し難きものである。そしてその新聞たるや天下の大新聞と云ふに至つては如何に社會人が行刑に對して無智無理解なるやが推して知れるであらう。

これを見、あれを思ふ時刑務委員會の一日も早く實現し尙進んで參觀制度の大改革を望んで已まないものである。

○言語

長野 和 魂

命令に依つて、訓示、號令、指圖を以て凡てを成し遂げる刑務所に於ては安全を期する上には言語が必須の條件となる事を痛感せざるを得ないので有る。社會に於ても「安全第一」の標語を的に、安

全期待を唱へて已まない。社會への第一歩たる囚徒教養の刑務所にては尙必要缺くべからざる事は、言ふ迄も無い事である。

今茲に「言語は如何なる利器であるか」と問はれんに分り切つた事の様で偕て言はんとすれば中々言へないが、「言語は再等の心に思ふ事を人に傳へる道具である」と答へたなら簡單にはザツと善いと思ふ。言語に依つて自己の意志(職員にありては命令、訓示、號令、指圖)、が人に知られ又人の意志が自分に知れるのである。吾人に幼少の時から又學校にありても言語の練習修養を積んで來たが現在に於て自分の言葉を顧るに果して完全でない事を憂へ尙一層習練の必要を思ふので有る。只口に出まかせに發する言語は却て言語の目的に添はないのみか人をして誤解を招かしむる事あり之れは言語に對する用意が無いからである。

自己の言語をよく人に徹底せしめ感ぜしめよく動かさんとせば先づ對する人の

心を引つける様はつきりと氣勢ある言語が必要、不明瞭な秩序立たない言語は千言萬語も其の甲斐がないのであるから、平素條理の立つた物の言ひ様を練習する必要がある。野鄙な言葉遣ひ亂暴な言ひ振りは人によい感じを與へないばかりでなく同じことで有り乍ら反つて其の言語が仇になる事が多い、又物言ふ場合に依つて、聲の高低遅速も其の宜しきを得ねばならぬと共に態度も慎まねばならぬ、態度も一つの無聲の言語で有るとも言へる、今假りに子供を叱るに長々と癡轉びて笑ひ乍らしたならば子供は必ず冗談と思ふに相違ない。言語は心の聲(影)なれば心正しければ聲自から平かに又明瞭である、心明瞭なるが故に其の態度も正しい。而して心亂れざるが故に凡てに注意力有るや當然である。

上品な言葉を使ふ者は何となく其人の奥ゆかしさを感じしめる、物蔭に在りても其人の人格が分るなど古人の云ひしは言語に依りて知られると云ふのであら

う、加ふるに行刑官吏たるものは言行一致であらねばならぬ事も忘れてはならぬ。些細の事を誇張して言つたら徒らに聲を大きく出事事以上に吹聴したり虚偽を言ひ對手を罵り中傷するが如きは尤も避くべきである、又阿媚する事は尤も惡い。

斯くの如く舉げ來れば其人の言語は其の人格を代表するものなれば之れに依つて各人の人格を看破さるゝ事當然である。此の看破如何が行刑上總ての安全を期する上に及ぼす關係は甚大なるものであるから心すべき大事である。然り而して言語の完全を期するは容易ならざる事にして先づ心の修養に俟つ事を忘れてはならぬ事と確信する次第である。

◎釋放者保護に就いて

姫路 表 松 月

抑々行刑とは、犯人を社會に復歸せしむる社會應化作用である。然して行刑

の最終の美を、濟すものは、釋放者保護である。釋放者にして、社會に顧みられることなく、嫌厭排斥せらるゝ時は彼等は竟に自暴自棄に陥り、再び犯罪を敢てせざるべからざるに至るのである。故に監獄は、其の改善作用の結論として、釋放者保護に留意せねばならぬ事は勿論であるが、監獄法は其れを以て、監獄官吏の義務とはして居らない。然れ共行刑の目的が尠く共、犯人の累犯を豫防するにある以上、釋放者の生活を保護するに付き、監獄立法は一顧を拂はねばならぬまい。

今や行刑は、時代文化の趨勢に伴ひ、其の行く處を知らざるの状態に、到達してゐることは、周知の事實であるが、獨り釋放者保護のみが、或一部の宗教家、又は保護事業家のみに於てなされる、は、時代文化の行刑に、相應しからぬ現象ではあるまいか。私が左に述べんとする事實は、五年程前にさかのぼる、或る日一人の釋放者が、入所中世話になつた看守

に面會を求めて、其の看守は彼の面會に應じた、話の内容は知るよしも無いが、其を上司の目撃する所となり、看守は上司より、釋放者との接渉につき、注意せられたのであつた。何と云ふ偏見であらう、何と云ふ人格を無視した言葉であらう、彼等釋放者は、吾人刑務官にとりては教へ子である、其の教へ子が、入所中の恩に感じて面會を求めたのである。其の求めに應じた看守に、何等差すべき事があらう、なる程當方より釋放者の家庭を訪れて、云々といふ事實なれば、とに角、先方より慕ひ來る釋放者に面會して將來を鞭撻するは、寧ろ歡迎してこそ、行刑最終の目的を達するものではあるまいか。

さるが故に、我々刑務官吏は、收容者に對して、常に不偏なる正しい愛を以て臨み、其の出所するに及んで、保護關係者と、密に連絡をとりて、累犯防止に務むるは、吾人刑務官に與へられたる義務であらねばならぬ。

最後に、今少しく解放者保護事業に、
覚醒せられんことを要望して筆を置く。
(終り)

◎たより

あばしり 拙 箭

八月だといふのに北邊細走の一隅此
處では種々の虫のすだく聲に言ひ表し
やうのない寂しさが夜氣と共に泌々と身
に感ぜられる。當直勤務の身が事務室の
窓硝子を徹して聞かれる前庭の虫の音に
この感があるのにましてや居房殊に獨居
房で父を思ひ、母を偲ぶ彼等囚れ人は如
何にこの秋氣を感受してをるであらう。
彼等とても……………否々彼等こ
そ一層人の子として悩み続けたものであ
らうから、往時唐土にあつて月を見秋氣
に溺れ故郷を戀ふた安部仲磨の心境が涙
と共に理解出来るだらう。
秋は吾人に必然的に反省を強ふる時季
と謂はれてをる。この秋と教化をしつく
りと結びつけて彌増しの教化的効果を舉

ぐる道なきやと感ずる吾人の夢は、所詮
見果てぬ夢として笑殺せられるべきもの
此時にだらうか。當り農園刑務所たる當
所に身を奉ずる吾人は三年振りて恵ぐま
れた今農期の天候と氣温を神に感謝しつ
、總ての人々が面に得もいはれぬ豊年の
豫想による歡喜と一層の緊張を溢らし乍
ら夫々の任務にいそしんでをる。
二百十日を半月の後に持つ昨今早稲は
恵ぐまれた氣候を享樂するかの様に豊か
な水を湛へた田面に實り垂れた稻穂を寫
してをる。
一日數十町その耕地には畑の幸が靜
かな秋風に微かに動いてをる。
丁度優しい子守歌を歌ふ母の膝で眠る
赤坊のそれの如く極く自然に且甚だ美し
く……………
吾人はその中で業にいそしむ緒衣の人
のその存在すら何となく自然に首肯出來
る心の平和を持つことが出来る。寧ろ吾
人は罪と人とを可分のものと考へ、こん
なに平和に、こんなに勤勉に働く人と罪

を結びつけて考へる事の中に、ふと不調
和を考へさせられる。
自然を相手にして土に親しみ自己認識
に務め、健全なる身体を造るべく、こゝ
に收容せられてゐる人の胸にはその畑に
於けるが如く雑草の芟除が行はれ、もし
て善の芽が慈光に恵ぐまれすく／＼と健
かに延びるだらう事を疑はないものであ
る。



海外異聞録

◇三十一ヶ國語で審判

各國人種の寄合世帯である
チエツコスロバキアでは、法
廷で被告を裁くのに各國語を
用ひねばならない。従つて首
都ブラーグでは法廷専門の通
辯が四百七十三名もあつて、
その内英國人七十二名、ドイ
ツ人百六十四名といふ大人
數。何しろ三十一ヶ國語を使
用する必要があり、なかんづ
くカタロニア語、ラテン語、
ヘルシヤ語、ユダヤ語、エス
ペラント及び聾啞者のサイン
等も勘定の中に入つてゐるの
である。

◇結婚て罪人も釋放

ドイツのナチスは、國力の
充實をはかるため、熱狂的に
産めよ殖やせと人口の増加を
奨励してゐるのであるが、今
度また徹底的な案を發表して
世人をアツと驚かした。と云
ふのは、縦へ刑務所に服役中
の者でも結婚するといふ條件
なら減刑、出獄せしむるとい
ふのである。

◇科學を悪用した
放火魔の全貌

米國では放火魔の疑ひある
火災が非常に多く、毎年その
損害五百萬弗にも達してゐる

が、放火のヤリ口が近年世界
に類なき程科學的になつて來
て、米國警察當局を極度に悩
ましてゐる。そのヤリ口と云
ふのはガンリン、ベンゾール
燐、その他の酸素含有物等の
發火材を使つて不在證書の工
夫に特に力を入れてゐる。そ
の一、二の例を見ると、銅屑
をつめたボール箱に蠟燭をた
て、相當の時間を経てから
燃え出すやうにしたり、マツ
チ箱に煙草をとりつけたりす
るものがある。もつと混み合
つたものでは時計仕掛け等も
發見される。保険金詐取の目
的で旅行先から長距離電話を
自宅にかけ、勿論不在のため
鳴りつゞけるベルを利用して
發火材に着火し、完全なアリ
バイをつける犯人もある。こ
れ等の放火犯罪の捜査には多
くの専門家が活躍して、あら
ゆる放火材料の模倣試験から
現場で集めた材料の科學試験

例へば炭化した木材を顯微鏡
でみて、その炭化の状態から
その燃焼温度、ひいては着火
材料がガンリンかアルコール
か等を知り、その他の科學的
捜査と協力して近來では犯人
の檢舉は實に好成績を示して
ゐるとのことである。

◇鬼ヶ島に新婚旅行

フランスの重罪犯人が死を
賭して脱走を企てる鬼界ヶ島
即ち佛領ギアナのデヴィルス
アイランドに永住すべく出發
した新郎新婦がある。それは
パリ救世軍の一大尉夫妻だが
この外に救世軍の將校二人が
鳥流しを志願した。彼等はこ
ゝに終生の棲家を求め、犯人
中刑期が終つても内地歸還を
許されぬ非運な人々のために
出來得る限り楽しい生活を開
拓することに努力すべく大に
意氣込んでゐる。

◇酔拂ひに強制入浴

中米サンボアドル共和国の首都サン・サルバドル市では、警官が市内を巡廻して汚い風態でウロウロしてゐる者を見つけると、有無を云はせず引捕へて浴場に引つ張り込み、大きな油のタンクの中へ抛り込む、そして石鹼でゴシゴシ洗つてやる。これは悪疫の傳播を防ぐと同時に浮浪人や泥酔者を少くする上にも効果がある。

◇猫で鯛を釣る

奥都ウィーンの住人フムベルトと呼ぶ男は「親切な方に生れたばかりの愛猫差上げたし養育料として五十圓進呈」と新聞廣告を出した。ところが之に喰ひついたものは忽ち一萬八千名。その中でも熱心なのに對し資格審査の手数料

として一圓送られたき旨の返事を出した。慾に誘はれた澤山の盲者どもが競つて金を送つたところ、何の返事もなかつた。やがて彼が詐欺罪で檢舉された時には相當の金を消費して、次なる藝當を考案中だつたさうな。

◇破天荒の名判決

女尊國アメリカにこれは又破天荒の名判決——トレントン地方裁判所判事ブカナン氏は「妻が夫に對して悪口雜言を吐いた時は夫は妻の口を引つげたいも宜しい」といふ判決を下した。事の起りはフアンクハウザーといふ一婦人が夫を相手取り「夫は私の口を殴りました」といふ理由で離婚訴訟を提起し、慰料と女の子二人の養育費を請求したに始まる。そこで判事判決理由に曰く「フアンクハウザー夫人は夫に對して悪態を吐

いた事實を承認して居る、そして彼女はそのため夫から口の邊りをビシヤリと殴られたのであるといつてゐる、かかる場合夫たる彼が彼女の口を引つげたくことは極めて正當なる行爲であつたと認むべきである。彼の行爲は何等妻の離婚理由を構成するものではない」

◇二十世紀の鬼界ヶ島

フェルナンド・ノロンハ島は、ブラジル、ペルナンブコ沖合數百哩、大西洋の荒浪碎く絶海の孤島、およそ文化といふ文字と縁の遠い淋しい島である。この島は一年の日照が続いて、十八日の雨降りがあつて又一年の日照が続く。そして十八日の雨降……實に恐ろしく暑い土地、しかもその暑さは人の骨まで溶かして了ふといふ。ところでブラジ

ル政府は、重罪人の服役地としてこゝを使用してゐる。其處には鬼の如き面魂をした、見るからに凄惨な形の犯罪者が、一年の日照りを呪ひ、十八日の雨を戀ひながら刑に服してゐる。彼等は過去に犯した罪の報いを、こゝ二十世紀の鬼界ヶ島での焦熱地獄に體得して、今更ながら過去の所業を悔い改めて行くさうである。

◇度胸のいゝ女強盜

サンフランシスコ市のミツシヨン喫茶店に覆面の女のホールドアツプが侵入し、居合せた男子十二名にピストルをつきつけ、各自のズボンを脱がせて持ち去つた。ズボンなしに十二名ズラリと列んだ姿は見られたものではなかつたと云ふが、さりとは恐ろしい度胸のいゝ女もあつたもの。

選句所感

清藤君の稻妻の句、觀察が鋭敏である。そこからこの句の清新さが生れてゐる。稻妻といふと、稻妻そのもの、凄さを云はうとし、或は瞬間照らし出される物象を云ふに止りがちである。そしてたゞそれだけのものに終る。この句はそれらの句よりも一歩を進めて深味と複雑味を持つてゐる。物凄稲妻の光りは樹梢に宿つてゐる小鳥の眠りを驚かす。あの青白い閃光が繁り合つた葉の間までも凌ぎ入るので、小鳥は驚いて眼を覺ます、そして居ずまひを直してまた眠らうとする。その小鳥のひそかなる動作に葉に宿つてゐた雫がばらばらと落ちるのである。夜の静けさの中におこるその雫の音も思はれる。然し、一方に雫を落すのは果して小鳥かどうか分らぬではないかといふ疑問も起りさうであるが、極く小詩形の俳句としては、その點は迎へて善意に解すべきであつて、これは庭前にある樹でその樹がいつも雀などの囀となることを前提としてゐる上の句と解して差支はない。捉へ方が實に機敏で心地よい句である。

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
締切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天	稲妻や小鳥のこぼす木の雫	金泉	清藤
地	揚花火夜の草原の露光る	飯田	史山
人	赤とんぼ花の眞晝は静かなり	小菅	法外
秀逸	陽の匂ひ門の扉にある残暑かな	甲府	夕雨
	刈草の乾く匂ひや秋暑き	姫路	松
	蚊喰鳥掠めて飛べり宵の月	大曲	華
	秋晴て湖の水雛の白さかな	水戸	麥
佳作	つゝましく座にある客や扇風機	福岡	煤
			城

敘任及辭令

保健技師 保健助手 杉本英之助(宇都宮)
(前橋)
三級 書記官 船津 宏
五級 司法技師 成尾 清
八級 書記官 東 邦彦

(八月一日)

死亡 看守長 川口忠一(市谷)

(八月十九日)

看守長 松山憲太郎(行刑局)
(豐多摩)
司法屬 看守長 小川太郎(豐多摩)
(行刑局)

(八月廿八日)

願免 典獄 寺澤政郎(小田原少)
典獄(岐阜) 所長 須藤善一郎(熊本)
典獄(所長) 典獄補 武田又市(岩國少)
全(小田原少) 所長 西岡三郎(久留米少)

司法屬武藤 耳(行刑局)
典獄補(久留米少) 所長 都 福常(大阪)

全(岩國少) 看守長 七戸大助(岐阜)

熊本所長 典獄 掛樋松治郎

免本官行刑局專務 兼 行刑局

人事課兼務

(八月卅一日)

集鴨轉勤 作業技師 岸野春一(川越少)

(九月二日)

願免 教誨師 教山祐警(長崎)

典獄補(熊本) 願免 看守長 寺島太作(熊本)

(九月六日)

免本職 支所長 北岡重民(嚴原)

熊本轉勤 看守長 內山茂八(鹿兒)

嚴原支所長 看守長 主稅鐵雄(八代)

免本職 支所長 支所長 鹿兒島轉勤 看守長

八代支所長 看守長 坂口喜曾市(熊本)

熊本兼務 浦上支所轉勤 全 西村兵四郎(廣島)

廣島轉勤 全 重富一郎(浦上)

市谷轉勤 全 安藤定美(小菅)

看守長(小菅) 看守 赤塚 孝(市谷)

(九月八日) 屬 掛樋松治郎(行刑局)

刑法監獄法改正調査 委員會書記ヲ命ス

(九月十二日) 願免 保健技師 山本定次郎(三重)

(九月十三日) 京都兼務 全 青柳辰夫(中京區支)

北海少兼務 全 須藤 元(札幌)

(九月十九日) 教誨師(待判) 箕浦良縁(小菅)

教誨師(盛岡少) 長崎轉勤 教誨師 黒瀬知圓(山口)

山口轉勤 全 龍野常圓(姫路少)

姫路少轉勤 全 本多龍馬(宇都宮)

宇都宮轉勤 全 河野義通(盛岡少)

松江轉勤 全 岡田敦准(宮崎)

宮崎轉勤 全 山口龍乘(松江)

(九月二十日)

願免 全 大草東三郎(集鴨)

(九月廿二日)

願免 看守長 境 外次郎(高松)

全 風間權平(水戸)

全 保健技師 佐々木豐茂(新潟)

全 教誨師 三島智盛(岡山)

保健技師(豐多摩) 保健助手 富田信雄(豐多摩)

集鴨轉勤 保健技師 柏木直九郎(廣島)

廣島轉勤 全 渡邊正武(神戶)

神戶轉勤 全 佐藤金司(千葉)

千葉轉勤 全 大谷靜夫(宇都宮)

宇都宮轉勤 全 成田德太郎(大阪)

新潟轉勤 全 谷澤延雄(岐阜)

三重轉勤 全 土肥直方(橫濱)

橫濱轉勤 全 寺岡 辰(豐多摩)



家庭の頁

豊かな秋の味覺

豊かな秋の實りはもう野や山に熟れ始めました、その芳醇な香氣と新鮮な色彩が朝の食卓にデビューするのも間もないことです、これら爽やかな秋の味覺も科學的にはどんな榮養價を持つものか——次に有本博士の談を紹介しませう——

その榮養價を調べて

蕎麥

その成分で特記するのは蛋白質とビタミンBである、

蛋白質は小麦粉のそれより遙かに榮養價値が高い、それは含有するアミノ酸によるからである。またそば粉に於ては

茸類

香氣は非常に優れて居るが

栗

乾物は一六乃至三四パーセントの澱粉を含み糖分としては葡萄糖蔗糖相當多量に含みタンニンは八乃至一パーセント、栗が蛋白質を多量に含むと云ふことは食品として動物性の食品にも劣らぬことを證して居りその他少量のヴィ

成分は大したものではない、たゞ一般茸類が含有するマンニットその他による糖分は非常に美味であるから椎茸などのやうに調味料とされる椎茸の乾燥したものは天然食品中には稀なビタミンDを多量に含む事は注意したい(腺病質の人、風邪を引き易い人、骨格の發育不良の人にビタミンDはよい) 松茸の成分を示すと
水分八一、三含窒素物三(七三〇脂肪〇、七六含水炭素一二、七八灰分一、〇〇である。

ビタミンA及び相當量のビタミンBも含有して居る、生栗の滋味はタンニンのためとも他の特殊な苦味物質のためとも云はれる、栗の皮をむいて黒變するのはタンニン及び酸化酵素のためである。

柿

成分として特殊なものがない、甘いのは含有する轉化糖のためであり、滋味はタンニンその他による、成熟して甘くなるのはタンニン質が變化して不溶解の物質となり同時に糖分が増加するのである。

大根

ビタミンCの給源として秋の野菜中最大なものだ、殊にこれは皮部に多いから調理の時は注意すること、また牛乳その他乳製品人工榮養を行ふときビタミンCの不足を生ずることがあるがこの場合大根汁をそへることは最も効

果的であると共に經濟的でもある。大根葉には多量のビタミンAを含むことも注意したい、大根汁に消化酵素チアスターゼを含有することはよ

靴下を買ふ時は
溝の數を見て
數の多いのが上等品

く知られて居るがこれは大根に限つたわけではなく人參牛蒡等にもあるのでそのうちでも大根汁の中に一番多いと云ふのである。

靴下もそろそろ夏冬のキリ替時に達しますから、この際一應知つて置くことも必要なことでせう、綿絲の靴下は絲が細くて肉の厚い撚絲製が上等品であります。單絲即ち俗にバラ絲製と云ふのは下等品です、又、綿絲よりもワス絲製が上等で且耐久力が強い、ワス絲製の上等品は絲も極めて細く、光澤があつて恰も絹絲製のやうに見えます。綿絲靴下にもワス絲製のやうに光

澤をもつたのがありますが、それは藥品によつて加工したものです、綿絲製靴下の大方はそれ等の加工が施されて居ります、ワス絲製は綿製品のやうに絲が太くて毛ばた、ない特色があります、次に、毛製靴下にもいろ／＼類があつて、それ等の鑑別はなかく、困難であります、大體純毛製カシミヤとスコッチ製とあつて、スコッチ製が一番耐久力が強くあります、スコッチ

製にも綿絲の交つたものが澤山あるから御注意が肝要です、主に冬の靴下に使用する純毛カシミヤ製は、底の部分に綿絲を使用してあるのが丈夫であります。すべて靴下は底部を二重底三重底など、命名してあるが、何れにしても底部の厚いのが丈夫であるのは申すまでもないことです。また爪先と踵の所にカガリ目があるが、そのカガリ目に一針でも目落しがあると、その個所から綻び始めますから、御注意が肝要です。また、指付の靴下には上等品はありませぬ靴下の優劣を鑑別するには足を入れる所が畦織になつて溝が立つてゐますが、その溝の數を一廻り數へて六十位なら下等品、八十が九十ならば中等品、百が百十ならば上等品といふことになりませうけれど總て冬物は針數が少なく夏物は針數が多いのであります。

言葉を知らぬ

赤ちゃんの病氣を知るには

その各種の豫知法

言葉を知らない赤ちゃんの病氣を豫知するには種々あります。泣き聲には常に注意を拂つておかなければなりません。まづ嘔れ聲で泣くのは咽喉を痛めた場合か乳兒脚氣の泣き方でありませぬ。また短く押つけるやうに泣くのは肺に故障のある時の泣き方でこれに咳と呼吸とが伴つて来れば正しく肺炎の徴候であると心配してみなければなりません。睡眠中に突然泣き出して頭を振つたり目ばたきをした

部分に痛みがあるからです。弱い聲で泣くのは餘程身體が衰い聲で泣くのは餘程身體が衰弱した場合の泣き方です。泣き方以外で病氣を豫知することは赤ちゃんの機嫌をみることも大切で、すべての病氣の初徴はこの機嫌にまづ現れるものですから常に細心の注意が肝要です。睡眠にも亦現れるもの、熱睡しない時、安眠しないで眼を醒まし勝ちの時うつら／＼して元氣なく眼を閉ぢてゐるやうな状態の時、時は明らかに病氣です、便通は病氣の有無病状を判断する上に最も重要なことですから一日一回位は嚴重な検便を怠つてはなりません。體重の減少する兒、増加の少ない子等

は何處かに故障のある證據で健康兒とはいへません。熱も病氣とは密接な關係がありますが高熱が必ずしも重病であるとは限りませんから驚くには當りません、けれども熱があるといふことは兎も角も異常なのでありますから、病氣の前兆であるとするべきです。

煉乳の

鑑別法

一、罐の上部が凹んで居て是をおすと容易く凹むものは新鮮なものです。反対に罐の上部が膨れ上つて外から押しても容易に凹まないものは内容が腐敗して居るもの、罐を叩いて見て音の済えないものもいけない。

ム色をして居るのは良品、赤味がかつたものは古いか又は製造技術に缺陷があるもの。三、ミルクを匙ですくつて靜かに垂らして見て、細絲状に落ちるのは新鮮で良品。四、匙でたらしめて見て液状を呈したり、若くは固まりながら落ちるのは不良品。五、罐の内側にミルクの固まりが付着して居るものも不良品。六、コップにミルクの少量を入れ、これに熱湯を注いで見て容易に溶けるものは宜しいが、溶解し難いものは不良品。七、溶解したミルクを飲みほして、コップの底に粟粒大の白い結晶物が残る事があるが、優良品は結晶が残らぬ。八、ミルクの罐をあけた時獨特の香氣のあるものは良いが、ミルクの香氣以外の臭氣を感じるものは不良品が腐敗したものである。

行刑統計

昭和八年七月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of April, 1933

Table with columns: 受刑者, 刑疑者, 刑事被告人, 勞役場留置者, 乳兒, 總計, 越員, 入監, 出監, 現員, 前月末日現在, 前年同月末日現在, 増減, 前月比較, 前年比較. Includes sub-totals for 内朝鮮人受刑者 and 勞役場留置者.

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ下ノ如シ

Table with columns: 國名, 受刑者, 刑疑者, 刑事被告人, 計, 國名, 受刑者, 刑疑者, 刑事被告人, 計. Lists nationalities like 中華民國, 英國, 利吉, 北米, 亞西, 滿洲, 西國, 哥國, 籍計.

昭和八年四月末在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of April, 1933

備考 ×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞務留置者 Prisoners in "Rokukijo," (Place of labor in lieu of fine or Penalty imposed)			乳兒 Babies in prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,070	—	1,070	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,093
市谷 Ichigaya	152	8	160	×39 1,308	×1 60	×40 1,368	62	1	63	—	—	—	—	—	1,561
豐多摩 Toyotama	1,354	—	1,354	—	2	428	18	—	18	—	—	—	—	—	1,798
巢鴨 Sugamo	2,667	—	2,667	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2,668
横濱 Yokohama	727	—	727	×2 273	—	×2 278	8	2	10	—	—	—	—	—	1,010
千葉 Chiba	940	—	940	×4 79	—	×4 81	22	—	22	—	—	—	—	—	1,045
水戸 Mito	596	—	596	×3 17	—	×3 18	11	—	11	—	—	—	—	—	627
宇都宮 Utsunomiya	790	186	976	—	—	—	4	—	4	1	3	—	—	—	823
															1,012

前橋 Machashi	1,101	—	1,101	65	—	69	5	—	6	—	—	—	—	—	1,171
静岡 Shizuoka	1,014	—	1,014	×4 103	—	×4 105	12	—	12	—	—	—	—	—	1,133
甲府 Kofu	667	—	667	—	—	—	16	—	16	—	—	—	—	—	713
長野 Nagano	860	—	860	×2 151	—	×3 159	16	—	16	—	—	—	—	—	1,029
新潟 Niigata	728	—	728	62	—	62	9	—	9	—	—	—	—	—	799
京都 Kyoto	880	136	1,016	×1 136	—	×1 140	37	—	42	1	—	—	—	—	1,055
大阪 Osaka	3,815	4	3,819	×10 714	×1 19	×11 733	106	4	110	—	—	—	—	—	4,645
神戸 Kobe	1,086	—	1,086	×1 143	—	×1 146	27	—	27	—	—	—	—	—	1,257
奈良 Nara	816	—	816	—	—	—	7	—	7	—	—	—	—	—	867
滋賀 Shiga	567	—	567	×1 56	—	×1 56	1	—	1	—	—	—	—	—	625
徳島 Tokushima	915	11	926	—	—	—	12	—	12	—	—	—	—	—	947
高松 Takamatsu	1,132	—	1,132	—	—	—	12	—	12	—	—	—	—	—	1,166
高知 Kochi	782	3	785	×1 23	—	×1 23	15	—	15	—	—	—	—	—	821
名古屋 Nagoya	1,958	5	1,963	×6 297	—	×6 310	20	—	20	—	—	—	—	—	2,281
三重 Mie	859	—	859	×2 21	—	×2 22	6	—	6	—	—	—	—	—	838
岐阜 Gifu	804	—	804	×7 55	—	×7 55	7	—	7	—	—	—	—	—	873
金澤 Kanazawa	950	—	950	×7 54	—	×7 55	3	—	3	—	—	—	—	—	1,014
															1,015

廣島	Hiroshima	1,649	75	1,724	× 9	× 1	× 10	22	—	22	—	—	—	—	—	—	1,820	78	1,898
山口	Yamaguchi	770	—	770	× 140	× 2	× 142	14	—	14	—	—	—	—	—	867	—	868	
岡山	Okayama	1,007	2	1,009	× 78	—	× 79	22	—	24	—	—	—	—	—	1,173	6	1,179	
松江	Matsue	1,176	—	1,176	× 19	—	× 19	16	—	16	—	—	—	—	—	1,245	4	1,249	
松山	Matsuyama	832	—	832	× 51	—	× 55	12	—	12	—	—	—	—	—	940	1	941	
長崎	Nagasaki	1,456	—	1,549	× 93	—	× 94	21	—	22	—	—	—	—	—	1,597	102	1,699	
福岡	Fukuoka	1,954	93	1,954	× 118	—	× 126	31	—	31	—	—	—	—	—	2,193	7	2,200	
熊本	Kumamoto	878	—	878	× 202	—	× 209	5	—	5	—	—	—	—	—	919	2	921	
鹿兒島	Kagoshima	758	—	758	× 32	—	× 34	7	—	7	—	—	—	—	—	813	1	814	
宮崎	Miyazaki	1,046	—	1,047	× 1	—	× 48	7	—	7	—	—	—	—	—	813	5	814	
沖縄	Okinawa	247	1	1,047	× 2	—	× 112	3	—	3	—	—	—	—	—	342	7	349	
宮城	Miyagi	1,677	7	1,736	× 108	—	× 112	16	—	16	—	—	—	—	—	1,805	63	1,868	
秋田	Akita	950	—	950	× 1	—	× 91	29	—	40	—	—	—	—	—	1,066	13	1,079	
青森	Aomori	417	—	417	× 87	—	× 89	7	—	7	—	—	—	—	—	449	3	452	
札幌	Sapporo	1,347	—	1,386	× 25	—	× 27	29	—	29	—	—	—	—	—	1,504	46	1,550	
函館	Hakodate	572	39	1,386	× 9	—	× 9	2	—	29	—	—	—	—	—	641	6	647	
網走	Abashiri	806	—	806	× 119	—	× 126	2	—	2	—	—	—	—	—	814	—	814	
					× 62	—	× 68	2	—	2	—	—	—	—	—				

釧路	Kushiro	345	—	345	21	—	21	2	—	2	—	—	—	—	—	368	—	368
小田原(少年)	Odawara	439	—	439	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	441	—	441
(for juvenil delinquents)					2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川越(同)	Kawagoe	353	—	353	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	353	—	353
姫路(同)	Himeji	665	—	665	× 1	—	× 16	10	—	10	—	—	—	—	—	691	1	692
岡崎(同)	Okazaki	191	—	192	× 15	—	× 11	1	—	1	—	—	—	—	—	261	2	263
岩國(同)	Iwakuni	352	1	352	× 58	—	× 59	1	—	1	—	—	—	—	—	363	—	363
久留米(同)	Kurume	409	—	409	10	—	10	5	—	5	—	—	—	—	—	438	1	439
盛岡(同)	Morioka	311	—	311	24	—	25	2	—	3	—	—	—	—	—	349	4	353
北海(同)	Hokkai	188	—	188	36	—	39	1	—	3	—	—	—	—	—	188	—	188
八王子(同)	Hachioji	127	—	127	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	141	—	141
總計	Saum	48,152	630	48,782	× 170	× 4	× 179	704	28	732	3	4	7	—	54,853	853	55,706	
					5,819	187	6,006	704	28	732	3	4	7	—	54,853	853	55,706	

昭和十一年

警察廳

法學志林

第三十五卷・第九號
昭和八年九月一日發行

全法律と信義誠實の原則……………牧野英一

□第三者の債權侵害と民法第七十七條

日本中世寺院法の法源……………細川龜市

民主政治と選舉法……………ゲ・ライプホルツ

破産法に依る否認と其の登記……………岡村玄治

親子相愛權……………角田幸吉

新刊批評及思潮概観

□當然的法源と政策的法源(牧野英一)

□刑法思想史における法律的實證主義(武藤文雄)

□アメリカにおける斷種立法の現状(木村龜二)

判例 民事十四件 刑事十九件
歐文 刑法に於ける信義誠實の原則(牧野英一)

東京法政大學發行

法曹會雜誌

第十一卷・第十號
昭和八年十月一日發行
定價金五拾錢

債權に關する一考察……………司法書記官 奥野健一

釋明義務に就いて……………山口地方裁 由井健之助

墮胎罪と社會的適應事由に就て……………東京地方裁 小泉英一

英國下級民事裁判所の組織並權限……………横濱地方裁 鈴木忠五

北米合衆國破産法改正に關する調査報告……………神戸商業大學 齋藤常三郎

ドイツ判例新話……………辯護士 藥師 寺志光

戶籍關係法令考(十五)……………東京控訴院 書記長 前田牧郎

○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨
○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

司法省構内

法曹會

振替口座
東京一五六七〇番

編輯餘録

□ 晩近に於ける刑事學界の二大潮流。その一は即ち犯罪防壁とステリリザチオンの問題、その二は慣習犯罪に對する防壁の問題である。前者は既にアメリカ合衆國に於て幾多の事例を示し又昨年ゲザムテ・ストラフ・レヒツワイツセン・シャフト誌が諸學者の卓見の爲めに一卷を提呈し、後者はインスブルック、カールスル、Iへ及びエツセンのI.K.V.に於て引續いて討議がなされたところである。

□ かやうな二大刑事問題を本號は一は木村教授により、二は岡部學士によつて取扱はれたのである。而も木村教授は學界への呼かけを爲し、岡部學士は之を刑務界へ呼びかけようとして居られるのである。その趣向は自らことなる。しかし、その何れもが刑事學の緊急問題であり且何れも吾人の追隨を許さざる卓説たる點に於て必讀の價値があるはいふまでもない。

□ 實務家の信念は早くから之を否定して居らない。只學界に於ては必しも此の思想を全部まで容認して居ない。心強く感ずるのはエツセンの會議に於てラードブルック教授がリープマンの遺言たる教育の最高峰をたづねるに慣習犯罪もその對象とすべきだといふ思想を高調したことであつた。

□ 大阪府が小河滋次郎博士の紀念碑を作つたさうである。それは博士の同府方面制度創設への追憶の標示である。行刑と最も關係の深い同博士に對するわれわれ行刑人の追憶もまた深い。

定價表	一冊(稅共)	金二十五錢
	六冊(稅共)	金一圓五十錢
	十二冊(稅共)	金三圓
廣告料	第一頁	金五十圓
	第二頁	金四十圓
	普通一頁	金三十圓

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
●御座は東京二五〇五九番刑務協會とする
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年九月二十八日印刷納本
昭和八年十月一日發行

編輯兼 伊藤忠次郎
印刷人 竹田益平
印刷所 東京市葛飾區小菅町一八四番地
發行所 東京市葛飾區西日比谷町一番地
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

46^e Année N^o 10

Octobre 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K. — De la stérilisation.

Okabe, T. — Des expériences d'un directeur de la prison.

Mouvement des idées à l'étranger:

John L. Gillin, Russia's penal system.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice